

を五分税率に改めて、以て江戸、大阪、新潟、兵庫の開港期を、千八百六十八年一月一日即ち慶應三年十二月末まで延期せしめたりしなり、故に今此理由を以て彼等の請求を拒絶すること、敢て難きに  
わらざるに似たりしなり。然るに在阪の幕吏はこの理由を棄て、顧みず、閣老阿部豊後守、松前伊豆  
守は兵庫に來り、四國公使に面會して兵庫先期開市は承諾すべきを以て、軍艦は速に攝海を去るべき  
旨を告げ、歸阪して此趣を將軍家茂に復命せり。此時將軍家茂は、兵庫開港の勅許を得ること能はず  
して、二十四日空しく大阪に歸城したる折なりしかば、此報を聴て深く憂慮する所あり、直ちに直書  
を在京の後見職一橋慶喜に發したり、

一書申進候外國人爲應接一昨日豊後守差遣候處只今罷歸り委細に承り候處天下之重事絶言語一候次  
第に至り候即刻御下阪可被成候右の外可申入他事無之事

九月二十四日

家

茂

慶喜は此手書に接し、翌二十五日直に下阪して事情を尋ね、先期開港の許状を授くべからずと制止し、  
且阿部松前の兩閣老に差控を命じ、急ぎ上京して事情を奏上する所あらんとす。

○第四十六節、此薩兵庫開港の不可を奏す、朝廷自ら幕吏を黜く。幕府の失舉に叱々たる薩州は、  
乘すべきの機會を失はず、大久保市藏をして朝廷に二篇の奏議を提出せしめたり、曰く、

此度兵庫港夷舶來着之趣意柄詳に承知不仕候得共過日阿部豊後守様御應接之上開港且十日之期限

に被相究候に付大樹家不日御上洛右事奏聞被爲在候哉に内々承知仕候就ては兵庫表之儀は帝都  
近く殊に海内の要港にて素より勅許可被爲在儀とは不奉存候墨夷襲來之後積年確乎不被爲  
在御動搖御儀と兼て拜承仕候に付乍恐聊苦心仕儀は無御座候得共自然申立之趣きに依り御動  
搖御許容被爲在候ては皇國之存亡未曾有之御永耻千歳御取返之期有御座間敷實に人心の向背に  
係り莫大之御後難此舉と奉存候に付諸侯方急速御召相成建言被聞召一候上皇威顯然相立候様有御  
座一度存候左候は、日間も相掛候に付強情申張萬一彼より輕舉之振舞も候は、速に御打拂被仰付  
度候弊邸當分人少には御座候へ共修理太夫大隅守兼て申付置候趣も御座候間御先鋒相勤盡死力  
聊奉報御國恩一度候間兼て聞召置被下度此段遮而奉願候様重役共申聞候事

此奏議は二十八日を以て捧呈せられぬ。往年は宇内の大勢に暗く、自尊と畏怖との一念より外人に接  
近するを飽迄忌避したりしと雖も、今は外人を忌避する念去て、幕府の大權を京師に回復せんと欲す  
るに急なる諸公卿は、斯かる煽動的、使喚的の奏議に接して争でか躊躇すべき、忽ち此刺激に發憤し  
て、左の如き沙汰書は出で來れり、

阿部豊後守、松前伊豆守事叙慮之趣被爲在候に付官位召上且於國許謹慎御沙汰可相待事  
是れ十一月一日の御沙汰にして、翌日幕府に傳達せられたり。夫れ天下の政權を擧げて幕府に委任せ  
る朝廷が、今は幕府の有司を勝手に黜る者たり、假令強努の末、魯縞を穿つの勢ひなからしむるも、

豈に此處置に對して一矢を放たざるを得んや、況して幕府尙ほ此時に決するあらば、天下の事未だ容易に知るべからざる者あるをや。

(補)四國軍艦の攝海に來り、兵庫の先期開港を迫るの不當なるは明なり、而かも從來幾多の史家は、彼等が此不當なる舉動に出しど、幕府此の不當なる請求を容れたるに疑ひを抱かざるにあらざれども、判然其疑ひを解くの理由を看出すに苦み、單に「是より先き下の關砲臺の償金を議するに當り、英國公使パークスは兵庫を先期開港せば、其償金の半を減すべし」と談せし事あり、今乃ち此事を口實として、幕府を威嚇したる者なり」と説く。蓋し兵庫を先期開港せば、償金の半を減すべしとの談判ありたるは事實にして、當時幕府の財政は極めて匱乏を告げ、頗る償金仕拂に窮したれば、仕拂延期を請ふに方り、彼より先期開港を促して、半減論を提出したるの證は、安政條約勅許の後なる、十月二十八日を以て水野和泉守が、佛國公使に贈りたる書翰を見るも明かなり。其書に曰く「以て書翰一申入候此度大阪表に於て我同役共其許共と取極たる通り下の關償金殘高無<sub>二</sub>怠情<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>渡旨大阪表より申越候故可<sub>レ</sub>渡再度の高五十萬元は既にハンケに相渡申候右に付三度目可<sub>レ</sub>渡金高其外の儀に付左之件申入候間可<sub>レ</sub>然勘考有<sub>レ</sub>之候様被<sub>レ</sub>致度候一千八百六十四年第八月二十二日英吉利、佛蘭西、亞米利加、阿蘭陀國の四公使と酒井飛彈守と償金條約取極たる節ハール、ルーラ、ホート、アール、ユック殿敷申立候には償金の儀各國政府慾心にて取極候には無<sub>レ</sub>之其償金に代て一港を開くか外國

交易之益可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>之工夫致候節は各政府の爲に都合宜敷且其趣申開候には各國政府の懇望は日本と各國之交際尤親敷致候か又は日本政府に於て各國の人民大切に取扱候は於ては償金請取候より却て宜敷趣然ば此度京都に於て各國の條約勅許に相成候事は其取扱の基にて實に大君殿下右一條に付格別之御盡力にて此大事件相濟候は開港に勝れしにて素より條約勅許に相成候上は數年の内には或る港を一ツ開く場合にも可<sub>レ</sub>至心組にて其上外國交易の益に可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候様致度積に候貴國政府別段に我國の事に付心頭に被<sub>レ</sub>懸候依ては右等の件々可<sub>レ</sub>然貴國政府に通告有<sub>レ</sub>之候様致度存候此度大君殿下長伐の爲海陸二軍の兵を出事多く其爲め入費も多分有<sub>レ</sub>之就ては年貢取立等多分にて國民難儀に及候に付此上は國民難儀無<sub>レ</sub>之様致度候大阪表に於て一千八百六十四年十月二十二日之條約を確定し江戸表に於ても取行ふべき積に候乍<sub>レ</sub>去前件の儀も有<sub>レ</sub>之旁以て書翰之趣速に貴國政府へ通告候様頼入候若し右等の趣貴國政府に於て承諾被<sub>レ</sub>致候に於ては兵庫開港取極たる年月に至る迄各國政府償金殘高渡方差延相成候様致度此段頼入候」と、則ち各國軍艦攝海入航の以前に於て、償金半減論のありたるは確かに推察し能ふと雖も、彼等が此を口實として、不當理不盡なる先期開港を幕府に威迫せりと云ふは未だ事情を盡さざる者に似たり。想ふに將軍家茂は論なく、後見慶喜の如きも全く諒知せざるの間に於て、江戸の幕吏中一策を畫する者ありて、之を在阪の閥老に通じ、各國公使、特に英國公使の如きが、先期開港を希望するの深さを利用し、彼等を促せしと云はんより、寧ろ彼

等に請ふて攝海に闖入せしめ、一は朝廷を威して安政條約に勅許を與へしめ、一は兵庫を先期開港して財政の窮乏を救はんと欲せし者にあらざるか、然らずんば江戸在住の幕吏が、各國軍艦の攝海に向つて横濱を抜鎚せし事を其向々へ達せし文中「横濱港内に碇泊之外國軍艦攝海へ相越候趣之處皇都御程近之儀に付嚴敷差止種々説諭におよび候へ共既に出帆致し候右は御在阪中に付彼地にて申立候事件有之由別段異狀も無之哉に相聞候」云々との言、何ぞ其沈着にして無頓着なるの甚しきや。且つ又阿部豊後守、松前伊豆守が、安政條約の無勅許締結の詰責に苦みつゝある日に於て、更に無勅許にて、兵庫先期開港を各國公使に誓ふは、餘りに大胆なりしことを怪まざるべからず。今彼が如く幕吏は無頓着にして斯の如く閣老の大胆なりし所以を察するに、朝廷も、將軍も、後見も、皆幕府中の二三策士に謀られし者にして、各國軍艦に威嚇されたりと見るべからざるの事情ありて存するが如し。當時阿部松前の二閣老より、兵庫談判の模様を聞きたる將軍家茂が、痛く驚怖せしのは、彼の慶喜に與へたる手書に據て想像するを得べし、而して本史編纂に際し、大阪住の森訥なる人より、其先考の書き貽せる慶喜紀聞と題せる寫本を借覽せしに、其書中當時の風聞なりとて、此事に關する慶喜下阪の事情を記すこと詳なり。其文を約說せんに「大樹公御直書を以て一橋公へ急速御下阪申來り二十五日即刻御下阪牧方街道森口迄御出に相成候處閣老より最早御用濟に付御下阪に不<sub>レ</sub>及と被<sub>二</sub>申來<sub>一</sub>候得共一橋公には御下阪の趣朝廷へ御届濟にて御裁許の義且は大阪近くまで御

越わりながら直に御歸京相成候ては朝廷へ御返事の被<sub>二</sub>仰上<sub>一</sub>様も無<sub>レ</sub>之且つ亦御直書にて召されながら御使番の口上のみにて下阪に不<sub>レ</sub>及などいは不審に思召され候にや推て御下阪の上直に御登城相成り候然る處最早諸役人方は御退出故阿部侯へ御出に相成り兵庫の儀御尋相成候處開港の儀御許容於<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>之は忽ち兵端を開き可<sub>レ</sub>申の勢ひ切迫に付左様候時は國國の爭亂人民の騷擾眼前に相見奉<sub>レ</sub>惱<sub>二</sub>叙慮<sub>一</sub>と存するの間未だ奏議を経ずは候へ共據るなく開港條約取結に相成たる趣尤も許狀御渡は周防守罷越すべきの所なれども所勢に付尙は阿部侯罷越候筈なりと御聞きに相成り一橋公大に御立腹に相成り候阿部侯被<sub>レ</sub>申候には左すれば如此の形勢に相成り於<sub>二</sub>中納言殿<sub>一</sub>は如何御取計ひ相成候哉と詰問に被<sub>レ</sub>及候處長州の處置未だ取極らず兵庫開港の儀は人心未だ折合はざる次第は夷人も能く知る所也其上開港期日も今迄延引致し候を今日に至り此の如く相迫り候譯柄も無<sub>レ</sub>之是は前件の事實を明かに辯明致し候は、猶は夷人承知を不<sub>レ</sub>致譯合は有<sub>レ</sub>之間敷と被<sub>レ</sub>存候間今一度致<sub>二</sub>應接<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>申と御返答有<sub>レ</sub>之候然る處阿部侯には左候へば應接の儀は誰なりとも御人撰被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候へと申候由依<sub>レ</sub>之井上主水正を被<sub>二</sub>召出<sub>一</sub>町奉行の義は大隅守久しく在勤にて事情をも相心得居り候儀に付月番非番に拘はらず同人へ町方の儀を爲<sub>二</sub>相心得<sub>一</sub>主水正に於ては應接の筋相心得候様御前に於て被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>直様主水正は兵庫表へ出張に及ばれ應接を致候處夷人の答には此方より二十四時間を限り開否の御返答を承り度など申候義は更に無<sub>レ</sub>之是は閣老より差圖の旨を申答ひ内實今度兵庫港へ參

り候も御差圖に依り來泊したる様子にも相聞へ候由にて右の次第を直様中納言殿の御前にて言上依りて直様阿部松前兩侯へ御沙汰有之候處只恐入り候旨御返答にて御退出主水正夷人への談判は振ろなき譯柄を以て延引之儀及ニ應接ニ候處尤の儀には候得共何日頃迄と申す期限無之候而は不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候間十日の期限に相定り候由豊後守殿伊豆守殿差扣被<sub>二</sub>仰付置<sub>一</sub>候主水正殿は於<sub>二</sub>函館勤役中今般來泊の夷人名馴れの由にて此役儀被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候趣なり尾州支同公小笠原壹岐守御兩人は兵庫開港は不<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>奏問<sub>一</sub>差許候次第柄關白殿下へ言上として上京可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之として八幡迄御登の處一橋公より二關老を罰し候間最早不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>上京<sub>一</sub>旨申來られ途中より引返し候事、朝廷にては彌<sub>レ</sub>開港無之時は忽ち兵端を開き國爭亂に相成候へば開港差許候との趣内々申來られしを驚嘆せられ此後如何相成り可<sub>レ</sub>申哉とて關白殿下御咄の央ばへ一橋公より御狀到來殿下は早速に御披見の處右開港差許候者二關老の所置にて察聽へも篤と申入れず私に天下の大事を差許し甚以て奉<sub>二</sub>恐入<sub>一</sub>候次第依<sub>レ</sub>之<sub>二</sub>關老を罰し開港不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>様應接致させ候間御安心被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候様と申來候即ち御使番荒川半十郎、溝口某持參の趣一橋公には豊後守殿伊豆守殿差扣被<sub>二</sub>仰付置<sub>一</sub>候て御上京相成候旨を河村惠十郎を以て將軍家へ申上に相成り直様御上京云々」と、此風説にして據るべくんば、幕府閣老の情偽寔に明かにして、各國軍艦の攝海に入りし表裏の消息を伺ふに足るべし。而して各國が此入港を企てしもの、之を彼等の希望を達せんと欲せし點より見れば、決して幕吏籌策の用に供せられたるにあらずして、外交

政略の最も賢き方法たりしなり。

○第四十七節、幕府決然朝命に一矢を發つ。乃ち幕府は朝廷に於て、阿部松前二侯の官位を褫奪し、國許謹慎を沙汰せられたるに默従すること能はず、十月三日大阪城に於て、將軍御前會議は開かれたり。紀尾兩侯を始め、有司列席して議決せし所は、先期開港承諾の可否は姑く措き、朝命を以て幕府の有司を直接に進退せば、政權委任の實何處にかある、斯の如くなれば到底職責を盡し得べきにあらず、速に將軍職を辭して東歸するに若かずと云ふに在り。是れ幕府掉尾の決斷にして、又至當の處決なりしなり。將軍家茂之を然りとなし、直ちに二通の上表は作られたり、曰く、

臣家茂幼弱不才之身を以て是迄叨に征夷之大任を蒙り乍<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>日夜勉勵罷在候處内外多事の時に靡り上宸襟を奉<sub>レ</sub>安下萬民を鎮むる不<sub>レ</sub>能加<sub>二</sub>之國を富し民を強くして皇威を海外に輝し候力無<sub>レ</sub>之竟に職掌を汚し可<sub>レ</sub>申と痛心之餘り胸痛強鬱閉致し罷在候然る處臣家茂家族之内にて慶喜義年來闕下に罷在事務にも通達仕大任に堪可<sub>レ</sub>申と奉<sub>レ</sub>存候に付て臣家茂退隱慶喜に相續爲<sub>レ</sub>仕政務相讓候間臣家茂の時の如く諸事御委任被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>候様偏に奉<sub>二</sub>希上<sub>一</sub>候尤當今時事之儀に付而者以<sub>二</sub>別紙<sub>一</sub>奏聞仕候右慶喜へ御沙汰御座候様奉<sub>レ</sub>願置候

別紙

一臣家茂謹而宇内之形勢を熟考仕候處近來追々變遷いたし和親を結び有無を通じ互に富強を計り候

風習に推移り候は天地自然之氣數不得止之勢に可有之奉存候就ては皇國に限り一向に外交不  
 被爲在候ては卑怯退縮之姿に相成御國體御國威共却て相立申間敷既先年於三下田一亞米利加使節  
 と和親條約取替相成候も右等斟酌之上遂三奏聞御許容相成候儀に付ては其以來追々鎖國之舊格を變  
 じ富強之基漸く開候處其後外交拒絶之儀被三仰出候に付可成丈聖諭遵奉仕度志願に御座候得共無  
 謀の掃蕩は致間敷旨被三仰出候趣も有之候間何れにも富國強兵之策相立候上ならでは廢懲之典も  
 難被行就ては彼の所長を探り貿易之利を以て多く船砲を設備いたし以て制夷之術を講候事當今之  
 急務と奉存是迄種々苦心罷在候折柄防長之事件相起り終に大阪城迄出張仕候處不料理船兵庫港に  
 渡來條約之廉々改めて免許有之候様申立若臣家茂に於て取計兼候得者彼闕下へ罷出直に可申上  
 旨申張種々論議を盡し應接仕候得共何分承諾不仕去逆無謀之干戈を動し候ては必勝之利無覺東  
 假令一時は勝算有之候とも四方環海之御國柄東西南北且暮攻掠を受候て戰爭無已時一は皇國生民  
 之糜爛此時より相始可申不仁不慈此上有之問敷誠以嘆敷儀臣一家之存亡は姑く置寶祚之御安危に  
 も關係仕實以不容易にて陛下萬民を覆育被遊候御仁德にも相恃り可申哉臣家茂に於ても職掌  
 相立不申候間右等之處篤と思食被爲分乍忍衆口に御動搖無之斷然と御卓識を被爲立何卒改  
 て條約には去虛存實至當之談判仕候儀斷然勅許被成下一候様仕度左候へば如何様にも盡力仕外は  
 外夷制禦之實備を立内は防長追討之功を遂げ上宸襟奉安下萬民を安堵せしめ臣家茂祖先之志に報

可申志願に御座候皇國如何様英武之御國柄に御座候共萬一内亂外寇一時差湊り西洋萬國を敵に引  
 請候ては終に御聖體の御安危にも拘り萬民塗炭の苦に陥候は必然之儀と誠以痛思慨歎之極假にも治  
 國安民の任を荷ひ候職務に於て如何様御沙汰御座候共施行仕候義何分にも難忍奉存候依て申上候  
 通り速に勅許之御沙汰被成下一候は、萬々寶祚之無窮萬民之大幸無此上千々萬々奉懇願候寔に  
 不堪悲歎號泣之至三奉存候尤外夷闕下へ罷出候様相成候ては深奉恐入候儀に付精々盡力談判を  
 遂來七日まで兵庫港に爲差扣候間可成丈早々御沙汰被成下一候様仕度此段奉奏聞候  
 此書成るや、尾州玄同は之を携へて上京し、將軍家茂は東歸せんと欲して伏見に宿す、然れども一橋  
 中納言及び尾、會、桑の諸侯は伏見に赴き朝命を待すして東歸するの不可を諫めければ、將軍家茂は止  
 ひなく上京して二條城に入り、病と稱して參内せず、以て朝議の如何を待てり。

○第四十八節、條約勅許、兵庫の開港尙ほ許されず。此時朝廷に於ては、家茂の辭職を許さんか、  
 慶喜其職を襲ふを肯んすべからず、其請ふ所條約勅許を與へんか、大權回復の利器を失ふを恐る。此  
 に於て倒幕の爲めに公卿に説く者あり、佐幕の爲めに公卿に論ずる者あり、物議紛々如たり。已にし  
 て一橋中納言、松平肥後守、松平越中守、小笠原壹岐守は、兵庫入津の各國に約したる決答期日、即  
 ち十月七日は切迫せしを以て五日連署の奏上を爲し、朝議之が爲めに即日左の如く達せらる。  
 此度兵庫へ夷船渡來に付昨四日大樹より一橋中納言、松平肥後守、松平越中守、小笠原壹岐守等を

以て段々遮て言上有之徹夜到今曉薩藩士をも被爲召御諮問之處十に八九御許容にても可然と衆說暗合誠に不被爲得止別紙之通被仰出候事

別紙

條約之儀御許容被爲在候間至當之處置可致事

而して尙は將軍家茂へは、

別紙之通被仰出候に付ては是迄の條約面所々不都合の廉有之不應叙慮候に付新に取調替相窺可申薩藩衆評之上御取極可相成一事

兵庫之儀は被差止候事

斯くて將軍の辭職に對しては、御沙汰に及ばれ難き旨を達せられぬ。夫れ條約は勅許されたり、然れども『兵庫之儀は被差止候事』とあり、後難已に此に發すべきは顯然たるに、幕議は條約御許容の五字に悦喜して、直ちに其請書を呈したりき。

(補)此條約勅許に關し、秘説として書き傳ふる所に據れば「宮堂上方總て御參内にて、諸藩士を被召、兵庫開港等種々御議論、二條關白殿下を始め、滿朝の諸公卿、何れも御許容の義は、御不承知の模様なれども、兎角一橋會藩の勢ひを恐れ、或は幕府の賄賂に懸され、互に面を見合するのみにて、御朝議不被爲在、彼是れ時刻移る所、薩藩杯よりは、異人應接被命候は、退帆させ可申

尤可然御方に勅使被仰付候は、警衛盡力仕るべくと申出で、此外にも薩藩同意の者有之、既に勅使大原三位殿に相極り、御太刀御馬等も拜領の事愈御決定に相成らんとせし處、列産の内尹宮中々御不承知にて、今斯の如く直に御勅使を立て、警衛を諸藩へ被命候ては、是迄の徳川の功業を一時に無にする道理にて、實に不忍事に存候、幕府へ被命候へば、如何様にも退帆致さすべき道も可有之、幕府に於ても猶盡力可致答なれば、是非とも幕府へ命せられて可然と被仰、彼是御一決にも届不申、其間に於て竊に座を起ち、何れの方へか御出に相成、暫ありて元の座に復へられ仰られけるは、天慮は此の如くなりて、則ち御宸翰なりと、御懷中より御出なされたり、是れ條約御許容の宸翰なり。滿座の諸公卿色を失ひ、或は疑惑の方も有之と雖も、進而議論の御方もなく、只顔を見合せ恐入而已。前刻より幾度か肥後守より尹宮に拜謁を願ふと申して、密に内談數度の事、其見苦しき事諸公卿方見るに堪ぬ兼ねたりとなん。右の宸翰の譯は、尹宮先刻列座の中より、御評議中御起ちありて、御前近く御進み仰せられけるは今般外夷共攝海へ來港交易の勅許を願ふなり、諸卿議論紛々一決せず、若今御許容なくんば、彼直に兵端を開かん、左すれば防禦行届無之故、攝海京師忽ち焦土となりて、實祚の御安危無覺東、終には伊勢の神廟も灰燼となるは眼前也、實に存亡の大事且夕に相迫り、恐入候事に候得共、兎角御許容然る可し、社稷の爲め此身を投棄て、言上仕る、是非御許容遊ばさるべしと奏し奉りければ、神宮灰燼となるは忍び難し、然らば一應

衆論を承はらん、一統此處に召すべしとの御言なれども、是迄衆議區々にて、時刻を移して如此次第なり、此上とても同様ならん、只御決心の二に御座候と申上げれば、然らば兎も角も宜敷取計はるべしと命せられければ、又仰上げるは、御上意而已にては、諸卿御疑心を抱き候故、其旨御書遊ばされ玉へと仰上げれば、恐多くも帝には、自から御筆を執り玉ひ、假名交りにて御認めされたり。此有様を或る女房達、傍にありて具さに聞かれて、尹宮御退出の後御前に出、先刻の次第、恐多き御事なりと御機嫌を窺ひ奉りければ、此尹宮も少し長じたるも御一言被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在たるよし。實に何とも恐懼驚愕、筆を取るに忍びず、目くれ心消ぬ、前後を失ふ。右は慥かなる邊より入手、如何にも勅許の一條、奉<sub>レ</sub>忍入<sub>レ</sub>候儀に御座候」と。此説素より齊東野人の言なるべし、而かも勅許一條が、朝廷に於て紛々の議論を生じ、幕府亦此際大に決心する所あらんとせしは、疑ふべからざるなり。

○第四十九節、各國軍艦横濱に去る。將軍の辭職は沙汰に及ばれず、兵庫開港は差止られ、而かも條約勅許に甘んじたる幕府の有司は、同月七日を以て各國公使に報じて曰く、

過日より度々書翰被<sub>レ</sub>差出<sub>レ</sub>其都度回答可<sub>レ</sub>及處國事多端にて延引相成氣之毒之至に候右回答旁左に申述候間可<sub>レ</sub>然<sub>レ</sub>了解有<sub>レ</sub>之候様致度候

一條約之儀我大君格別御盡力にて京師へ被<sub>レ</sub>仰立<sub>レ</sub>別紙之通御許容に相成候

一兵庫開港之儀は直に談判致し兼候固よりロンドン<sub>二</sub>の約定に極めたる日限に開<sub>レ</sub>積りなりといへど

も萬一事情によつて早く開き候節は開くべし右之一件早速に難<sub>レ</sub>定候間我等より江戸表へ申遣し下の關償金之第三度目可<sub>レ</sub>納は約定之通り日本十二月に可<sub>レ</sub>相納<sub>二</sub>様申遣すべし其外は一千八百六十四年十月二十二日約定之通り執行可<sub>レ</sub>申候

一稅改方之儀委細承知せり其段急速水野和泉守並酒井飛彈守へ申遣於<sub>二</sub>江戸表<sub>一</sub>精々談判候様爲<sub>二</sub>取計可<sub>レ</sub>申候此段申入候

慶應元丑年十月七日

松平伯耆守 花押  
松平周防守 花押  
小笠原壹岐守 花押

碇泊之各國軍艦は、同日横濱に向て去り、其後横濱に於て、兵庫先期開港の承諾を取消したれども、其際從價稅を改めて、從量稅に變する等、後日我國の不利を讓せる談判を遂げぬ。

(補)兵庫之儀は被<sub>レ</sub>差止<sub>レ</sub>候事との朝廷の沙汰書に就ては、内外人ともに其義を怪みたる者に似たり。故に各國公使は兵庫を去るに臨みて此事を確め、幕吏は條約期限に至らば必ず開港は實行すべしと誓言したり。然れども邦人中には、兵庫は閉鎖に決せしが如く思惟せしにや、十一月二十一日附の東探索書なる寫本を得て之を見るに、其内左の二節の文書を載せたり。

一 先月二十八日より、水野侯横濱へ御立越、當月朔日比御歸府に相成候、其筋の御應接にて、兵

庫開港之儀者、御取消に相成候事に承知致居候處、英夷に於ては、右様の御應接有之儀更に相辨へ不申此度俄に開候儀は御斷りに相成候得共、兼々御條約に相成候期限に至り候へば、開候積の由、尙ほ爲念於兵庫一屹度誓言被致其以後夫等の御談判無之趣也。尤先達以來、度々御應接有之候は佛人而已にて、彼國よりは如何申立候哉難計候得共、英之ミニストルは當月四日既に上海より、家族を召連れ横濱へ歸港致し、其節留主にて、一度も御應接は無之、以後逆も同様の趣に御座候。右ミニストル兵庫より上海へ廻り候節、下ノ關へ碇泊致し、長州の家老へ出會、朝廷よりも條約御許容に相成候、然るに先年、妄りに發砲致候は如何の儀に候哉と、不審に及候處、於其議は何とも申開無之、後悔致し居候段相答候趣云々。

一 酒井飛彈守様、當月十二日頃より横濱へ御立越、大樹公永々御滯阪、莫大の御入費に付、長州戦争の償金第三度目、當年中に御渡の筈に候へ共、右の御都合に付、何卒年延被致吳候様御談判に相成候得共、當年中兵庫を御開に相成らず候故、難差延と申出候由。地所取調役丹波金三郎と申人の説に、此度兵庫御開に相成候は、償金も御除に相成候筈、期限通り御開の時は、償金を拂盡候時分御開の都合に至り、御無益の事故、何卒急に兵庫を御開に相成方可然事の様申唱へ居候、總て横濱詰の者共は、同様の説を立、是迄の條約は、都て御許容に相成候様に相心得居候儀に御座候云々。

○第五十節、幕府佛國に使節を派す、薩藩の陰險。條約は勅許せられたり、假令兵庫は被差止候事とあるも、其期に及んで朝意を翻へさしめんと思惟せる幕府は、違勅の事此に落着を告げしより、攘夷黨は更に如何の暴行を企て、内外の紛議葛藤を惹起さんとするや知るべからずと氣遣ひ、横濱其他在住外人に注意を促すや、各國公使は反問して曰く、今日に至り開國に不服を唱ふる者は何藩士なるかと、幕府は餘儀なく、藩士にわらず全く浮浪叛逆の徒なりと答ふ。而かも其實幕府は薩藩士等を氣遣ふたる者にして、外人の斯かる反問を發したるは、當時薩長の藩士等、既に外人、特に英人と親交したれば、幕府が不服者ありと云へるを訝かりしなり。

(補)夷人共は、薩州に最信服之體に有之、先達上國に於て、彼の藩より攘夷の御先手可仕旨、建白致候事を申聞け候と雖も、夷人共は一向信用不仕、追ては横濱より鹿兒島へ異船相廻り候様の聞へも有之其趣意確かと不<sub>レ</sub>相成候得共、此節の模様にては、幕府へも難<sub>レ</sub>打明<sub>レ</sub>程之密議も有<sub>レ</sub>之候と木村道之助などは相察し候趣に御座候。先達てより英夷三人計御雇に相成、砂糖之製法を傳り候様に申唱候得とも、内實は海陸軍之訓練を傳習致候趣、終には獨立の勢有<sub>レ</sub>之候様、夷人共は見込の由に御座候是れ東探索書なる者に記する所、薩藩の情偽斯の如き者ありし也。

薩藩は、表面攘夷を主張して朝廷を欺瞞し、裏面に於ては外人に親交を結び、以て幕府を苦むるのみにわらず、此時已に海外に藩士を派遣して、彼の土の事情を詳悉するに勉め居たり。是より先き閏五



月幕府は竹内日向守剛中(後柴田と改姓)を英佛諸國に派せり、日向守は、七月二十日佛國巴理に於て、外務大臣リエイスに面晤し船廠起立、兵制改革、海軍技師及び陸軍士官雇入の談判を爲せり。佛國に於ては、幕府へ好意を表する既に久し、尙ほ此際幕府は、二三年來歐洲に於て蠶種に悪疾を生じ、伊佛大に困みて東洋蠶卵紙を求むるの頗る急なるを聞き、精撰種三萬枚を、佛帝那破翁三世に贈られたれば、佛帝大に喜び、亞列比亞馬牝牡十數頭を以て之に酬ひ、陸軍教師備入等異議なく承諾を與へ、幕府の希望を全からしめぬ。

(補)幕府使節の首尾此の如くなるに、薩州最負の英人等、尙ほ悪評を傳へて幕府の信用を輕からしめしが如し、乃ち先達外國へ御使節として被差上候日向守殿彼の地にて御評判不宜御歸國も難相調様横濱在留之英人共申唱候薩州より異國へ被渡候人は乗船之砌横濱に於て十萬弗程借入其餘夷船の便には金を廻はし餘計の財を遣候故何國にても被寵十分に跋扈致候趣と記せるの書あり。而して薩州は此頃亦一藩獨立の外交を爲し、早く既に人を歐洲に遊ばしむ。去れば佛人の如きは幕府に對し、公邊の取締なく、諸藩士をして私に外國へ渡航せしむるは、他日不測の患害を生ずべしとの注意を與へたりき。

○第五十一節、外交論の混迷時。一方には條約の勅許ありて、攘夷の活劇を演出し能はざるを慨する志士あれば、一方には更に外人に暴行を加へて、再び幕府を外國交渉の危険なる渦中に投せんと欲する者あり。一方には條約勅許に満足する幕吏あれば、一方には此際兵庫開港の勅許も得ざるべからずと爲す者あり。横濱在留の英佛公使等は、萬一の危難を思ふて軍卒を出し自から衛る、幕府は其等の兵營建設等に巨費を擲て汲々たるの際、在阪の閣老は征長の問題に額を鳩めて議しつゝあり。而して在府の幕吏中には、竊に兵庫開港の爲めに畫策し居る者ありしが如し、栗本瀬兵衛等の如きはれなり。一書に曰く、

外國奉行栗本瀬兵衛、條約の義御許容相成候へども、兵庫の儀は云々との難題被仰出、政府に於ても何分難澁を致し候間、今一度攝海へ相廻り、此度は少々發砲致候ても不苦候間、脅し吳候様御頼に相成候處、夷人共答には、假令如何様被仰候とも、其は御内證の事、吾々共は、政府より表立て被仰聞候義なれば、本國へ通達に及び、いつ迄も其筋を相守候間、今更攝海へ相廻候譯は無之の逆、承知不致候由、右は講武所調役岡田谷五郎直話の由、右谷五郎事は、旗本中にも別て慷慨之御方にて、至當の所置可致と被仰出候上は、至當の二字に深く心を用ひ、改て御條約御取極(略)彼若し承伏不致候節は戰爭之覺悟に無之候ては、所詮御趣意徹底不致義に候得ば、夫程の膽を相定候者は、旗本の内甚だ乏敷、十本指を折兼ね、少し力有之候者は、多分洋習に染り致方無之候間、何卒正義の藩より、幕府人の腰振り候様周旋致吳候様、先達肥藩へ被願候由。

幕府一部の吏員中には、如何に此際一切の外交問題を擧げて、盡く落着せしめんと欲したる乎。又幕

府の旗下中には、如何に意見の差違ありて、其多くは戦意を缺きたる者なりしかを察知すべし。

○第五十二節、幕府長藩に詰問す。 將軍家茂は、十月十四日「退職難」被<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>御沙汰「候事」どの達  
に御請せり、其文に曰く、

臣家茂幼弱不材之身を以て大任と蒙り内外多事之時に膺り竟に職掌を汚し可<sub>レ</sub>申且近來胸痛鬱閉之  
症相發難任大任存候處より叙慮之程をも不<sub>レ</sub>願退隱之願書差出候處難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>御沙汰一段被<sub>ニ</sub>仰出<sub>一</sub>何  
共當惑仕候素より決心仕候義今更難<sub>ニ</sub>思止<sub>一</sub>再願仕度奉<sub>レ</sub>存候得共猶再三再四熟考仕候處是迄之不行  
届者御咎無<sub>レ</sub>之加之難<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>御沙汰<sub>一</sub>どの寵命を蒙り感激之餘病を推て出勤仕候從前之非を改て日  
新之徳を修め去浮虚存質實政道確乎と相立上安<sub>ニ</sub>宸襟<sub>一</sub>下保<sub>ニ</sub>萬民<sub>一</sub>候様乍<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>勉勵可<sub>レ</sub>仕奉<sub>レ</sub>存候依  
<sub>レ</sub>之謹で御請申上候

斯くて十一月三日大阪城に下りて、征長の議を疑らし、大目附永井主水正、目附戸川鉾三郎、松野孫  
八郎を廣島に下向せしめ、詰問八箇條を提出せしむ。長藩一々之を辯解して幕府反詰の口實なく、徒  
らに些事末節に齟齬たるの間に於て、早くも應慶元年は過ぎて、長藩の軍備を全ふせしめたるのみ。  
○第五十三節、長州處分の奏問、薩藩の掣肘。 明くれば慶應貞の二年、將軍家茂は正月二十一日  
を以て、長州處分を朝廷に奏上して曰く、

毛利大膳父子家政行届かず家來ども一昨年父子墨印の軍令狀を所持して京都へ亂入し禁闕へ對し奉

りて砲發に及び候段は天朝を恐れざる所業不届至極に付大膳父子を嚴科に處すべき處益田右衛門  
介、福原越後、國司信濃等に於て條々主意を取失ひ非禮非義の暴亂に及候に付三人の首を斬て實檢  
に備へ並に參謀の者共夫々誅戮を加へ任用に人を失ひ候段深く恐入り悔悟伏罪相愼み罷在候趣自判  
の書を以て申立尙ほ其後疑はしき譯も相聞候に付永井主水正、戸川鉾三郎、松野孫八郎罷越し相糺  
し候處彌、恭順謹慎して罷在候趣に付大膳父子に於ては朝敵の汚名を除き候乍<sub>レ</sub>去畢竟不明にして  
駕馭の道を失ひ家來のもの朝敵の名を犯し候段其科輕からず然りと雖も祖先の大功を思召し格別寛  
大の趣意を以て高の内十萬石取上げ大膳は隱居塾居長門は永蟄居家督の儀は然るべきものを相選ひ  
可<sub>ニ</sub>申付<sub>一</sub>候右衛門介、越後、信濃家の儀は永世斷絶すべく候此段奏聞候以上。

當時從軍諸侯中、再征の不可を論ずる者多くして逗留已に久しく、軍氣亦大に沮喪し、尾張前大納言  
の如きも、時機最早去て爲すべからざるを見るや、征長の議に參するを辭して寛大の處分を施すに若  
かずと上言するに至る。而かも會桑の兩藩は、長藩の幕府に對する行動を惡むこと甚だしく、江戸の  
有司中には又一大秘密の畫策を抱ける者ありて、此際是非とも長州を夷滅せざるべからずと爲し、嚴  
重なる處分論を執て動かす。一橋後見職も、亦會桑兩藩と同意なりしかば、遂に此處分の奏聞は遂げ  
られしなり。然るに薩藩は、陰に長藩と連合し、幕府を倒ふさんどの決心堅く、幕府の長州處分に就  
て、掣肘防害、其術策至らざる所なし。内情斯の如くなれば、朝廷に於ては、將軍奏聞の翌日を以て、

方今患憂交も生じ、國體上深く宸襟を惱ませらるゝ時なれば、長州處分は厚く仁恵を加へ、至當の處置を施して、以て國內の平穩を謀るべしと達せらる。

○第五十四節、長藩幕命を拒絶し武装して起つ。然れども幕府は既に處分の議を決したれば、關老小笠原壹岐守を廣島に下向せしめ、藝藩を介して處分の條々を沙汰し、以て承服の請書を促すと雖も、長藩陽に辭を卑して、再三再四決答期の猶豫を請ひ、陰には攻々として軍備を修め、五月二十九日に至り、藝藩士梶川清之助に面し一書を呈出す、其書に曰く、

前日奉願候事件幕府御採酌無之猶は尊藩も御援不相叶一候ては最早上下途絶天地恩竭候仰で號ふ所なく俯て祈ること能はず閩國人民生を容るゝ處無之次第斯くまで仰付られ候は聖天子賢將軍赤子を生育成され候御盛意決して個様の御事は無之儀全く中間壅蔽の致す所と奉存候是迄何卒天日を拜し奉度百方苦心仕候も斯く御拒絶に相成候ては最早哀訴の手段も盡果候乍然御取上無之とても國內奉承服には相成兼候に付領内鎮撫仕候様と仰下され候御趣意にも不相叶一候得共已を得ず御違命の義は此儘相束置候心得に罷在候此餘兵馬差向られ候は天下の生靈塗炭に苦み候は勿論折角後來御苦勞不相成候様に被仰出候御趣意是亦不相叶一彼是不得止に付士民一統封境相守り候形勢に立至り候は必然の義に有之主人共に於ても取押へ候様にも難相成是非なき次第に御座候間別紙の通り何卒安藝守様御左右に御差置成下され假令後來如何成行候とも哀訴の趣旨深く御亮

○察可被成下候様奉願候尙此後幕府の御沙汰の次第も候は、國界邊にて相待候間可然御取計ひの程奉仰冀候以上。

面縛降を請ふに至らずとも、尙は寛大の哀訴を爲すなるべしと思ひさや、長藩は斷然として幕府の宣告を拒絶し、明らかに敵意を表白せり。幕府如何に財政に窮し、優柔不斷なりと雖も、一日も速に追討の師を差向けざるを得ず。此に於て幕府は、六月六日進軍の宣告を發し、紀伊中納言を先鋒總督とし、軍を藝州口、石州口、小倉口、の三道に分ちて進ましむ。而して長州藩士は是より前、五月十日既に船に乗じて備中倉敷に上陸し、幕府の代官役所を襲ふて之を蹂躪し、國中志氣鬱勃として軍氣大に振ひ、武装し起て幕軍の至るを待つ。

○第五十五節、長州再征の軍興る、小栗上野等の大望。此時に方り關東に於ては、長州の征討敢て意に介するに足らずとなし、「日本政府は外國交易之爲め開きたる各港最寄の船々の出入安全の爲め燈明臺、浮木瀬印木等を備ふ」等の要件を規定したる改定約定を英國特派全權公使パークス、佛國全權公使ロシユ、合衆國代理公使ホルトマン、蘭國目代兼コンシユル、ゼチラル、ホルスツルック等と結び、英公使の發議に依り、我政府、毎年下の關償金として拂込むべき金圓を以て、横濱より始め、各要所に燈臺建築を決する等、若々開國の準備を整ひ、裏面に於ては驚天動地の陰謀を描きつゝありしなり。抑も在府の有司中、長州處分の嚴重ならんことを主張し、其口實としては幕府の威信を保持

するに於て已むべからずと稱すれども、其實勘定奉行小栗豊後守(後上野介)を首領とせる一派は、征長の舉を實行して先づ之を夷滅し、更に征薩の舉を企て之を討滅し、諸藩の封土を減削して、尾大振の弊を矯め、封建を廢し、郡縣の制を布き、以て永く徳川幕府の社稷を安んせんと欲せしなり。豊後守は曩に幕府の使節新見豊前守、中村淡路守に従ふて米國に赴き、宇内の大勢に通じ、勇斷敢爲の資質に富み、佛國公使ロッシユと深善なり。而して佛帝那破翁三世は、新たに帝位に即きて、赫々たる功名を立てんと欲する時なりしかば、佛公使ロッシユは日本の國情に見る所ありて、幕府に力を假さんと欲するや、豊後守は彼に軍艦四艘と金貨四百萬兩を借らんことを以てし、ロッシユ之を諾して周旋の勞を取れり。英國公使早くも此形跡を看取するや、薩長二藩に結託の意を定め、此大膽なる計畫は、小栗の首唱にして、小笠原壹岐守、酒井飛彈守、塚原但馬等數名の間、畫策されたるに過ぎざれども、英國公使は恰も幕府の成議なるが如く薩長二藩に告ぐ。二藩は乃ち下の關、鹿兒島の二港を開かんことを英に約し、軍艦兵器を英國の助力に由て得んと謀るに至る。佛國公使が、幕府の爲めに謀ること忠實にして、英國公使が薩長の爲めに便宜を與ふるに踟躕せざりしは之が爲なり。内情已に斯の如くなれば、小栗、小笠原等が、會桑二藩と共に、飽まで征長の意見を持したるは亦怪むに足らず、今小栗等が軍艦四艘金貨四百萬兩を佛國より借り、然る後一舉して奏效せしめんと目論見たる征長の軍は軍艦金幣の到着を待こと能はざるの時機に迫りて興されたり。蓋し佛國援助の遅緩せしは、歐

洲に於て普佛葛藤の端を開きたるによる。幾何ならずして普佛の大戦起り小栗等の此大望は、遂に水泡に屬して、日本帝國は幸に外國干涉の危難を免れたりと雖も、而かも此陰謀は確かに描かれたりしに相違なき也。

○第五十六節、幕兵の開戦、英佛軍艦の傍觀。當時薩藩士は、已に長軍に加はりて幕兵の來るを待つ。而して六月七日幕府の軍艦、周防の大島を襲ふて之を取るや、英より新たに買入たる長の軍艦丙寅丸は忽ち來て之を回復せり。戦端既に開かる、英佛兩國の公使、其勝敗如何に依て、大に決するの底意あり、直ちに自國の軍艦に乗じ、其戦狀視察の爲めに小倉に赴けり、其際小倉口幕軍の主將小笠原壹岐守より、六月二十六日英佛兩國公使に與へたる幕府征長の理由書は左の如し、

第一 其初め永井雅樂等を以て公武御合體の事を述白し其主人専ら其意なるに依る朝幕ともに格別に思召遣候處中頃過激不惑の徒に訛かされていつか雅樂等正義輩を斬害し脱藩無禮の徒を進め清淨の二州を以て一圓境界となし粗暴の公卿等に攀縁し勿體なくも玉體に迫り大和の御幸を勤め奉り京師に放火し還幸の念を絶ち機輿を已か國に遷し天子を挾て天下に令せんとの奸謀大惡を企し其罪一。

第二 一朝攘夷の限五月十日期限の朝命も幕府より傳へ又襲來候節は掃蕩可致との命も幕府より示されたるに陽に勅旨を名として陰に幕府の不都合を陳さんとの奸計より襲來にもあらざる無事通航の兩船に發砲し公卿を喰かし點檢使と稱し已か國に招置て禁中の御旨あるを装し干戈を挟んで天下を切かさんとの奸謀其罪二。

第三 神祖以來御朱印も賜り外國の耳目として來航を免し置る、襲來にも無レ之和蘭船を襲に砲撃し神祖の舊法を犯す其罪三。

第四 然りと雖も攘夷の事其頃一旦勅旨も出たる故其罪を問はせられざるは無量の洪恩にあらすや右の次第糾問として被遣候幕府の使臣を無罪暗殺せしは卑怯至極逆命の大罪其罪四。

第五 天道照臨陰謀忽ち暴露し禁中より御不審掛り四門の警衛御免被三仰付一の命を拒て斃殺の下にて既に事を擧げんとす朝廷勅

捕し給はず早々引揚可申之勅使を下し給ふにより始めは人数引揚げたれども猶三條以下の人々を劫掠して其國に伴ひし其罪五、  
第六 爾時征討の師を向られ罪を鳴らして征伐せらるれば一言半句の中譯なかるべし然るを格別の仁恕を以て日改の期を給はりし  
其洪恩をも辨へず猶非量の企已ます去る年大膳父子の軍令狀を以て綺織或裝束師へ亂入し禁闕に向て發砲し長門を嘯發して軍卒を  
帥ひ海路竊逃出張せしむる源平已還未曾有の大逆無道南山の竹を以ても背き盡し難し一々毛髮を抜ても足らず天地の大逆罪其罪  
六。

第七 若實に主人の意中にあらず果して三臣等の爲に出るならば速に罪魁の首を刎ね徒跣して藩府に就て伏罪の命を乞ふべき筈な  
るに父子を勤めて隠然刺殺の命をなさしむ其罪七。

第八 斯の如く不容易の罪を犯して頑然冥悟せざるにより尾張前大納言殿總督として追討の際に臨み始めて三臣の首を斬て悔悟伏罪  
の旨を述其緩急の罪不輕刺へ謝罪狀は前大納言殿より藩府へ伺はれし迄にて未朝旨幕命の御裁許なき時は天下萬世朝敵の罪名は消  
る期なし然るを逆徒等其時の裁許は事済の様に云ひ終らし天下を欺かんす抑も朝旨幕命の外何方より朝敵の罪名を免されたるや  
是私意を以て天下の大法を誣犯し朝幕の命に抗せんす其罪八。

第九 幕府に背きて暴動し攘夷を唱へ夷舶を砲撃しながら夷舶領海に擊碎せらるゝに及て脆くも自制の降伏狀を投じて強て朝命幕  
命に應じて無餘儀砲撃せし旨を偽り已れが罪を朝廷藩府に推諉し私に交親を結往來通行す其罪九。

第十 其罪疑ふべき事多き以て將軍は進發猶寛大の趣意を以て糺問の爲め大阪迄三末家御呼寄の處病に托して不三差出正義の末  
家までも罪名を蒙むらしむる其罪十。

第十一 然るを天地の洪恩格別の寛典を被り行委細に糺問の上勅旨幕命を奉じて閭老境に臨み猶談解なからん爲めに末家吉川をば  
呼出せしも留病に托し不三差出二様仕向けし其罪十一。

第十二 其末いつ迄も病氣にて名代さし出候處片備後介は兼て一門にも無し之身分疑敷者の處儀に一門の養子に致し爲二名  
代一差出爲レ其一途御用にして出候致し居ながら兼々病氣の由も不三申立一五月朔日爲三御裁許一御呼出の期に至り俄に腫物に付起  
居難三相成一由を以て押ても難レ被レ出旨強て及三御斷一天幕の命を輕する條不輕其罪十二。

第十三 御裁許三末家とも被レ仰付一候處士民情實不都合に托し途中に於て相支大膳父子へ御裁許の旨不三相通一私に歎願等取續  
藩上途の儀申立其罪十三。

第十四 備後介は病氣の段自分より御斷申上名代の御用御免被レ成常人身上に付疑敷仔細有レ之國榮寺へ呼出し候處又病氣申立不

三差出二候依て病床に付御達し藝藩御預に成り安藝守人数警衛間に合はざるに由て警衛の銃隊被三差出二候處右様主人の命を蒙りな  
から其用向をも不三相勸一剩へ身分疑敷御預に相成候段毛利奥丸初末家吉川等へも御達し相成候上は彼是異論ク間敷儀は勿論の儀  
恐縮可三罷在二管の處右備後介御預に相成候節銃隊差向候上は兵馬を以て應じ臣子の分亂り候は長防二州備後介の所領なるや果し  
て毛利家祖以來の尊領ならば備後介の爲めに兵馬を擅に差出し奪命を拒カ勅使を違背し却て主人を罪に陥る事あらん其罪十四。

○第五十七節、府帑の窮乏、人民新政を望む。

此時に方り幕府の財力は其窮乏の極度に達し、六月

二十九日布衣以下の役人を、大阪城内大廣間に呼出し、其府帑の缺乏既に支へざるを諭して曰く、

御進發に付去丑年五月以來長々之御滞陣に候處御入費之儀如何にも莫大にて役々へ被レ下物計にて

も一ヶ月金拾八萬兩餘の御出方にて去丑五月より當節迄にて御手當筋而已にても最早金三百萬兩餘

之御出方に有レ之其餘之御入費は右に準じ巨萬之御金御進發御用の爲めに全く別物の御出方に相成

先年中より引續格外御用途差添ひ御勝手向御不如意之折柄當筋に至り候ては御金御操合せ方に確と

差支江府表に於ても此上當地へ可三差越一御金にも差支實に手段無レ之趣に付同列一同當惑恐入候へ

共速に御引上にも可三相成一見込之處不レ計御裁許違背に付御征伐被三仰出二當節攻撃中に就ては此上

御用濟之見据も無レ之且何時何様意外臨時之御出方可レ有レ之も難レ計百方御活計向御取續さ方之手段

に盡候程之仕儀に有レ之尤も右様の御場合にても上にては御供萬石以下の面々へは是迄の通御手當

筋も被三成下一候思召には候へ共此上成行之處同列一同深く心配致し候御勝手向之儀は御勘定所之外

他役の者へ相洩れ候は不レ宜趣に候へ共心配之餘り無レ據何れへも右之趣相談致し置候間右之趣意は

組支配末々に至迄何れも精々申聞置候様可<sub>レ</sub>致候事

府幣の窮乏斯の如し、當時人民負擔の輕からざりしも亦察すべきなり。而して此事獨り幕府に止まらず、各藩概ね然らざるはなきなり、天下の人民、舉げて新政を希ふや切なり。

○第五十八節、幕兵連敗、將軍薨去、休戦の勅出づ。

從軍の諸藩兵は、概ね軍氣沮喪して元氣なき者なり。長軍は氣勢肅々、必死を覺悟せし戰士たり。加ふるに其携ふる所の武器は最も精良の旋條銃にして、輕裝短袴、幕軍の甲冑武裝に似ず。況んや彼は京都蛤御門の奮闘以來、外艦砲撃等にて戰事に慣れ、大村益次郎(元村田藏六)専ら其局に當り、兵制改革を施し、洋式を採用して、鍊兵に油斷なかりしをや。幕府の追討兵は、連戦連敗して軍氣日に沮喪し、征戰の勝利覺束なからんとす。今は將軍家茂意を決し、祖宗家康以來傳家の金扇馬標を陣頭に押建て、親から旗下の兵を督して進發し、徳川二百餘年の運命を、一擧の勝敗に決せんと逸ると雖も、尾張、越前の藩主は百方之を諫止し、畢竟今回の進發は、會藩松平肥後守及び小笠原壹岐守等の主張に出でしを以て、罪を二人に歸せんことを勧め、而して薩州、藝州、阿州、宇和島等の諸藩は、皆寛大の處分を望みて止まず。然れども今にして師を旋さんか、幕府兵力の微弱を示し、威信全く地に落去らん。戰はんか、數日來の經驗に徴して、必勝の覺束なきものあり。將軍家茂の焦慮煩悶、想ふべし、終に病を發して起つこと能はず。乃ち一橋慶喜御名代として出陣すべきに決せりと雖も、此時將軍家茂の病愈よ篤く、八月十九日享年二

十一歳を以て死せり、依て喪を秘して發せず。八月十二日に至り、慶喜進發の旨を達すと雖も、將軍他界の秘密は、早く既に世上に漏れて、九州の各藩は、既に十日を以て皆其兵を引きたれば、今は百事全く去て爲すべきの策なく、此に於て勝安房守義邦は、休戦談判の命を受けて長州に赴き、尋で兵職見合せの勅命は出づ、砲煙漠々たる防長の天地、稍、草木の色を認む。

(補)征長の役、幕軍の連戦連敗せし者、素より士氣の振不振に原すと雖も、兵器兵制の然らしめしは疑ふべからず。此に鑑みる所ありて、慶喜將軍たるに至り、十一月關東に兵制改革を令せしめて曰く「此度御旗本の面々都て銃隊に御編制相成候に付戎服の儀も向後筒袖羽織陣股引と確定相成候旨可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>候就て出火之節登城着服之儀も來卯正月より右戎服用可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致候事但布衣以上黒羅紗紋白、布衣以下黒羅紗吳良服之内紋黄、御目見以下何品にても黒色蒔黄相用何れも紋所は背へ一ツ相付可<sub>レ</sub>申候右之通相心得尤用意ある面々は此節より着用不<sub>レ</sub>苦候筒袖羽織陣股引之儀は戎服と相達置候處以來そき袖羽織細袴と相唱海陸兩軍役々は平服と相心得其餘之向にても出火等非常之節は右着用可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致候但京都にて着用之火事具並に本文之品柄紋所は最前相達候通可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>心得<sub>一</sub>候」と、輕便を主とするの改革は、施行の時期已に遅く、此改革に依て舊式故格を破壊し、新兵式の制度を採用し、輕兵に勉むる所ありし雖も、未だ其熟練を得ざるに先ちて、幕府は遂に瓦解し終りたり。

○第五十九節、慶喜將軍となる、孝明天皇崩御。「長藩の氣勢、最早幕府を呑み、薩藩と連合して幕府を倒すこと日を期すべしと勇めるの時、一橋慶喜は十五代將軍となり、十二月五日二條城へ勅使來りて、正二位大納言右近衛大將征夷大將軍に任せらる。將軍慶喜は將軍家の血統より之を云は、頗る遠く、徳川氏覇業を成せしより家茂に至るまで十四代、斯かる血統の遠かりし將軍はなかりしなり。而かも時勢の逼迫は又血統の遠近を論ずるを許さず、彼は今内外二大難事を荷ふて將軍の職を繼げり。内難とは何ぞ、長藩の處分是れ也、其處置宜きを得ずんば、忽ち休戦の約を解て、勝敗を彈丸劔火に決せざるべからず。外難とは何ぞ、兵庫開港是れ也、慶應三年十二月は、諸外國に約したる開港の期日なり。朝廷の勅許を得ること能はずんば、復た連合の脅迫を免がるべからず、新將軍の心緒亂れて麻の如きの時、主上には十二月二十五日を以て崩御あらせられぬ。主上の崩御將軍の死去は、天下の人心を擧げて驚愕と悲悼との内に投じ、物情恟々、時勢の前途を案じて、世は寂然恰も水を打たる如き不祥の歳暮を送り、翌慶應三年正月九日先帝の皇太子に在します今上陛下は、聖筭十六歳、允文允武の資質を以て、踐祚あらせ給ひ、超て二十九日先帝を京師後月輪の東陵に葬り、孝明天皇と謚し奉る。」

○第六十節、萬民の智見漸く開く、兵庫民意の傾向。一天萬上の至尊、新に即位す、新將軍又新政なくんばならず。而して天下の人心は、今や外邦の制度、文物、工藝、技術、遙に我の及ばざる者多きを悟り、口に攘夷を唱ふるの徒と雖も、其心底に於ては鎖國の到底行ふべからざるを知るもの多く、今茲慶應三年佛國大博覽會の舉行あるや、將軍慶喜は、其弟清水民部大輔を渡航せしめ、薩藩に於ても、亦琉球國王松平修理太夫の公使と稱し、岩下佐次右衛門を派遣せり、而して長藩亦人を遣はす。斯の如き現象は、假令幕府は裡面に於て、暗に佛國の力を假るの野心あり、之が爲めに佛國の温情を買はんと欲するに出でたる舉なりとするも、兎に角全國の人心は、勤王攘夷、佐幕開港と紛擾する間に於て、文明開化と云へる大勢力に智見を開發せしめられ、嘉永癸丑當時の國情にあらざるに至りし也。有識者の腦裡に於ては、已に新日本なる想像を描きつゝ、始まれる也。故に自今の内訌は一に倒幕の一點より來る者にして、倒幕の元動力たる薩長の人士に於ては、唯如何にして徳川の覇業を覆へし、天下の政權を奪ふべきかにありて存す。而かも此時幕府に代らば、政體の變更、施政の方針は、如何に之を爲すべきかの點に就ては、僅々三四の人、多少の考案ありたりとするも、多數の人士は、無意識的に破壊の方向にのみ向て進みたり。維新大革命以後に於て、封建を廢し、郡縣の制を採取せしが如きは、全く大勢の然らしめし所にして、郡縣制度の施行は、却て幕府統治の間に萌芽し、萬民同等の意思は、武權に勝ちたる社會平民の富力が、徐々として生み出したる結果にして、維新戰功者の豫想成案ならざるを忘るべからず。

(補)將軍家茂の薨去に次で、畏くも主上崩御あらせられ、幕府征長軍の休戦となる、何人も世變の

前途は如何なるべきかと案せざる者なし。況して此攻守の同盟を結び、幕府を倒ふさんと密約する薩長の藩士に於ては、此際京阪の事情を探知するに勉めたるを疑ふべからず。此に於て休戦の當時、京阪に入る者妙なきにあらざれども、幕府の戒嚴頗る嚴重なれば、薩長其他幕府反對の諸藩士にして、其身を兵神兩部落に潜め、近く京阪の同志と氣息を通ずる者極めて多かりし也。去れば此頃兵庫町民の内には、意外に能く朝幕の關係を聞知する者等ありて、久しき幕政の誅求に苦み、新政を望むの人情は、自から薩長の藩士を愛敬して、幕吏を忌避するの姿あらしめぬ。長藩士梅村芳太郎（伊藤俊介）、山田信助（井上聞多）等が英艦に乘じ、神戸に來て上陸し、鐵屋彌五平方へ投宿して、京都中立賣御門外相國寺なる薩州陣營に潜み居たる、山縣狂介等と密使を往復せしむること其幾回なるを知らずと云ふ、而かも會て幕吏の發見する所とならざりしが如き、民意の向ふ所を見る。

○第六十一節、將軍慶喜各國公使へ面接す。明れば慶應三年にして、兵庫開港の期既に目睫に迫る、此に於て諸外國公使は、開港の準備を幕府に促すこと頗る急なり。將軍慶喜は、竹内日向守、松野孫八郎をして、正月八日生玉本覺寺に英國士官に會見せしめ、各國使臣と將軍との謁見打合を爲さしむ。此時會たま巖に和蘭に遊學せしめたる榎本鎌次郎（武揚）等の一行歸朝して、歐洲の事情を詳に解したれば、從來日本の自尊なりし陋習を耻ぢ、外國使臣接見の禮法を定めて、將軍慶喜は二月大阪に下り、佛國公使に謁見を許し、次で英國其他の公使等にも面接したり。然る後に於て兵庫開港勅許

の上奏を爲すに決す。

（補）大阪城に於る佛人謁見の席は、大卓の上席右手を公使の席となし、次に板倉伊賀守、次に松平縫殿守、下席の左手を通辨席となし、其右手に松平大隅守、中央には大目附川村大和守着席、卓の右側は稻葉兵部少輔、京極主膳正、而して其左側は、上席に佛國書記官、續て松平豊後守列せられ、席の飾は松竹梅の島臺を安置し、饗應の献立は洋風に倣ひ、（第一）日の出蒲鉾、鶏卵黃身焼、小鳥、「シンセウ」油揚、百合根鹽湯出、鱈小串焼、車海老鹽湯出、蕪姑、大寄胡桃、（第二）ソップ「蒸鴨里芋人參葱」、（第三）鶏水蒸、鯛鹽蒸、鶏卵外國製半蒸、伊勢海老油揚、鱈鹽蒸、鴨袋蒸（第四）清酒、「シャンパン」、保命酒白酒（第五）茶、（第六）菓子「カステラ」密柑、白赤輪煎餅等なりき。

又四國公使面接の節は、公使の外、英國コロック、シットナルト、ダウント、サトウ、ウレットシヨウ、アマリン、ウキリアムス、船將へスウキル、ヒウキット、ツールロック等亦謁見を許され、夫々丁寧なる將軍の挨拶ありしと云ふ、内瀬戸及大阪兵庫の海灣を測量せしは、即ちツールロック其人なりし也。

○第六十二節、兵庫開港の奏請、大原三位反對十條を述べ。倒幕陰謀の首魁たる薩藩は、開港勅許の奏問あらんとせるを探知するや、大久保市藏をして密に近衛殿に就き言しめて曰く、幕府が兵庫開港を強請せんと欲するは、疾く既に知る所なり、而して幕府言上の趣旨は、萬國交通は時運に應ずる



の處置にして、特に通商の理は其意味深長なり、假令即今の時態に於て異論あるも、開港後三箇年にも及ばば、萬民遂に其利に歸服するは勿論、六七年の後に至ては、國國平穩、融通大に興り、國家富強の基、確乎たるに至るべしと云ふにあらん、然れども是れ唯幕府が自から利せんと謀る者にして、不埒千萬の詭言たり、斯かれば宮、堂上の方々に談する所あらんが爲めに、島津久光上京の上、開港主張の根を絶たんと欲す云々と、朝廷の背後斯かる入説あるに拘はらず、將軍慶喜は、薩州、土州、肥前、肥後、宇和島、越前、尾州、紀州、備前の九藩主へ對し「先達て條約勅許兵庫開港は不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>旨被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>其後篤と御熟考被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候處右は兼て期限も有<sub>レ</sub>之今更條約御變更不<sub>二</sub>容易<sub>一</sub>筋に付皇國云々御威權難<sub>二</sub>相立<sub>一</sub>候間開港御許容の儀可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰立<sub>一</sub>思召候就ては見込之趣も有<sub>レ</sub>之候は、申聞候様可<sub>レ</sub>致候事」との封書を傳達し、更に一方には三月五日奏請する所あり、曰く、

一 昨年十月中條約勅許之節兵庫は被<sub>二</sub>差止<sub>一</sub>候様御沙汰之趣早速外國人へ可<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>之處左候ては忽瓦解に及び折角平穩之御趣意水泡に可<sub>二</sub>相歸<sub>一</sub>且一旦取結候條約相變候は、唯信義を外國に取失ひ候而已にて所詮可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行儀に無<sub>レ</sub>之其段深く心配仕候へ共一時切迫之情態御諒察之上條約勅許も被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候儀今又彼是可<sub>レ</sub>申儀も斟酌可<sub>レ</sub>仕筋に付先其儘御請申上置篤と熟考可<sub>レ</sub>致奉<sub>レ</sub>存候折柄長防之事件差起り且故大樹之大故に及遂に開港之期限指迫り各國よりは段々申立候趣も有<sub>レ</sub>之右に付猶再應<sub>レ</sub>熟慮勘辨も相究候處條約變更之義強て施行仕候へば義理曲直之論に及び大に不都合相生じ詰り百萬

生靈塗炭之苦皇國之浮沈にも相拘候様可<sub>二</sub>成行<sub>一</sub>は目前に有<sub>レ</sub>之右様之形勢に至り候上無<sub>レ</sub>據條約履行候ては實に御國體御威信共總て不<sub>二</sub>相立<sub>一</sub>職掌に於て最も不<sub>二</sub>相濟<sub>一</sub>次第殊に堅艦利器彼の長を取り皇國之富強を謀り候は今日の急務に候間何れ共開港可<sub>レ</sub>仕は至當之儀に有<sub>レ</sub>之然るに今更彼是申斷候儀は是迄苦心仕候富強も一時に盡果可<sub>レ</sub>申且條約各國交際は期日にて永久不<sub>レ</sub>易御規則無<sub>レ</sub>之候ては大は小を凌ぎ弱は強に被<sub>レ</sub>制候様可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>西洋諸國大小強弱は御座候得共全く信義を重んじ條約を致<sub>二</sub>遵守<sub>一</sub>候に付凌奪併呑之憂も無<sub>レ</sub>之夫々立國罷在候事にて條約守否は國の存亡に相拘り候儀に御座候へば旁以て一旦取結候條約は是非遂行不<sub>レ</sub>仕候ては難<sub>二</sub>相叶<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>存候就ては被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>於<sub>二</sub>朝廷<sub>一</sub>ても右之事件篤と御勘考被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候様仕度自然利害得失如何と思召儀に御座候は、參内之上巨細言上可<sub>レ</sub>仕奉<sub>レ</sub>存候將亦宇内之形勢變遷之義追々申上候通に御座候處古今情態篤と考究仕候へば萬國森列土地風俗の異同有<sub>レ</sub>之候へ共均く天地之化育を受け今日其生を遂げ其死を完ふするに至候ては素より彼此之別無<sub>レ</sub>之既に民生同胞に有<sub>レ</sub>之上は總て信義を通じ候は天地之正理に候處皇國も環海之御國柄を以坤輿中東西要衝之地に相當り即今海外諸邦日に相開萬國如<sub>二</sub>比隣<sub>一</sub>自奔走之砌獨舊轍を堅相守萬國と變通交際不<sub>レ</sub>致候ては自然之大勢に相戻り不<sub>二</sub>容易<sub>一</sub>禍害順に可<sub>二</sub>相生<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>存候因ては形勢變局方今之急務に候間四海兄弟一視同仁之古訓に御基被<sub>レ</sub>遊御交際御更正被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候様仕度奉<sub>レ</sub>存候左候ば是迄之陋習一洗數年を出す富強充實致し皇國之御武威彌増<sub>二</sub>皇張<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>安<sub>二</sub>朝威<sub>一</sub>候様盡力可<sub>レ</sub>仕奉<sub>レ</sub>存

## 此段奏問仕候以上

京師にては此上奏に接し、單に公卿間の議に止め、容易く勅許を與ふることを欲せず。大原三位の如きは、此際兵庫開港の不可なる理由十條を建言して曰く、

一 兵庫は帝都に近し一旦事あれば京師忽ち騒動す京師騒動すれば宸襟安からず宸襟安からざれば〇〇安からず是近きに不可開一なり。

一 如此なる時は浪花平穩なる事なし浪花騒擾すれば淀川運送止る淀川の運送止る時は京師米價を始め諸物不融通になり米を始め諸物不融通なれば上下塗炭に苦む尤甚敷もの也是近きに不可開二なり。

一 無異に交易するとも京阪の街道河筋は勿論山城攝津の國境山上下等非常の警衛なくんばあるべからず唯今の關門の如き洪水に破却の様なる手薄にては不叶又例の小藩にては形計にて實用なく大藩に命せられ十分堅固に手厚にあらざれば其詮なく然れども時節柄大藩とても自國の堅め多所なれば費用多かるべし然れば富國強兵の道にあらず是其近きに不可開三なり。

一 京師の商賣人にも利を得ん爲兵庫へ心を寄せ京師を餘所にして日々往復すべし然者自から夷人の風京師に移るべし憂ふるべき也是近きに開くべからざる四なり。

一 如何様に嚴禁たる共夷人京師に立入間敷にあらす今大阪に多く上陸す故に即今士人に紛れ込上

京する説あり是近きに不可開五なり。

一 假令京都遠〇たりとも兵庫諸國輻輳の地なれば事に差支其難敷ふべからず譬へば我臺所へ他所の人入込居住するが如し我に關係なき〇といへども用心せずんばあるべからざるに渠我に求むる事あるを奸吏奸商其隙に乗じ身の害を醸すも知るべからず是其近きに開くべからざる六なり。

一 諸國よりは是迄の通荷積して來る時夷人見付次第に價を問ひ買はんとすべし船主も價よければ賣らんとすべし此に於て夷人は高價に定むべし然ば船主賣拂ひ夷人買取夫にて埒明き兵庫へ積登ることなかるべし然る時は兵庫更に益なし只交易の利を幕府に取のみ如斯なれば兵庫大阪京師共に諸物乏しく不融通なるべし不融通なれば高價に至るべし是が爲め京阪兵上下共に疲弊せん京都に詮なき事にて朝廷へ對し奉りても恐入たる譯柄ならずや是其近きに開くべからざる七なり。

一 此交易を官交易にせば如何内交易罪人多かるべし但し内の罪人者兎も角も外の罪人を如何せん若亦私交易なれば輸出の程知るべからず然者日本諸物不融通の基は兵阪京より甚しき事今日に倍せん亦是等の事を嚴禁の法を立るとせんか假令如何なる嚴禁を立るとも迷利の輩罪を犯す事耻共思はず利欲の爲罪人而已多からん此制度は逆も行届さなし是近きに不可開八なり。

一 是腹癰の出來たる如くにて我國の害なり其害を醸すは如何にも求めて人を塗炭の苦に陥るなり國を活して民を育する者のなすべき事にあらす兼て人々いふに浪花海は内海なり夷船を内海に入る

べからずと聞く今兵庫に開くは徒に入べき而已ならず渠を犯し我を疲さん〇〇我肉を割て虎を畜ふなり悲嘆限りなし深く〇〇〇〇是近きに不可開九なり。

一 全體外夷の情慾は交易さへすれば害なきと思ふ而已に非ず英國より魯斯、和蘭、佛朗へ密使の狀あり其書に曰今日本上下和せず可討と云々三異同意せざる趣一覽せり若各國同意したらんには責來るべし併し此書の趣眞偽は不知とも先年大樹朝廷へ御断之書に夷情測り難候間沿海の武備充實に可致と認めあり實に難測故有ば也夷と和親を不好は箇様なる筋にて大難あらん事を思慮する故なり今則無事に交易して居れ共前條の如き一事あり此末五年が十年乃至數十年の後にもせよ和親敗るゝ事あらば兵庫に寄羅海に數千之艦を浮べ狼りに上陸して日本を中斷し帝都に迫らん事あらんに神國の諸藩勤王の爲馳上らんとすれ共彼連艦〇を絶切、兵登京する事難からん丹波地より入京せんとする共山路高低不自由此上なし何ぞ急速の間に合はんや然る時に臨み云ふべからざるの大難有とも救ひ奉ること能はず、是其近きに不可開十なり。

前書の條件は無識短才不文なれ共此開港は神州の大後患と思慮すれば黙止に堪へず依之愚蒙の耻をも不願十ヶ條を述べ此餘數ふべきに非らざれども筆紙に述べたし皇國の御爲を思や父母の子を保んとする如し心誠に之を求むれば中らずといへども不遠深く思慮を廻らすべき事なり我子を捨他人の子を愛し親を捨他人に従はん況んや夷人をや。

○第六十三節、朝命に對する幕府再度の奏上。公卿中には、斯の如き議論を主張する者少ながらざれば、朝廷に於ては、

兵庫開港之儀一昨年被差止御請之處今度申立候次第不容易事件に付被爲對先朝一候而も難レ被爲及御沙汰筋には猶早々諸藩見込を可被聞食一候即大樹に於ても篤と再考可有之候事幕府に於ては、篤と再考勘辨の上にて提出したる請願なるに、尙ほ篤と再考すべしとの命に接す、

三考四考、遂に開港の外はあるべからず。即ち三月二十二日再び奏問の書を呈して曰く、

兵庫開港條約履行之義に付過日見込之義建言仕候處右は重大之事件被對先朝一候ても難レ被及御沙汰筋に付尙早々諸藩見込をも被聞召一候間篤と再考可仕旨御沙汰の趣奉畏候慶喜儀年來閣下に罷在先朝以來御趣意之程親敷相伺居殊に一昨年之御沙汰も御座候上は開港等輒く建言可仕に無レ之候處皇國之御爲利害得失勘考相盡候へば何れにても過日建言仕候通御義に無御座候ては永久御國體難相立一輕重大小再三斟酌申上候次第にて此上外に勘辨可仕様無御座一旦取極條約變更之義は所詮難相叶一事勢に御座候間各國より申立候儀有之節は過日建言之趣意を以夫々違置候事に御座候尤打續國事多端之折とは乍申重大事件に付聊も不打捨何と欺取計不申候ては不<sub>二</sub>相濟<sub>一</sub>義に御座候處是迄遷延仕居今更彼是申上候段對朝廷深く恐縮之至奉存候就ては前件之次第國家御安危之界に付幾重にも一身に引受御断可申上奉存候右之情實篤と御承知被爲在尙今

一應被<sub>レ</sub>盡<sub>二</sub>朝儀<sub>一</sub>候様仕度此段御尋に付重ねて奏聞仕候以上

○第六十四節、勅許妨害の群議囂然起る。理非の明かなる幕府の此建言も、實力なく定見なく、浪士の入説に動かされ、一二強藩を頼みと爲し、外夷畏怖の念より一變して、漸く王政回復に熱衷し來りたる公卿の議を動かすこと能はず、再度勅許の請願を爲すに方り、京師に潜伏する諸藩の浪士は、幕府を難局に陥れて之を倒ふし、自から青雲の志を伸べんとする野心に驅られ、朝議の動かんことを恐れて群議囂然として起り、二十三日の夜、御所へ左の投文を爲す者あるに至る。

某等流涕不堪悲憤<sub>二</sub>建言仕候幕府之建白拜讀仕候處故將軍嘗て兵庫開港御許に相成期限最早近付候得共勅許に不<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>候ては皇國之存亡に拘り幾萬之蒼生を損傷致し候も難<sub>レ</sub>量皇國富強之基も水中之泡と可<sub>二</sub>相成<sub>一</sub>旨御尤之様に候へ共孝明天皇勅許無<sub>レ</sub>之に幕府より御許に相成候ては幕府の私にて君臣の義相立不<sub>レ</sub>申哉に奉<sub>レ</sub>存候今帝にても先帝勅許無<sub>レ</sub>之事を私に獨斷にて勅許無<sub>レ</sub>之は必定と奉<sub>レ</sub>存候攝政殿下に於ても御同様と奉<sub>レ</sub>存候如何となれば皇國は二柱之神よりして寶祚を天照皇に御預け給ひ天照皇より孝明天皇に至る迄世々代々に數百帝千萬歲御授け給ふ然則祖先よりの國にて今帝も私する不能御親戚も私すること不<sub>レ</sub>克三公九卿も私すること不<sub>レ</sub>能況乎將軍に於てをや皇國は祖先より授け給ふ國にて固より御親戚の御方々並三公九卿滿朝之諸縉紳の方々各國大小之諸候太夫士庶人に至る迄祖先より御授け給ふ事にて所謂天下は天下の天下にて天子も一人私する事不能殊更

蠻夷の事に至り候ては天朝の盛衰皇國の存亡茲に在る事に御座候へば朝廷に於ても御親戚の御方を始め三公九卿縉紳之御方々並各國諸候迄御召御尋被<sub>レ</sub>遊正論之所<sub>レ</sub>起衆議之所<sub>レ</sub>歸是則天命之所<sub>レ</sub>在と奉<sub>レ</sub>存候於<sub>レ</sub>此一決可有<sub>レ</sub>之事と奉<sub>レ</sub>存候然則天人も並遊之儀にて祖先も是を受け縉紳の方にも是を受け大小諸候も是を受け太夫士庶人も是を受け天下悉皆是を受け候ば則天命と奉<sub>レ</sub>存候如<sub>レ</sub>此無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候ては即ち欺<sub>レ</sub>天欺<sub>レ</sub>人欺<sub>レ</sub>己之所爲と奉<sub>レ</sub>存候然に奸傳奏奸議奏有<sub>レ</sub>之今帝に私許の事を専ら周旋被<sub>レ</sub>成候御方も有<sub>レ</sub>之由儘に承知仕候萬一左様の事出來致候而は有志之輩不堪<sub>二</sub>座視<sub>一</sub>屹度御印申請候謹上昧死恐惶々々

蜂起純忠之士中印

別紙口上

此建言書臣下にて御匿し被<sub>レ</sub>成御所様へ御披露も無<sub>レ</sub>之候は、其御殿より攝政殿下へ御差出無<sub>レ</sub>之にて相分可<sub>レ</sub>申候得ば各其罪後日探索之上屹度可<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>天誅<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>念右之段申入候也

三月

蜂起純忠之士中

御重役衆中

○第六十五節、朝廷諸藩の意見を徴す、激徒の舉動。斯の如き脅迫狀を投する者ある勢ひなれば、朝廷に於ては、二十四日を以て尾州、紀州、加州、仙臺、薩州、藝州、藤堂、因州、備前、肥前、

雲州、越前、南部、久留米、土州、阿州、柳川、二本松、筑前、宇和島、佐竹、上杉、津輕、對州の諸藩主に對して、各意見を上進すべき旨を達して曰く、

今度兵庫開港之儀別紙之趣從大樹建言候然る處一昨年十月三港勅許之節於彼地は被止候御沙汰之次第も有之不易重大之儀に付猶早々上京見込之趣無腹臆言上可有之事

當時志士の心情は、爲すべからざるを幕府に責め、世態一新の機會に乗じて、自ら地位を得、驥足を伸べんと欲する者にあらざるなく、封建制度の秩序内に、舊例故格の掬となれる諸藩の壯士、有名無實なる尊貴の地位に在りて、寒貧此世を送る京師の公卿、閭巷村里に身を屈し、藝能才幹、售るに途なき各地の浪士は、世態の鎮定するを望まざるは勿論なり。是非とも尊王攘夷の口實を以て、幕府を倒ふさんと欲するは期せずして一なり。而して諸外國の意向は、條約の期日に開港せざるが如きあらば、英艦先づ砲門の火蓋を切らんと決心し、堂々山の如き軍艦を攝海に横へて、大阪城裡に將軍に謁し、開港勅許の奏請を爲さしめて大阪に逗留し、其結果如何を觀望す。此際、京都に向ては臣事するも、海外列國に對しては主權者たる幕府が、條約にして履行し能はざらんか、實に主權者たるの面目に關するのみに非ず、内外の亂争一時に破裂して、不測の患害を湧出せんとする切迫の危機なり、朝廷亦遂に其請ひを容れざるべからざるは勢ひの免がれざる所なり。此機勢を見たる倒幕黨は、兵庫開港勅許の下らざるの前に於て之を妨げ、倒幕の希望を達せずんばあるべからずとなし、意匠慘憺、陰謀

千緒、陽に陰に紛擾の事端を需むるの際、時は四月の十五日なりき、幕府は朝廷へ對し、左の届出を爲せり。

此程滯阪の英吉利人最早用濟に付可致出帆之處公使外六七人致賀表へ用向有之罷越度旨申立右は無餘儀情實も有之且阿蘭陀人伏見筋通行の先蹤も有之候間其段差許今十五日阪地發足之都合に有之尤途中警衛之儀は嚴重に申付候云々

京都所司代よりは斯く届捨にて、此夜英人は伏見に赴きたり。今何事にわれ事端を開くべき機會來れど待居たる激徒、内地に外人を通行せしむと聞て機乘すべしと爲し、侍從鷲尾隆聚は、忽ち同志の緒紳及び諸浪士を召集し、更に滋野井實在、同公壽、正親町公董と共に要路の公卿を訪ひ、痛論激説する所あり。近衛、九條、一條、柳原、葉室の四卿は、十六日晚景二條攝政邸に會し、遂に幕府に左の譴責狀を下しぬ、

昨日伏見街道より大津驛、英夷通行之義不伺定臨時英夷通行爲致候義殊に六七人之旨に候處十七人餘も有之候旨風聞に候且兵庫開港伺中無御返答尤餘儀なき情實も可有之哉に候得共自今左様之事堅不相成候事

激烈なる隆聚等は、尙ほ之を以て満足せざる也。其運動の結果、十七日議奏廣幡大納言、六條中納言、久世前二位宰相中將及び武家傳奏野々宮中納言は其官を免せられ、且つ「昨日伏見より大津へ臨時英

夷通行不容易、折柄潜伏夷人も難計候に付、兩驛は不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申京都の守一際嚴敷可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>警衛<sub>一</sub>と令せられ、又薩州、因州、備前三藩へ京師警衛を命せらる。此夜隆聚等は、議奏の候補者を定めて二條攝政邸に伺候し、徹論徹夜、十八日拂曉其邸を辭すれば、將軍慶喜續て攝政邸に入り、一條、九條、藁室の三卿列席して、慶喜大に攝政の處置を難す。

(補)一書に曰く、將軍家突然攝政殿へ御參有<sub>レ</sub>之、尤一條、九條、葉室三卿共被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>入四卿(滋野井、鷲尾等)にも早々御參之處、四卿は無役之御方故如何様申立候而も、大樹公御面會無<sub>レ</sub>之、無<sub>レ</sub>據歸館被<sub>レ</sub>致各々方には段々御議論有<sub>レ</sub>之、其夜徹夜也、曉頃、餘り議論難<sub>レ</sub>盡に付、九條殿御退出被<sub>レ</sub>遊、近衛殿へ御話旁御成に相成候間に大劇論有<sub>レ</sub>之、其論は大樹公攝政殿へ向ひ、十七日三藩へ京都警衛被<sub>レ</sub>仰付候次第は幕府を御疑被<sub>レ</sub>遊候儀と存候、如何の御所存に候哉伺度と、烈敷被<sub>レ</sub>仰候處、攝政殿御返答に、尤も疑ひによりて申付候事也、如何様に被<sub>レ</sub>申立候共、此度は飽迄不審に存候と被<sub>レ</sub>仰候へば、大樹公には刺さんと欲する勢にて、全く天下の情實を御存知無<sub>レ</sub>之故、右様輕卒之御處置出來候間、早々御役御辭退可<sub>レ</sub>然と申放ち、葉室殿を呼寄せ、柳原始め四卿共、早々被<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>差扣<sub>一</sub>候様と申付候處、參内の上外方へ御相談もなく、差扣被<sub>レ</sub>仰出候云々。

○第六十六節、廟堂の上一大變動を見る。已にして柳原は議奏を免せられ、滋野井父子、正親町、鷲尾は差扣を命せられ、薩、因、備三藩の警衛は解かれ、近衛、一條、九條の國事掛を罷免し、二十

日を以て日野大納言傳奏に任ず。而して議奏の後任を命せられし者は、所勞と稱して一人の參内する者なし。乃ち葉室中納言一人其職にありて、議奏傳奏の缺員四人は之を任ずること能はず、朝廷の上は寔に寂寥たり。

(補)當時鷲尾隆聚の舉動は、最も幕府の注意を引たる者の如し。其差扣を命せらるゝも毫も謹慎の狀なかりし狀を記する一本あり、其記に「鷲尾殿始め危忽の言上に付押込被<sub>レ</sub>仰付候處、御同志方には攘夷の念兼々難<sub>レ</sub>止、謹慎中を不<sub>レ</sub>顧、脱藩士を相集被<sub>レ</sub>申候中、西本願寺家來共の内八九人も毎度罷越、攘夷を説き、同意之早瀬内匠、樋口多藏など鷲尾殿より金六百兩餘も借用致し、早瀬には大宮通より一丁西、七條通より二丁北野外れに座敷を借り、折々同志の者と參會、且又右之金子を以て各島原に遊興し、身分不相應の遣方に付、役方の邊より不審を爲し、四日以内に、九條殿より西本願寺御親族の邊を以て、御内意有<sub>レ</sub>之候に付、鷲尾家へ立入候者共、姓名一向不<sub>レ</sub>相分、依<sub>レ</sub>之家來の内徳田小三太は、兼て縉紳家へ立入候役義の者に付、右等の探索を被<sub>レ</sub>命候處、同人にも鷲尾家へ手筋無<sub>レ</sub>之困居候處、西中筋本屋町上る和泉屋傳吉娘愛と申者十八九歳、當春より鷲尾家雜掌本多勘解由方へ下女奉公に遣はし有<sub>レ</sub>之由兼て承知に付、右傳吉へ小三太より、鷲尾家へ立入候者共之姓名取調吳候様相頼候處其翌日夜、何者にか傳吉は居宅前にて切害、首級を本願寺臺處門口へ持參し置き、側に「乍<sub>レ</sub>延引<sub>二</sub>暑中御見舞印迄差上<sub>一</sub>申候」と書付有<sub>レ</sub>之云々。

又薩藩士が、過激なる雲上人を使喚するの情偽は、此頃已に何人も知る所にして、鷲尾等の舉動も亦其敦峻に成れりとなし、四月二十三日薩藩邸へ帖紙を爲す者あり、曰く「薩藩之奸曲邪謀、今に雖レ不始、近年殊に熾盛にて可惡は勿論不可赦也、第一徳川氏を欲令衰弱而天下億兆令蒙塗炭之苦、抑當時之亂胎、文久壬戌四月賊魁三郎、諸藩之脱士を勸奨して上登○○又是諸藩割據の淵源也、天朝を輕蔑し滿朝の公卿を愚弄し、反覆表裡、朝暮に轉變、今般英國公使へ其奸臣吉井幸助、大久保市藏を以て、敦賀一條の義を入説して、幕英離親之陰謀を施す、幕府篤と察して英斷を決し、強て陸地を越前に令越、元より英不欲所也、然るに薩藩之に反して、備脱の匹夫野呂某等をして、過激兇暴の雲客鷲尾朝臣、正親町公董朝臣へ迫て、外夷京師へ潛み入り、或は有志諸藩の暴發を萌すありと威言を以て攝政家を爲レ致驚愕、傳奏兩役を廢し、其奸計外夷をして朝廷を令怖、幕府をして政令之順序を令亂、天下士庶之仰望を失し、曲を與へて已れの直を雖欲取、天何ぞ此罪人を許さんや、且藩士の於レ壘下、強盜強姪を令恣行、抑も扶桑一州の罪人ならんや、天地間の惡奴是迄生を息するは僥倖の甚だしと可謂、天罰不歷日、身首所を異にせん事旬日の間なり、天網恢々疏にして不洩と云はすや、誅暴除姦諸隊選舉士民」と。當時苟も亂階たるの事端あらば、幕兵と薩兵の衝突は、勢ひ免かれざりし狀況を見るに足る。

○第六十七節、公卿諸侯兵庫開否の意見。 兵庫開港の可否に關し、朝廷四月を限りて諸侯に意見

奏上を命するや、諸藩の多くは得喪の可否の意見を陳する所なく、天下の謀議を盡し、朝廷安堵の處置を請ふのみと書し、備前侯の如き、尙ほ條約取消の意見を言上する者あり、曰く、  
 一昨丑年夷舶攝海へ渡來之節幕府より願立條約勅許相成候得共兵庫之儀は被レ止候との御沙汰被レ爲レ在於大樹も謹で遵奉有レ之候に付早速諸夷へ及レ談判拒絶相成申候義と存込候處今般從大樹建言之趣にては其儘打過居不レ得止之事情も可有レ之候へ共被レ爲レ對先朝候ても御許容難レ被レ遊との御趣意至當の義と奉レ存候抑も癸丑外夷入港以來被レ爲レ惱宸襟一旦掃除之勅詔迄相下り候得共施行不レ相成其後鎖港の義於幕府御請申上且又不レ被レ行追々時勢變換既に條約勅許に相成候事於御國體如何とも奉レ憤慨候得共猶御國體御尋可レ被レ遊との御慮は確乎御變動無レ之御義と奉レ存居申候折柄恐多くも御登遐相成陵土未レ乾唯今兵庫開港相成御許容相成候ては乍レ恐御遺業御繼述之御本意に被レ爲レ背於御孝道如何可レ被レ爲レ在と奉レ存候且つ攝海は皇國樞要之港帝都至近の地一旦彼の根據と相成候時は扼喉拊背の勢漸く闕下に相迫り無レ壓之求不レ可レ拒絶之御場合に立至候は必然之儀將亦又夷情難レ測自然其呑噬を逞するに至候而は最早御捍禦之道相究可レ申候實に帝都之御危殆無レ此上義と奉レ存候間禍を未然に御防被レ成候は今日に有レ之候様奉レ存候就ては今月幕府より一旦取結候條約相變候ば信を萬國に失候而已にて所詮可レ被レ行之義に無レ之との申立に御座候得共於朝廷外國條約之義も一昨年始而御許容相成其節兵庫は被レ止候事故今更條約變更と申譯にて決して無

之様奉<sub>レ</sub>存候間是等の事情誠實及<sub>ニ</sub>談判<sub>一</sub>候時は彼實に信義を重んじ候者に候得へば却て承服可<sub>レ</sub>仕哉此段幕府へ被<sub>ニ</sub>仰渡<sub>一</sub>度奉<sub>レ</sub>存候

然れども一方には雲州、阿州、二本松、筑前、秋田、南部、和州、加州、對州、仙臺等皆時勢の已むべからざるを以て、將軍慶喜の請ひを許容せられんことを言上する者あり、米澤侯上杉彈正大弼の建白に曰く、

抑も兵庫之儀は皇國の咽喉近畿の要津に有<sub>レ</sub>之萬一夷人騷擾之變を相醸奉<sub>レ</sub>惱<sub>ニ</sub>宸襟<sub>一</sub>候義難<sub>レ</sub>計民心一同不安之場合にも有<sub>レ</sub>之且先年同所開港之義條約も御勅許無<sub>ニ</sub>御座<sub>一</sub>内幕府役人自己取計を以て取結候趣に付昨年式部大輔在京中幕府より右港開鎖之可否預<sub>ニ</sub>尋問<sub>一</sub>候節は右之趣を以て固相斷可<sub>レ</sub>然段申立置候得共今度御渡相成候兩通に相向乍<sub>レ</sub>不及熟考仕候得者幕府建言之趣は宇内之形勢を深察當時之情態を明知仕候義にて左も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之且一旦取結候條約を變更仕候ば諸夷必沸騰強て義理曲直等の義に行涉終に爭論を發候にも立至生靈塗炭之苦に陷候も難<sub>レ</sub>計一度は皇國全州之兵力を以て摩懲之典被<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>舉行<sub>一</sub>候共孤島環海之御國柄にて洋舟東西南北へ出沒仕候は、殆寧歲無<sub>レ</sub>之大小之藩屏奔命に疲れ不<sub>レ</sub>待<sub>ニ</sub>數年<sub>一</sub>困弊之極に立至座ながら屈撓仕候事も可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之左様之態に及候ては皇國之御威信にも差響さ不<sub>ニ</sub>容易<sub>一</sub>場合に推遷可<sub>レ</sub>申哉と奉<sub>レ</sub>存候且又三港已に御差許に相成一港御差塞と申義にては自ら皇國之弱劣を御示之筋に隱然相見へ却て彼の輕侮を相招一端にも有<sub>レ</sub>之候得ば斷然

と御差許濶大の御取計御開御處置振渠の意表に出候は、御威信涼然と相立諸夷永久威懾傲慢不遜非行無<sub>レ</sub>之際を立信義を固相守萬々跳梁之患有<sub>レ</sub>之間敷奉<sub>レ</sub>存候

幕府の爲めと云はず、京都の意を迎ふるを爲さず、單に兵庫開鎖の國運に關すること如何と案せば、米澤侯の建白の如きは、寔に深く國家の禍福を打算せし者と謂ふべし。紀州侯は是より先き二月、將軍慶喜が兵庫開港勅許を請ふに先ち、諸大藩へ諮問したる答書に於て「既に條約勅許各國交通之基本相立候義に付右港之儀開港可<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>仰立<sub>一</sub>御趣意之段御當然之義更に愚存無<sub>ニ</sub>御座<sub>一</sub>候併右港之義は先帝思召被<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>在候義に付云々御諒闇中期限御延引候は條約御變更と申義にて無<sub>レ</sub>之候に付右等情合を以て暫時延期之義御懇諭有<sub>レ</sub>之候は、御厚德に彼も感服不<sub>レ</sub>仕道理有<sub>レ</sub>之間敷其内新帝御元服御即位之上にて被<sub>ニ</sub>仰立<sub>一</sub>候は、海内人心彌折合可<sub>レ</sub>申内外兩全之義に可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之奉<sub>レ</sub>存候」と答ひ、今亦朝廷の命に接するも、此答書を添へて許容の已むべからざる所以を言上せり。遠州侯の如きは、幕府の請ふ所素より其所なりと雖も、山陵未だ乾かず、許容の時期ならずと爲せり。若し夫れ宮、堂上方に至ては、中務宮、橋本左少將實梁は、絶對的不開港を主張し、醍醐大納言忠順は開港勅許の已むべからざるを唱ふ。

○第六十八節、廟堂徹誓の大會議、兵庫開港決す。長防の處分と兵庫の開港とは目下の二大事件にして、此二件を決定せざるべからざる形勢は甚だ切迫せり。此に於て松平大藏大輔(越前春嶽)、島津大



隅守(久光)、伊達伊豫守(宇和島侯)及び土藩山内容堂等は上京し、五月二日二條攝政邸の門を叩き、方今廟堂の上、議奏の職を缺き、國事掛亦僅に一人のみ、斯の如くんば天下の大事を議すべきに非らず、須らく議定の大事に堪ゆべき人の撰定を請ふと。同十四日復た相携へて將軍慶喜に見ゆ、昨年九月休兵以後、長防の處分に就ては何等の沙汰ありしを聞かず、是れ諸侯の向背に迷ふ所なり、宜しく兵庫開港に先て、長州處分の決定あるべしと述べ、更に二十二日連署の書面を將軍に呈し、以て長防の處分を促がせり。慶喜乃ち二十三日參内、此日越前、宇和島二侯も同じく參内して二大事件の評議を開かる。

(補)慶卯紀聞と題せる寫本に曰く、卯五月二十三日午の刻より、日野大納言殿、葉室右衛門督殿、長谷三位殿(午刻御上り)二條攝政殿、正親町三條前大納言殿、九條大納言殿、一條左大臣殿、近衛内大臣殿、近衛前關白殿、鷹司前關白殿、柳原大納言殿(未刻前御參御上り)加陽彈正尹宮、山階宮(未半刻御參)公方様、板倉伊賀守、松平越中守、稻葉兵部大輔、松平豐前守、永井玄蕃頭、大澤左京太夫(申刻御參)松平大藏大輔(御參)伊達伊豫守(御上り)稻葉美濃守殿(御遲出辰刻過御上二十四日也)御參内に相成り、二十四日四ツ時分御退出の由、尤も薩には俄に御不快之趣にて御參内は無之、宇和島侯にも一旦は御斷に相成候哉の處、參内可致押て御沙汰に相ひ成り、夜半御參内の由、尤も薩州様へは、御使番様にて御參内の義、押て御沙汰に相成候處、小松帶刀昨晝後爲御名代罷

出候、右人へ御申合には、是非參内被<sub>レ</sub>仰渡<sub>二</sub>候に付、右小松にも再三薩藩邸へ往復候由なれども、遂に御參内無<sub>レ</sub>之由、尤二十三日夕刻より於<sub>二</sub>殿中<sub>一</sub>は、公卿方始め堂上方に至る迄、一睡の御寝も無<sub>レ</sub>之云々。

此際に於ける幕府の決心は、素より尋常ならずして、議決の奈何に因ては、兵亂忽ち京師の街區に暴發するやも計るべからず。内外庸として恰も秋霜の竹葉を綴りたるが如し。飽まで幕府を掣肘して長藩に聯合し、倒幕の目的を達せんと欲する久光は、速病を構はて議席に列せず、以て故障を狭むの素地を作せるなり。而して此徹夜會議の結果として、左の勅諭は宣布されぬ、

一 長防の儀昨年上京の諸藩當年上京の四藩等各、寛大の處置御沙汰あるべき旨を言上し大樹も寛大の處置を言上有<sub>レ</sub>之朝廷にも同様思召され候間寛大の處置可<sub>二</sub>取計<sub>一</sub>事

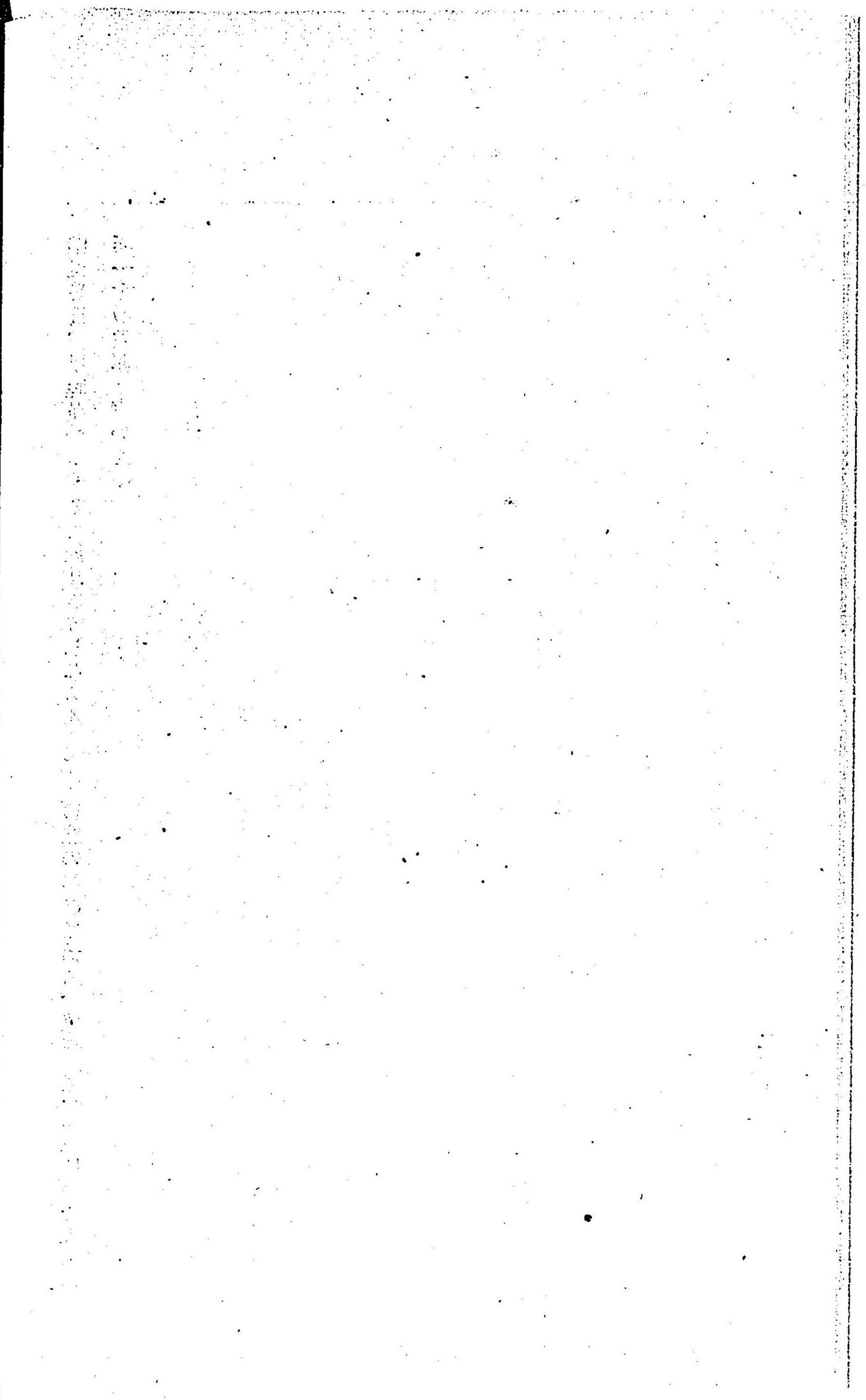
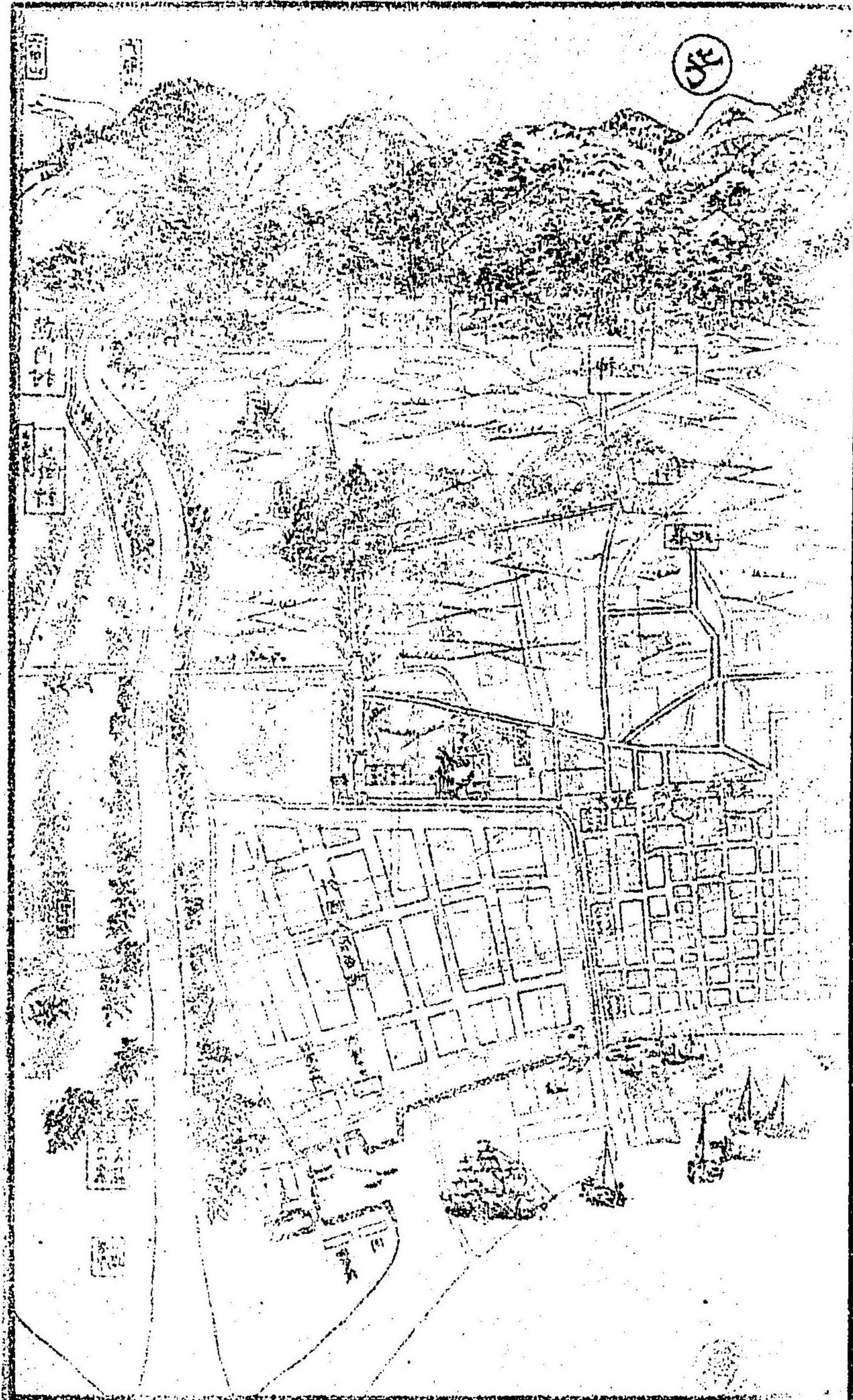
一 兵庫開港の事元來容易ならず先帝止め置かせられ候へども大樹も無<sub>レ</sub>餘儀一時勢言上し諸藩建言の趣意も有<sub>レ</sub>之當節上京の四藩も同様申上候間誠に止むを得させられず御差許に相成候事

大老井伊直弼一たび出で、決然無勅許の假條約を締結し、其兇及に斃れて幕府の柱礎漸く動搖し始めしより、今こゝに兵庫開港の勅許を蒙れる迄、終始一貫して幕府を苦めたるは、實に開國の一事なりき。之が爲めには幾多の財を費したり、之が爲めには幾多の血を流したり。斯くて動もすれば外國軍艦の砲彈を以て、鎖國の門を打破られんとする危機に際し、幸にして一縷の狼煙を揚げしめず、京

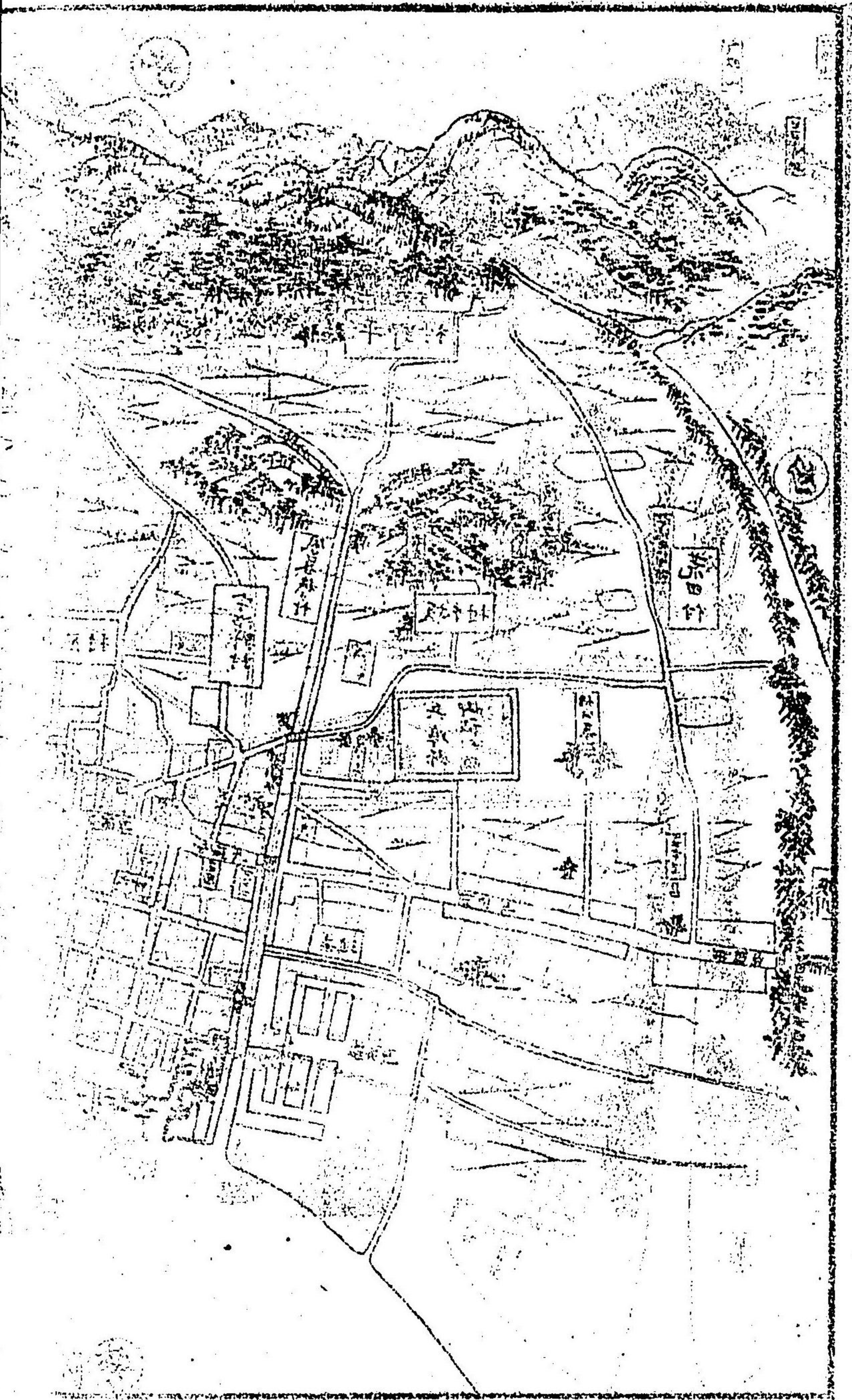
師に勅許せしめたる幕府の成績は偉なりと稱せざるべからず。今や幕府の開國主義を全うするに於て、前途蹉躑の轉石存せざるに似たり。而かも幕府は、此後幾何ならずして倒ふれたる所以は何ぞや。曰く、勢ひなり。勢ひとは何ぞ、情ら想ふに徳川統治の泰平は、能く物質的の發達を促したり、物質的の發達は、遂に奢侈の弊風を生じたり。奢侈の弊風は、一方に於て外品の輸入となり、一方に於ては國用の不足となる。外品の輸入は、金貨の濫出を導き、國用の不足は、貨幣改鑄の惡政策を招けり。金貨の濫出は金融の必迫を促し、貨幣改鑄の政策は、物價の高騰を誘ふたり。物價の高騰は、一方に於て多數小民の生計をして困難ならしめ、一方に於ては、扶持米に養はるゝ武士の窮迫を致さしむ。小民の生計困難は、世態變更の希望を發せしめ、武士の窮迫は、武權の衰弱を致したり。世態變更の希望は、反官抗上の氣風を生じ、武權の衰弱は、町人の權力を囂發せしめぬ。反官抗上の氣風は、社會の不檢束となり、町人の權力囂發は、富力集中となる。社會の不檢束は、繁鎖政事を要し、町人の富力集中は、智識の開進を結果せり。繁鎖政事は、格式の強行となり、智識の開進は、政事の批評となる。格式の強行は、浪費を要し、浪費は、誅求を致さしめ、誅求は、怨倦を招く。政事の批評は壓抑政策を導き、壓抑政策は過酷に流れ、過酷は叛心を生せしむ。怨倦は治平の敵と變じ、叛心は争奪の野心と化す。徳川政府の統治は、確かに此社會的變遷を歩み、封建制度は、斯くて瓦解の運命を有したりき。故に假令嘉永癸丑以來の外交事件なからしむるも、封建制度の瓦解と、徳川幕府の

顛覆とは、早晚免かるゝこと能はざりしならん。之を自然の勢ひと云ふ、維新の大業豈に區々たる一藩一士の效罪を説かんや。

平 野 圖







## 神戸開港三十年史

### 第三章 創業時代の神戸港

○第一節、兵庫開港の準備に勉む。幕府は、漸く兵庫開港の勅許を得たり。長防の處分未だ落着を告げずと雖、而かも開港の準備に猶豫はせざりき。五月二十七日「今般兵庫開港御差許相成候儀に付御所より被<sub>レ</sub>仰出之御趣旨も有<sub>レ</sub>之就ては諸事屹度取締向相立可<sub>レ</sub>申事」と有司に達し、尙ほ諸藩並に旗下の士に對しては「今般兵庫開港御差許相成候に付而は見込之儀も有<sub>レ</sub>之候は、取調早々申出候様可<sub>レ</sub>致此段相違候事」と注意を促がし、又貿易に關しては「來る十二月七日より兵庫開港江戸並大阪市中へも交易の爲め外人居留致候等に付諸國之物産手廣に運出商賣可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>勝手者也」と觸れ、更に其取締に關しては「今般兵庫開港御差許相成候に付三番所建置き改濟の上交易取計候等右に携り候者共は其旨厚く可<sub>レ</sub>存若改請之義相憚改方違背改洩等於有<sub>レ</sub>之は嚴重の處分可<sub>レ</sub>申付候條可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>其意候」と布令せり。又居留地其他の事務を取扱はしめんが爲め、在京勘定奉行星野豊後守をして、齋藤六藏、小堀右膳の二人へ、兵庫開港御用取扱を命せしむ。六藏は大阪奉行所附代官にして洪督と稱し、兵庫勤番所に奉仕する者、右膳は京都代官名代なりき。尤も貿易勝手たるべしとの發令は五月なれども、一般人民へは六月十日に至り、大阪城代牧野越中守を経て、大阪町奉行柴田日向守剛中、小笠原伊勢

守より告示せり。同十二日剛中は、開老松山侯伊賀守の命に依り、大阪總年寄北組比田小傳次、天満組今井與三右衛門、南組安井九兵衛の三名へ五人扶持を給し、兵庫開港交易御用取扱を命じ、尙ほ大阪町人島屋淺田市の助、近江屋森本猶之助、鴻池屋中原庄兵衛、炭屋白山安兵衛、鴻池屋井上市兵衛、加島屋長田作次郎、鴻池屋樋口重郎兵衛、米屋殿村伊太郎、米屋今堀長吉郎、加島屋喜三郎、五郎、松屋松永伊兵衛、平野屋高木五兵衛、辰巳屋和田久右衛門、千草屋平瀬龜之助を商社世話役なる者に任じ、勤務中十人扶持を給與すと違す。七月九日に至り剛中は、兵庫奉行兼勤を命せらる。兵庫奉行は元治元年十一月を以て新設し、小笠原攝津守其任を拜す、慶應二年一旦廢止、再置の後は池野山城守(後下總守)拜命す、今池野は和泉堺奉行に轉じ、乃ち柴田剛中の兼任となる也。柴田の兵庫奉行兼任となるや、同月開老伊賀守の命を以て、兵庫開港御用取扱齋藤洪督をして、兵庫代官所町人嘉納治兵衛、嘉納治郎右衛門、近藤文藏、岩間屋神田兵右衛門、鹽屋安兵衛、辰馬半左衛門、鷲尾松三郎、菫部市郎右衛門、木村喜兵衛を兵庫開港商社世話役に命じ、勤務中十人扶持給與の旨を達せしめ、斯くて八月十六日商社設立の趣旨は公示されたり。

此度兵庫御開港商社御取建に付外國交易取組方元手金爲差加出金致し又は物品にて交易取組致し度者共は大阪中の島商社會所へ申立候様可致左候得ば商社益金を以て銘々出銀高に應じ割合相下り可申尤差加金致候共交易望み無之者へは相當の利足可相渡候尤右差加へ金差掛り入用の節は

申立次第何程にても相下り可申答に候條此旨可相心得候

一 此度兵庫御開港商社御取開相成候に付而は融通の爲め此の節より金札當分の内通用被仰出候間都而是迄之通用の金銀と同様に相心得御年貢其外諸侯納物に相用候而も不苦候條五畿内並近國とも聊無差支通用可致候尤右金札引替の義は商社會所並商社頭取其外御用達共方に於て引替候筈に有之右引替之面々分割減等一切無之候間不取締無之様正路に取引可致事

○第二節、開港商社の設置、紙幣發行の令出づ。開港商社設置に付、大阪商人鴻池屋山中善右衛門、加島屋長田作兵衛、加島屋廣岡久右衛門の三名を商社頭取と爲す。抑も此商社設立は、當時幕府の財政極めて匱乏を告げ、已むを得ずして紙幣を發行するの議を決したれども、紙幣の流通沮滯せんことを氣遣ひ、發行の口實を開港に假り、貿易融通の爲めなりと稱せしなり。而して其發行の紙幣は七種にして、一般人民へ左の如く達せり、

此度金貨融通の爲め當分の内通用被仰出候金札之儀金百兩、金五十兩、金一兩、金二分、金一分都合七種の札御施行相成候間五畿内近國十一月一日より在來金銀取交聊無滯通用可致候

當時幕府が紙幣を發行せしは、實際財政救治の方策なかりしに依ると雖も、財政の困難は、獨り幕府に止まらず、各藩亦同様の姿なりしかば、幕府が紙幣發行の方策に出るや、各藩亦之に倣ひ、遂に不換紙幣は各藩に横溢し、銀紙の差價は其後次第に甚しきを致し、金利高騰、物價飛躍、維新更始の後

に至り、頗る整理の困難を致さしめぬ。幕府が紙幣流通の方便として設立されたる商社は、結社の習慣なき人民の誤解する所となり、商社に差加金を爲したる者にあらざれば、貿易に従事し能はずと傳ふる者あれば、又結社の者は外商と單獨直接の交易を行ふ能はざるが如く思惟する者あり、此に於て十月二十日更に布令して曰く、

此度兵庫御開港に付而は交易彌盛大に可相成爲め商社御取建相成候處商社の義は直取引難出來様所存の者有之哉に相聞へ右は心得違の事に候間商賣を遂度者は神奈川、函館、長崎三港と同様勝手に取引致し不苦候

斯くの如く、一方には一般人民をして、豫め貿易開始の用意に油断なからしめ、一方には兵庫居留地設定の土工を起さんが爲めに、諸外國人に土地の見分を爲すべきを命じ、而して内外人の紛議を生せしめざらんが爲めに、七月十八日『此度兵庫開港に付同所並大阪表居留地見分として各國公使始め士官等追々彼地へ罷越候筈に有之就ては不取締の義無之は勿論外國人に對し不作法の所業不致様末々小前の者へ無<sub>レ</sub>洩可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>相觸候』と當路の有司を警め、八月二十八日大垣藩主戸田采女正氏彬を以て、兵庫開港地及び大阪居留地取締の任に當らしむ。

○第三節、里正四郎太夫居留地土工を負擔す。是より先き兵庫神戸地方の人民は貿易地たるの利害を慮るに遑なく、只管夷狄視する外國人と、接近常住するを危懼し、既に開鎖の議論騒々たる當時

に於て、幕府が兵庫を開かんとするに不満を抱き、京師の鎖攘を謳歌せし程なれば、愈<sub>レ</sub>開港の勅許ありて、幕府が之を各國公使に通牒するや、専ら居留地の兵庫に接近せざらんことを望み、外人の濱海を巡視すと聞きては、種々の憶説巷途に傳はり、居留地は和田に決せりと、否な湊川以東に定まりたりと、風評噴々、外人の濱海廻行に注視を怠らざる有様なり。當時英人は、特に居留地撰定に勉め、各國使臣と協議の上、神戸村生田川以西の海濱には、既に船入場の設けありて其地廣漠たり、遂に居留地を此處に相す。十月に至り英國倫敦政府よりは、居留地地割繪圖を幕府に送附し來る、依て幕府は此地割繪圖に據り土工を起すべき旨を、奉行柴田剛中及び森山吉太郎に命ず。剛中は既に二ツ茶屋村善福寺村(同寺は此時現今の鐵道線路以南に在り)を僑居と爲し、神戸村宮前濱舊海軍練所附屬建物を以て假事務役所と爲し、以て開港準備の事務を取れり。此時神戸村に松屋と稱する酒造家あり、世々生島四郎太夫と稱して里正を勤む、當時の四郎太夫は入婿にして、八部郡奥平野村庄屋乾庄右衛門方より來る、才幹用ゆべく、其膽力は寧ろ横着者の評を招きたり。今居留地土工を起すに方り、奉行柴田剛中は、専ら彼れに諸般の工事を負擔せしむ。

○第四節、居留地の面積、修築の費用。當時居留地用として收めたる總面積は、反別二十五町八反四畝十六步五厘、其内宅地十三町三反四畝一步二厘五毛、道路溝渠地十二町五反十五步二厘五毛とす。而して外國人居館邸地の區畫反別は十七町三反一畝十五步(田反別四町十七步畑反別十三町三反二十

八歩)たり。買上地代金は田畑地代金一反五百三十二兩二分、宅地代金は一反百五十兩、濱地代金は一反二十七兩にして、家屋を移轉する所の人民への下附は一坪金五兩、倉庫を移轉する者一坪金五兩、永四百文を給し合計金一萬七千八百九十兩餘、其他金七萬七千五百三十六兩二分(一坪金一兩)を地所平準の費用とし、金三萬七千五百五兩を海岸石垣及び埔頭修築の費用とし、金五千五百兩を溝渠築造の費用となし、金八萬三千八百兩を新土を運搬して、地所を高墾するの費用に充て、總て金二十二萬千七百八十兩餘を投じて土工を起せり。此他運上所建築其他の用度は、今其詳かなるを知る能はずと雖も、蓋し少額にはあらざるなり。

○第五節、幕府施政の革新に勉む。幕府は一方に於て、兵庫開港貿易の準備に勉め、一方に於ては政體を簡易ならしめんと欲し、八月一日より諸國關門通行の規定を弛め、又威信を重からしめんが爲め、尾大不振の弊を矯めんと欲し、列國の輕侮を防んが爲め、九月英國人を聘して海軍傳習を始めた。然れども海陸軍の擴張は、國費を要す。此に於て勘定奉行小栗上野介等の議を以て、從來の軍役割を改正し、十ヶ年兵賦金納法を普く知行取の面々へ達する等、銳意熱心大小の政務に革新を加ふ。八月二十九日「海外諸國へ學科修業商業の爲め相越度志願之者へは印章請取候節於當地(江戸)は外國奉行並神奈川、長崎、函館、兵庫表に於ては、其所の奉行へ手数料可相納候納方等の義は印章相渡候節申達等に候」と布令し、以て進取の國民たらしめんとし、内外人交渉事件の生ずべきを思ふや、

十一月七日を以て「此度兵庫御開港相成候に付而は外國人共京地を距る事十里の地方を除き其他兵庫より十里以内之地へ歩行可致に付自然外國人へ關係致し候引合の者有之節は兵庫奉行所より差紙を以て呼出の上相尋候義も可有之候間其段兼而相心得不都合無之様可致候」と注意せしめ、若りに内外の親交を保ちて、富國強兵の實效を收めんと勉め、其背後には、幕府の生命を絶たんとし、冥々裡に一大陰謀の仕組まれつゝあるを知らず、幕府の運命は、尙ほ千百年の將來に榮行かんと思惟する者の如くなりき。

○第六節、薩藩等「寛開前後」の故障を提出す。幕府の生命を絶たんと欲する一大陰謀とは何ぞ、討幕密勅の事是れ也。抑も五月二十三日徹夜評議の結果として、長防事件の寛大處分と、兵庫開港勅許の沙汰とは、其翌二十四日に發せられたり。然るに其頃幕府を倒さんとする薩長の決心既に固きを致したれば、事局の鎮定は其望む所に非ず、故に島津久光は、故らに病と稱して二十三日の評席に列せず。已にして二大事件の御沙汰を見るに、長防處分及び兵庫開港は「當節上京の四藩も同様申上候間」云々の文字あり。此に於て久光は、越前春嶽、山内容堂及び伊達伊豫守に説き、二十六日を以て四藩名稱濫用の故障を申出でたり。其故障書の趣旨に據れば、幕府は防長再討の妄舉に無名の師を起し、以て天下の騷亂を引出したり、故に即今國是を定めんには、公明正大の處置に出で、先づ防長處分を決して後兵庫開港の事に及ばさんと云ふに在り、去れば兵庫開港に就ては、四藩未だ意見を陳せし所



なしと。朝廷に於ては此故障書に對し、防長處分の寛大と、兵庫開港に遲速の差違はありとも、歸着する所は同様なれば、雙方取捨の上にて仰出されたる者なり、詳細は大樹へ問ふべしと沙汰せられぬ。然れども島津伊達の二侯は、尙ほ服せず、更に八月六日寛開の歸着は同様なりとも、兵庫開港の開を先にし、防長處分の寛を後にするは不可なりと上申す。而かも兵庫の開港は既に世に發表したるを以て、朝廷再び此上申に答ふる所なかりき。幕府に於ては、防長寛大處分の沙汰に就き、其寛大の程度如何を決する能はず、而して竊に長州の意向を察するに、封土は舊に依り、三都の邸宅は元に復し、加之、戦争に得たる石州豊前の占領地は、之を封境に加へんと欲するに似たれば、幕府は頗る苦慮を費し、空しく時日を過して九月に至る、圖らざりき此間に於て、討幕密勅奏請の大陰謀の其歩を進め居らんとは。

○第七節、三條岩倉の合體。今其陰謀の顛末を案するに、既に記せしが如く文久三年八月十八日、俄然朝議一變の際、京師を遁逃したる三條實美は、今年慶應三年に至り、曾て正反對の地位に立ち居れる、岩倉具視と合體協謀する場合となれり。抑も具視は曩に時勢の未だ不可なるを見て、實美等の言行激越なるを批難し、其當時専ら公武合體の説を持せしより、廣橋中納言忠禮等十七卿の連署彈劾する所となり、文久二年八月二十日、蟄居並に辭官落飾を命せられ、洛北岩倉村の茅屋に起居すること已に年あり。已にして幕府の勢力、月に微弱なるを示すや、以爲く、中興の大業を成すの時機到來

せりと、乃ち慶應二年八月二日、密に書を上りて參朝を許されんことを請ふ、許されず。依て志を中御門中納言經之に告げ、朝廷の上にて計畫せしめ、其頃岩倉村に往復したる香川敬三、三宮義胤、大橋愼三、樹下義國等をして先づ大に朝政を釐革すべきの議を公卿間に遊說せしむ。然れども應ずる者は、三四の公卿と少數の浪士に過ぎずして、到底大事を執行するに足らず。遂に井上石見を以て、始めて幕府の眞意を薩藩士小松帶刀、西郷吉之助、大久保市藏等に告げ、贊同の盟約を得たり。更に石見をして朝政釐革の必要を山階宮(晃親王)に説かしめ、宮は更に議奏前大納言嵯峨實愛を説きて贊成せしめ、中御門經之は亦大原宰相重徳外二十餘人の公卿を説きて贊成せしめ、八月三十日一同列を正して參朝し、大に愷切の論議を陳じ、特に大原は、中川宮の失政を責め、罪を引き輪佐の任を辭すべきを詰論す。已にして此の畫策は、具視に出でたること露はれたれば、岩倉村の茅屋は、會藩兵士の監守する所となり、山階宮、嵯峨實愛は其職を免せられ、中御門、大原以下の諸公卿は謹慎を命せられぬ、此計畫一旦挫折して、程なく十二月二十五日主上崩御あり。此時具視は特恩を以て、慶應三年三月二十九日毎月一回洛中歸宅を許されたり。此當時薩長二藩の連合益、鞏固に、二藩の志士は數ば在太宰府の三條實美等に王政復古の大業を執行せんことを説けり。實美は輕舉事を誤らんを氣遣ひ、在京公卿中に同志を求め、且つ上國の形勢を視察せしめんと欲し、竊に薩長連合の盡力者、土州藩士坂本龍馬及び中岡愼太郎を上京せしむ。二人は諸公卿間に出入して、大事を謀るべき人を求む、得ず。已

にして大橋慎三に出會す、慎三説て曰く、諸公卿中、與に謀るに足るものなし、獨り洛北に幽居中なる岩倉殿は、其人なり。二人乃ち慎三を介して幽居に謁し、其より屢、出入して愈よ具視の大膽器略、凡庸ならざるに服し、説くに胸中の大謀を以てす。具視直に其説を嘉納して協力せんことを誓ふ。二人大に喜び、太宰府に走て之を實美に語る。然るに實美は具視の大材を知らざるにあらざれども、其往日の行爲に鑑みて、容易に其志を信せず、曰く彼は奸物にして心を許るし難しと。時に東久世通禧は岩倉の親族にして、能く其志を知るものなり、百方其他意あるものにあらざるを説く。此に於てか三條、岩倉の合體なりて、遂に討幕密勅の奏請となる。

○第八節、討幕の陰謀と密勅下る。岩倉具視は、坂本中岡に告るに、薩長連合して、外に幕府を倒すの計を爲さば、予は内より同志の公卿を糾合して、討幕密勅の奏請を爲すべきを以てす。乃ち坂本、中岡は東西に往來し、西郷吉之助、大久保市藏、小松帶刀等は具視と謀議し、又當時薩藩邸に潜伏し居たる長藩士山縣狂介(有朋)、品川彌二郎を其藩に歸らしめ、西郷、大久保は尋で長州に下り、木戸準一郎(孝允)、廣澤兵助(真臣)等と謀り、更に藝藩を誘ふて同意せしめ、十月六日大久保品川は上京して、薩長藝三藩連合の軍備已に成れるを告ぐ。具視乃ち中山忠能、中御門經之の兩三名と謀り、密勅奏請の準備を爲す。同八日小松帶刀、西郷吉之助、大久保市藏(薩藩士)、廣澤兵助品川彌二郎(長藩士)、辻將監、植田乙次郎、寺尾庄十郎(藝藩士)等、中山、中御門二卿に謁して誓約を爲し、尙ほ討

幕の檄文起草し、又幕府追討の宣言を請ふの書を上る。其翌日中山、中御門二卿をして、尙に其書を奏聞せしめ、十三日に至り具視は尙ほ勅勘の身にして幽居中なれば、其子息具綱具經の二卿をして、廣澤兵助を其本邸に召さしめ、此に宣言を傳ふ、曰く、

毛利宰相  
同少將

戊午以來邦國多事天步艱難の砌東西周旋其勞不尠、尠候處幕府暴戾の餘讒構百出遂に乙丑丙寅の始末に及び候へども從來爲皇國一竭忠誠一候父子の至情徹底於先帝一顧命之際も深被爲叙慮候依之今般御遺志御繼述本官本位に被復候間速に可有入朝一愈以干城の勤不可怠旨御沙汰候事

慶應三年十月十三日

忠能  
實愛  
經之

其翌十四日小松帶刀、西郷吉之助、大久保市藏、廣澤兵助の四人、嵯峨大納言實愛の邸に召され、宣示及び錦旗を授けらる。

參議大江敬親  
左近衛權少將大江廣封

左近衛權中將源 久光

左近衛權少將源 茂久

詔、源慶喜藉累世之威、將闔族之強、妄賊害忠良、數棄絕王命、遂矯先帝詔而不懼、擠下民於溝壑、不顧罪惡所至、神州將傾覆焉、朕今為民之父母、是賊而不討、何以謝先帝之靈、下報萬民之深讎哉、是朕深憂憤所在、諒闇而不顧者、萬不得已也、汝宜體朕之心、殄戮賊將慶喜、以速奏回天之偉勳、而措生靈于山嶽之安、此朕之願、無敢或懈、

慶應三年十月十四日

正二位藤原忠能

正二位藤原實愛

權中納言藤原經之

此日又會桑二藩主誅戮の旨は降されたり、

會津宰相

桑名中將

右二人久滿在位下助幕府之暴其罪不輕候依之速可加誅戮旨被仰下候事

十月十四日

實忠實愛

經之

長門宰相殿

同少將殿

薩摩中將殿

同少將殿

此宣示に對しては、大久保市藏筆を執り、小松、西郷、大久保、廣瀬の外長藩士福原恭平、品川彌二郎を加へ、六名連署の書を呈せり、曰く、

常節不容易御危急の砌為國家不被為願忌諱御内々盡力確定不後之叙慮為聞取勅書降下兩藩深御依頼被為思食候御旨趣奉謹承卑賤之小臣等不堪感激流涕奉存候此段盟天地御請仕候誠惶頓首

此未曾有の大事變は、幕府が尙ほ千百歳の運命を思ふて、政治改革、軍制の變更、開國の準備に忙はしき背後に於て仕組まれたり。而して幕府は勿論、朝廷の上にも、二三公卿の外は夢にも之を知らず、其陰謀の密にして巧みなりしは亦驚くべきなり。

○第九節、徳川慶喜大政を奉還す。是より先き土藩主松平容堂は、島津久光が寛開の緩急を誤れりと主張し、怫然袂を拂て歸國したる舉動に徴するに、或は薩長聯合して舉兵に決せしが如く、尙ほ

討幕の密勅下りしとも思はるゝ形蹟を認めれば、今は猶豫すべきの時にあらずとなし、將軍慶喜に大政返上の議を上り、尙ほ家臣神山左兵衛、福岡藤次、後藤象次郎、寺村左膳の四人をして、親しく將軍に謁して治安の政策を陳上せしめたり。慶喜は天下の大勢に鑑み、此建議の出るに方りて、大に悟る所あり。然れども徳川二百六十年の大政を返上するは、甚だ重大の事件なれば、閣老板倉伊賀守の如きは、頗る其所決に迷ひ、之を越前春嶽に謀る。春嶽亦可否の意見を陳するに踟躕する折柄、後藤象次郎、福岡藤次は薩藩士小松帶刀と共に將軍に謁見を請ひ、目下の形勢を論じて政權返上の決行を勧めたれば、慶喜遂に決心し、十月十二日在京四十餘藩の重臣を召し、閣老より政權返上の奏聞案を示し、意見を陳せしめぬ。然るに此席に列したる四十餘藩中には、幕府へ反對の意見を持つるものと、佐幕の意見を持つるもの等、一坐混然、敢て堂々の論議を試むるものもなく、遂に愈よ十四日に至り、政權返上の奏聞書を呈せり、曰く、

我皇國時運之沿革を觀るに昔王綱紐を解て相家權を執り保平之亂政權武門に移てより我祖宗に至り更に寵眷を蒙り二百餘年子孫相受我其職を奉ずと雖政刑當を失ふ不<sub>レ</sub>少今日之形勢に至るも畢竟薄徳之所<sub>レ</sub>致不堪<sub>レ</sub>慚懼<sub>レ</sub>候況や當今外國之交際日に盛なるにより愈政權一途に不<sub>レ</sub>出候ては綱紀難<sub>レ</sub>立候間從來之舊習を改め政權を朝廷に歸し廣く天下之公議を盡し聖斷を仰ぎ同心協力共に皇國を保護せば必海外萬國と可<sub>レ</sub>並立<sub>レ</sub>我國家に所<sub>レ</sub>盡不<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>之候乍<sub>レ</sub>去猶見込之儀も有<sub>レ</sub>之候は、聊忌諱を不

憚可<sub>レ</sub>申聞<sub>レ</sub>候

十月十四日

慶

喜

福岡、後藤、小松は豫め二條攝政へ慶喜奏聞の聽許を勸告し置たれば、其翌十五日朝廷よりは左の御沙汰を下さる、

祖宗以來御委任厚御依頼被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候へ共方今宇内之形勢を考案し建白之旨趣尤に被<sub>レ</sub>思召<sub>レ</sub>候間被<sub>レ</sub>聞食<sub>レ</sub>候尙天下と共に同心盡力を致し皇國を維持し可<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>安<sub>レ</sub>宸襟<sub>レ</sub>御沙汰之事

裡面に於て、討幕密勅の降れると同日、其表面に於ては大權返上の奏聞あり、實に表裡ともに意外の出来たりし也。尙ほ朝廷にては、奏聞聽許の沙汰と共に、將軍慶喜に對し「大事件外夷一條は盡<sub>レ</sub>衆議<sub>レ</sub>其外諸大名伺被<sub>レ</sub>仰出<sub>レ</sub>等は朝廷於<sub>レ</sub>兩役<sub>レ</sub>取扱自餘の儀は召の諸侯上京の上に決定可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之夫迄之處支配地市中取締等は先是迄の通にて追て可<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>御沙汰<sub>レ</sub>候事」と沙汰し、天下大小諸侯の上京迄は、諸大名の伺指令等は、議奏傳奏に於て取扱ふ事となる。此の月二十四日將軍慶喜は、大將軍の職をも辭せんとして上表する所あり、然るに朝廷にては、上京諸藩の衆議を待て決すべしと沙汰し、慶喜は依然征夷大將軍にして内大臣たりき。蓋し朝廷の實力は、未だ天下の諸侯を制御するに足らず、且つ今後の施政如何様に扱ふべきかは、此際朝廷に成案ありしにあらず、故に唯衆議を頼みとして決する所あらんと欲するなり。

○第十節、勤王佐幕の大衝突。幕府は政權を返上し、朝廷は之を聽許して、天下の大小名を、京師に召集するの命を發したりと雖も、此時關東東北の諸藩は、徳川政府の舊恩を思ひ、政權返上は、西國三四の諸侯私意を挟み、朝廷を擁して此に至らしめたる者なりと爲し、京師の命に應せざらんとする情勢あり。此に於て幕府も朝廷も、姑く時勢を觀望して、政治機關の運轉は、殆んど休止の姿となりぬ。是より先き討幕黨は愈よ政權を京師に收め、會桑の勢力をも奪はんが爲めには、到底兵力の準備なかるべからず、是を以て薩の西郷、大久保、小松、長の廣澤、品川、福田等は、各、密に歸國して先づ兵を發せんとし、而して薩長藝三藩の兵は、此時已に長州三田尻に屯在して、京師の沙汰を待ちたるに、圖らずも慶喜の大政返上は、出師の名義を失はしめぬ。依て先づ薩藩兵士のみ上阪し、十一月二十九日薩藝兩藩主は京師に入り、同日薩長藝三藩の兵士は、軍艦七艘に乗じて攝州打出濱に着し、翌三十日西の宮に上陸して宿營せり。此頃關東に在ては、紀州藩江戸詰留守居榊原耿之助、竹内彌助の主唱にて、書を徳川一門譜代の諸侯に配り、共に存亡を一にせんと謀るや、水戸中納言を始め、松平下總守、片桐主膳正、堀内藏頭、九鬼長門守、其他溜間詰、菊之間詰、帝鑑間詰、雁間詰諸侯相ひ共に一致し、我等は朝臣にあらざれば、朝命に應じて上京するを欲せず、已びなくんば官位を返上して、徳川の社稷と存滅を共にせんと決し、朝廷の召に應ずる者なし。朝廷に於ては、將軍慶喜に命じて、其大義名分に反するを理解せしめ、尙ほ從はずんば、西國諸侯に命じて、懲罰すべしと威

赫すと雖も、彼等は頑として服せざりき。後日榊原(高田藩)、井伊(彦根藩)の二藩が、一旦朝廷の召を辭するの書を呈し、半にして其議を變じ官軍に加はりしより、佐幕黨の爲めに悻義忘恩の誹謗憎惡を招けるを見ても、當時徳川譜代恩顧の大小名が、如何に決心の堅かりしかを察するに足る。今日より見れば、彼等は其向背を誤りたるに似たりと雖も、而かも封建社會に於ける武門の眞情は、彼等に於て之を見る也。事情斯の如くなれば、勤王佐幕の兩黨は、其軋轢激甚なり。薩藩に於ては、奈良原幸五郎(繁)、堀二郎等、紀州藩に於ては三浦休太郎(安)等亦佐幕主義を以て其名を知られたり。勤王黨坂本龍馬、中岡慎太郎の如きは、十一月十四日京師旅宿に於て暗殺せられ、佐幕黨三浦休太郎は、十二月七日襲撃せられて傷く。今は物情恟々、到る所に殺氣を充たし、特に薩藝二藩が、長藩士の人浴を周旋するや、會桑諸藩は痛く反對し、議論紛々然たり。然るに十二月四日の夜「長藩士に仰出さるべき義在らせられ候間各、登城御沙汰可相待」との沙汰あり、其意は長藩士にして入京の赦免を得ず、強て上京する時は、津藩の守れる山崎關門に於て、忽ち戦端の開かるべきを以て、先づ毛利大膳父子赦免の事を達せんと欲せしなり。此時越前者嶽は之を不可として曰く、全國の諸侯を召さるゝは、長藩處分の如き大事を議定せんが爲めなり、然るに今日諸侯に諮らず、朝廷の專意を以て大事を決せば、是れ何の爲めに全國の諸侯を召さるゝ者かと、會桑の二藩亦此議を唱へて已まず。慶喜は此議の幕府の意見と見做さるゝを慮り、會津、桑名、紀州其他親藩譜代の士の暴舉を制止し、會桑二藩

士が諸公卿間に入出入して、長藩士歸國を迫るを戒めたり。而して屢に密勅奏請を爲したる中山、中御門、正親町三條(嵯峨)の諸卿は、一日も速に長藩主を入京せしめんと欲し、十二月八日在京諸侯を會して之を議せんとするや、將軍慶喜と會桑二藩主とは、病と稱して出でず。此日の會議は翌九日の晩に達し、遂に長藩父子の復官及び入洛を許すべきに決せり。

○第十一節、維新の大號令發せらる。然るに朝廷に於ける長藩主入京一條の論議中、其裡面に於ては維新大號令發表の謀議を凝され居たり。抑も討幕の首領岩倉具視は、十一月八日落中住居を許るされ、計策實行の自由を得たれども、當時在京の薩兵は、僅に八百餘人、已にして十一月下旬藝州の兵入京したれども、未だ以て會桑兩藩の精兵に當るに足らず。長州の大兵既に西の宮に上陸するに至りて、今は大事決行の時機到れりと爲し、越前慶永、尾張慶勝の二人を議に與らしめ、中山忠能、正親町三條實愛をして、十二月七日維新大號令を發するの勅旨を請はしめたるに、土藩士後藤象次郎、福岡藤次は、主人容堂未だ着京せざるの故を以て、兩日間の猶豫を望む。此に於て發表期日は九日と定りたるに、中山、正親町三條の兩卿は、慶喜をして、大號令發表會議に參列せしめざるは、少しく其當を失せざるかを懸念したれば、具視は之を薩藩士西郷吉之助、大久保市藏、岩下佐治右衛門(方平)に謀る。三士乃ち書を呈し、斷然慶喜を參議せしむべからずと答ふ。此に於て十二月九日愈又大號令發表と決し、八日の夜薩、土、藝、尾、越五藩に對して召狀を發して曰く「應召早速登京師一満足候從

て不<sub>レ</sub>容易<sub>ニ</sub>大事評決の義有<sub>レ</sub>之唯今參朝可有<sub>レ</sub>之旨御沙汰候事」と。而して若し此事にして會桑二藩の探知する所とならば、直に暴發するやも知るべからず、故に豫め薩、土、藝、尾、越五藩の兵を以て、宮門を守衛せしむるの順序規律を定め措きぬ。斯くて九日曉天長藩父子赦免論の決したる頃は、已に五藩の兵士戎具を裝ひ、規律整々、諸門を固めたり。已にして岩倉具視の塾居赦免、復飾參朝。長藩主の入洛復官及び三條以下西園の六卿(錦小路親徳死去)の赦免入洛、其他勤王の爲めに譴責を受たる者を盡く解體す。具視は復飾參朝を許されれば、豫め作り置たる王政復古の詔勅、及び制度組織案等を携へ、儼然衣冠を正して參朝し、中山忠能、正親町三條實愛、中御門經之、大原重徳と共に參内して大革變實行の旨を上奏し、直に太宰帥熾仁親王(有栖川宮)、常陸大守晃親王(山階宮)、一品入道純仁親王(仁和寺宮嘉彰親王後に小松宮彰仁親王)、徳川大納言慶勝(尾張)、松平慶永(越前)、山内豊信(土州)、島津茂久(薩州)、淺野茂勳(藝州)、及び五藩臣の内、尾藩の荒川甚作(良知)、丹羽淳太郎(賢)田中邦之輔(輔)、越前の中根雪江(師賢)、酒井十之丞(忠温)、毛受鹿之助(洪)、薩の西郷吉之助(隆盛)、大久保市藏(利通)、岩下佐治右衛門(方平)、藝の辻將曹(維嶽)、櫻井與四郎(文憲)、久保田平司(秀雄)。土の後藤象次郎(元暉)、福岡藤次(孝悌)、神山佐太衛(君風)を召して、王政復古の大號令を發せり、其令に曰く、

徳川内府従前御任大政返上將軍職辭退之兩條斷然被<sub>レ</sub>聞食<sub>レ</sub>候抑癸丑以來未曾有之國難先帝頻年被

「猶三宸襟」候御次第衆庶之所知に候依之被<sub>レ</sub>決<sub>二</sub>欲慮<sub>一</sub>王政復古國威挽回之御基被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>立候間自今攝關幕府等廢絶即今假に總裁、議定、參與之三職を置れ萬機可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>行諸事神武創業の始に厚き緒紳武辨堂上地下の別なく至當の公議を竭し天下と休戚を同く可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>遊<sub>二</sub>欲慮<sub>一</sub>に付各勉勵舊來驕惰の汚習を洗ひ盡忠報國の誠を以て可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>奉公<sub>一</sub>候事

- 一 内覽、勅問御人數、國事御用掛、議奏、武家傳奏、守護職、所司代總て被<sub>レ</sub>廢候事
- 一 三職人體

總裁 在栖川宮

議定 仁和寺宮 山階宮 中山前大納言 正親町三條前大納言 中御門中納言 尾張大納言 越

前宰相 安藝少將 土佐前少將 薩摩少將

參與 大原宰相 萬里小路右大辨宰相 長谷三位 岩倉前中將 橋本少將 荒川甚作 丹羽淳太

郎 田中邦之輔 中根雪江 酒井十之丞 毛受鹿之助 西郷吉之助 大久保市藏 岩下佐

治右衛門 後藤象次郎 福岡藤次 神山佐太衛 辻將曹 久保田平司 櫻井與四郎

一 太政官始追々可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>興候間其旨心得可<sub>レ</sub>居候事

一 朝廷禮式追々御改正可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候得共先攝籙門流之儀被<sub>レ</sub>止候事

一 舊弊御一洗に付言語之道被<sub>二</sub>洞開<sub>一</sub>候間見込有<sub>レ</sub>之向は貴賤に不<sub>レ</sub>拘無<sub>二</sub>忌憚<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>献言<sub>一</sub>且人材

登用第一の御急務に候故心當の仁有<sub>レ</sub>之候は、早々可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>言上<sub>一</sub>候事

一 近年物價格別騰貴如何ともすべからざる勢富者は益富を累ね貧者は益窮急に至り候趣畢竟政令

不正より所<sub>レ</sub>致民は王者の大寶百事御一新の折柄旁被<sub>レ</sub>惱<sub>二</sub>宸衷<sub>一</sub>候智謀達識救弊之策有<sub>レ</sub>之候は

無<sub>二</sub>誰彼<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>申出<sub>二</sub>候事<sub>一</sub>

一 和宮御身先年關東へ降家被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候得共其後將軍薨去且先帝攘夷成功の欲慮より被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>許候處

始終奸吏の詐謀に出で御無詮の上は旁一日も早く御還京被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>促近日御迎公卿被<sub>二</sub>差立<sub>一</sub>候事

右之通御確定以<sub>二</sub>一紙<sub>一</sub>被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候事

而して一方は國事掛、議奏國事掛、傳奏國事掛、議奏加勢を始め、從來公武合體を唱へ、陰に幕府を佐けたる諸公卿は盡く參朝を停め、謹慎を命じ、又京都守護職松平肥後守容保(會津藩主)、所司代松平越中守定敬(桑名藩主)の職を免じて歸國を命じ、朝廷の上一朝にして改革黨をもて滿たさる。此夜、國是を定めんが爲めに、新たに任命されたる總裁、議定、參與及び五藩重臣の大會議を催ふされぬ。

○第十二節、具視容堂の大激論、幕兵暴發せんとす。大會議の將に開かれんとするや、中山忠能は宣旨を述べて曰く、慶喜大政を奉還し、今此に萬古不救の國是を確定せんと欲す、諸臣宜しく公論正議を盡すべしと。然るに此至重の國是を確定せんと欲するに當り、徳川慶喜及び會桑二藩主を加へざるを以て、政權返上を慶喜に勧めたる山内容堂は、之を偏頗の處置なりと爲し、席を進めて先づ口

を開て曰く、更始の際、須らく公平無私ならざるべからず。然るに今日大改革を行はるゝや、事體心術、甚だ陰險に涉り、諸藩の兵は兇器を持って禁闕を警守し、徳川氏及び會桑二藩を斥けて宮中に近付しめず、此の如きは不祥の甚しきものなり。抑も元和偃武以降此に二百有餘年、天下の治平を維持したるは、徳川の功績と謂はざるべからず。而して今慶喜は、祖先以來繼承の大權を朝廷に奉還し、政令一途に出でしめて、國家の隆盛を期せんと欲す、是れ豈に純忠ならずと謂はんや。然るに之を疏外して朝廷其功を思はせ給はざるは、公平無私の處置なりと謂ふべからず。熟ら昨今の情勢を視るに、萬機の施設は、幕府追討の精神を以て爲すに似たり。公義を思はず陰險を事とす、二三の公卿何の見る所ありて斯かる暴舉を企て、以て天下の亂階を開かんとするかと。論旨堂々、語勢激越、摯實の情其面に溢る。越前宰相亦其説を賛するや、岩倉具視之を駁して曰く、徳川家康天下を戡定して、太平の治を布きたるの效ありと雖も、其子孫は威權を弄し、朝廷を凌辱し、公卿諸侯を脅制し、特に嘉永癸丑以來、縦に條約を締結し、利へ正義の皇族公卿諸侯を幽閉し、勤王の志士を殘害す、慶喜にして悔悟の意あらば、當に官位を退き、土地人民を返納して其罪を謝すべきに、今徒に幕府の虛名を奉還して實力を占有す、是れ未だ其心術の如何を知るべからず、何ぞ俄に國是議定の席に參列せしむるを得んと。大久保市藏之を賛し、薩藝二侯亦同意見を述べ、後藤象次郎は直に岩倉大久保等の主張を駁撃し、尾州の田宮如雲、丹羽淳太郎、田中邦之輔、越前の中根雪江、酒井十之丞、土州の神山佐太衛

等皆慶喜を廟議に參列せしむるの至常なるを論辯し、議論は判然薩藝と尾越土との兩派に分れ、互に執て激論決する所なし。依て主上は少憩を賜ふ。具視は容堂にして前議を執て屈せずんば、電光一閃、之を刺さんと決し、匕首を懷にして意を藝藩主に告ぐ、藝藩主之を制し、家臣辻將曹を招き、後藤象次郎に説かしめんとす。時に後藤は別室に在て、大久保と論難甚だ盛んなり。將曹乃ち後藤に諷する所あるや、後藤意少しく動く、遂に容堂春嶽に説て讓歩せしめ、再議に至て具視の議に決せし頃は、最早九日の夜を過ぎて、十日の曉天なりけり。此日西の宮に屯在したる長兵は、雄風颯々、意氣堂々として京師に入り、即時宮門警衛の命を拜し、薩藝二藩の兵と共に、戰備を嚴にして二條城の方面を睨視せり。二條城には會桑二藩の兵、朝議の倒幕に在るを見て、抗愾憤激、殆んど制すべからず。既にして長兵入京し、尋で松平慶勝、松平慶永は、慶喜に退官納地を實行すべき朝命を奉じて來る。幕府の親兵、會桑以下譜代各藩の兵士一萬有餘、今や痛憤激昂、甲を搦し兵を執て將に起たんとす。

○第十三節、慶喜兵士の激昂を大阪に避く。然れども慶喜は、朝敵の名の下に戰端を開き、幾多の國民をして、懸倒の苦痛を感せしむるを欲せざりき。若し慶喜にして、此際、斷然朝敵の名を冒して決する所あらば、天下の事未だ以て知るべからざる者ありし也。尾越二侯は慶喜に朝命を傳へたる後、春嶽は更に言を改めて曰く、公若し君側の奸を清めんが爲めに、舉兵抗命の舉に意あらば、是れ徳川社稷の存亡と、天下休戚の別るゝ所たり、余は心甚だ憂ふ。然れども宗家の覆滅を傍觀して、自



ら獨り快ふするは余の敢て爲さざる所なり、故に公にして苟も其意あらば、余は死を決して藩兵を率ゐ來り、以て公と共にせんと欲す。慶喜は決して暴舉に出でざる旨を誓ふ。翌十一日慶喜は親書を以て、春嶽の登城を請ふ。春嶽以謂く、内府遂に意を擧兵に決せしならん。至れば即ち慶喜頗る悲痛の色を以て語て曰く、目下家臣皆朝廷の處置に平かならずして、若りに擧兵を勸む、然れども余は朝敵の汚名を受けて、祖宗の忠勳を没するに忍びざるなり。朝廷如何に苛酷無情の取扱ひを爲すも、之を忍ばん、唯家臣の憤昂は殆んど之を制すべからず、卿を招きて謀らんとするは此事のみと、語終り、潸然涙下る。春嶽亦之が爲めに泣く。斯かる有様にして翌十二日に至るや、兵士益々扼腕切齒して、到底制抑すべからず。慶喜乃ち尾越二侯の手を経て朝廷へ下阪の理由を奏し、夜密に松平肥後守、板倉伊賀守を率ゐて大阪に下る。慶喜既に下阪したれば、旗下の士及び會桑二藩の精兵は、餘儀なく其後を追ふて二條城を退きたれば、京師は恰も大風の過ぎたる後の如く、市民手を額にして戦亂を免かれたるを賀す。

○第十四節、慶喜外國公使を見る、辭官納地の紛議。斯くて慶喜は、十六日佛、英、米、蘭、普の六國公使を大阪城御黒書院に延見し、親しく懇切なる會談を試みたり。想ふに此際各國公使を延見して懇話したるものは、慶喜にして飽迄恭順を守るに拘はらず、朝廷尙ほ且つ酷虐を極めんか、勢ひ大に決する所なき能はず、事若し此に至らば、諸外國の向背は勝敗に關係すること大なり。故に豫め

各國公使をして、徳川政府は日本の實權者たる事を知らしめ置かんと謀りたる者なるべし。而して接見の際、佛國公使が、幕府に於て政權を奉還せし上は、我々は幕府と朝廷と、何れへ向て協議すべきやと質し、慶喜は之に答ふるに、祖宗以來の歴史を略説し、結尾に於て「國家の衆論を以て我國の政體を定むる迄は、條約を履み、各國と約せし諸件は一々之を決行し、始終の交際を全くするは余の任にあること、諒せらるゝを望む」と述べしを見れば、朝廷に先んじ、外交上の機先を制するの策にして、此策や蓋し佛國公使レオン、ロッシュの指教に出しものならん。朝廷に於ては慶喜の大阪に退きたるを見て、是れ浪華を根據と爲し、京師の咽喉を扼し、關東諸藩の兵は東海、東山兩道より攻上り、幕府の軍艦は兵庫、西の宮等の地を占めて、以て持重の計を爲すものなるべしと畏怖す。乃ち具視は薩、長、土、越四藩の議論離合に關せず、専ら薩長二藩の兵力を以て朝廷を奉護し、成敗を天に任かせて主戦に決心すべきか、將た又暫らく尾、越二藩主の周旋に任せ、慶喜にして眞に反正の實跡を表せば、寛大の處置を以て、既往を咎めず議定職に任じ、其他從來佐幕の諸公卿、諸藩主中、二條攝政、彈正尹宮二人を除くの外は、廣く任用して氷炭相合し、以て皇國を護持すべきかを薩、長二藩に問ふ。然るに當時の形勢は、朝廷餘りに強硬なる時は、幕府を助くる者會桑二藩のみならず、尾、越、土諸藩を始め、外様大名中にも朝廷を離れんとする狀なきにあらざりしより、尾、越二藩の周旋に任せ、慶喜を以て内大臣の官を辭し、其封土を返上せしめ、且つ會桑二藩の兵士を歸國せしむるに決す。尾

越二侯は乃ち土藩主容堂と謀り、納地の程度を朝廷に問ふ。然るに朝廷の命に「領地の儀は返上天下の公論を以て其宜きに從はるべく候事」とあり、是れ到底幕府の從ひ得べき所にあらず。在京の若年寄永井玄蕃頭の如きは、幕吏中屈指の人物にして、常に温和説を抱きたる者なれども「畢竟今日の事、眞の朝旨に非ず、故に須らく君側の二賊を誅し善後策を謀るに在るのみ」と高論するに至る。斯く幕府は動もすれば戦意を決せんとする事局となりたれば、尾、越、土の三藩は、朝幕の間に立て周旋甚だ勉め、漸く十二月二十四日に至り、朝廷よりは慶喜辭官の上、前内大臣と稱せしめ、領土返上の事は「御政務用度の分は領地の内より取調の上天下の公論を以て御確定可被遊候事」と沙汰せん事となり、慶喜は其請書を呈せんとせし時、松平容堂は、朝議の政務用度を、盡く徳川領地より徴收さるゝは公平ならずと爲し、須らく天下の諸侯一同より、平等に總石高割を以て供せざるべからずとの建議を上り、又當時在京の諸藩重役は、近日朝廷の徳川に對する處置を以て、甚だ公平ならずと爲し、阿波、筑前、仙臺、肥後、津、久留米、柳川、二本松、對馬、新發田の諸藩連署の建白書を呈し、以て徳川に友情を寄せ、朝廷非難の聲は將に高からんとしければ、十二月三十一日に至りて土藩主建議の如く決し、年と共に朝幕の紛議は全く其終りを告げ、芽出度慶應四年の正月を迎へ得べしとこそは思はれたる。

○第十五節、伏見鳥羽の戦争、將軍兵庫に來て東走す。然るに初め政權返上、辭官納地等、京師

に於ける大變事の關東に聞ゆるや、江戸に於ては之を以て徳川存亡の期なりと爲し、稻葉美濃守、小笠原晝岐守等の閣老は、譜代の諸藩に兵を率ゐて漸次上京すべき旨を命じ、海軍奉行勝安房の如き、躁急の舉動に出るの不可なるを建議すと雖も、當時徳川家門譜代の面々は、京師の處置を以て薩長二藩と一二の公卿が、朝廷を擁して偏頗の私意を逞うすることを知り、且つ幕兵今は佛國教師の訓練養成を経て、兵士の規律習練往日に於ける征長兵の比にあらず、加ふるに近く歸來せる海軍の將校ありて、其雄勢なること西南諸藩を歴するに足るを信じ、兵を京師に進めて君側の奸を除かんと逸る者多く、温和恭順の説は最早容るべきの餘地なし。已にして内府大阪に下れり、辭官納地は強ひられたるが、會桑二藩は東歸を命ぜられたり、内府は君側の奸を清むる奏聞を爲せりと、上國の報道日一日切迫の狀を告げざるはなし。此に於て閣老等は、愈よ各藩兵を率ゐて上京の途に就くべきを達せしなり。譜代恩顧の各藩は、決死報恩の實を擧げんと勇み、長藩の幕府に抗せしは尙ほ恕すべし、薩藩が陽に幕府に親しみ、陰に陥拵したるの舉動は、武士に於て寛容すべからざる陰險卑劣、無耻醜惡の甚だしきものなりと爲し、憤激激怒、譬ふるに物なし。然るに此當時江戸の薩州邸にては、既に明かに幕府に敵意を表し、浮浪の徒を潜伏せしむること三百餘人、其徒市中を横行して、強盜抄掠を働き、追捕の難に會せば忽ち薩藩邸に逃る、特に十二月二十二日の夜、故家定將軍の籬中天障院使者と稱し、兇漢江戸城本丸に入り、火を放ちて薩藩邸に通る、薩人の横暴愈よ加はりしより、激昂せる幕府の兵士は、

最早寛恕すべからずと爲すに方り、薩人は軍艦を品川灣に碇泊し、更に兵を發して全市を剽掠し去らんとするの風説ありしかば、幕府今は其先を制せんと決し、二十五日薩邸を襲撃す。薩人豫め此事あるを謀知したれば、其前日既に老幼婦女を船に移し、襲撃せらるゝに當りて應戦突撃火を市街に放ち、軍艦鳳翔丸に駕して去る。此報十二月三十一日に至り大阪に達するや、今まで恭順に恭順を守りたる慶喜は、勃然赫怒、薩藩が我徳川家に警する何ぞ斯の如く深きや、天下の平穩を祈りて朝命を奉じ、只管恭順を旨とせるに、今は薩藩と並立すること能はず、乃ち直に討薩の表を作り、大目附瀧川播磨守に命じて之を京師に奏せしめ、伏見、鳥羽、淀の各道に配置せる一萬の兵に進軍の號令を傳ひ、慶應四年正月三日伏見、鳥羽の街道より進む。先鋒は會桑二藩の兵にして、朝廷へ訴ふる所あらんとすと宣言せるなり。京師護衛の薩長兵は、僅に三千餘のみ。西郷吉之助等色大に沮む、長藩の井上聞多（馨）大村益次郎は開戦を主張し、遂に兩軍砲口を切て發ち、呐喊の聲、天地に震ふ。此時まで向背未定なりし土藩、彦根藩は、俄然薩長に力を併せ、殊死して鋒を交ふるに至り、山崎の關門を守りたる藤堂藩は、裏切して鋒を逆にしたりければ、東軍の鳥羽口先づ破れ、伏見口亦敗れて西に北ぐ。翌四日に仁和寺宮彰仁親王節刀を授かり、錦旗を掲げ、征討總督として東軍を討てり。是より越えて六日に至るまで、東軍連戦連敗して大勢全く支ふべからず、此に至て慶喜は會津侯松平容保、桑名侯松平定敬、松山侯板倉伊賀守等を従ひ、夜微行して兵庫に來り、軍艦回陽に乗じて東走す。朝廷乃ち慶喜

の罪を數へ、朝敵征伐の號令を頒布し、維新の大業は此不祥の四日間にあて略ぼ其成就を告げぬ。  
○第十六節、神戸開港の式を擧ぐ、當時市中の景況。 京坂の景勢は、慶應三年十月以降、日夜危機の切迫する日に方り、英米の二國は兵庫開港の條約期日に違はんことを疑ひ、兵力を示して條約履行を促がさんと協議し、既に軍艦數艘を灣内に碇泊せしめ、以て開港準備の動靜を窺ひ居れり。奉行柴田、森山等、銳意熱心、力を準備に盡し、運上所の建設を終り、倉庫三棟の落成を告げ、波止場三ヶ所略ぼ成りて、居留地未だ成らずと雖も、而かも此時已に十二月七日の開港期日に達す、此に於て假りに開港の式を擧げ、碇泊中なりし英米諸國の軍艦は、二十一發の祝砲を放ち、各國領事は其僑居に國旗を掲げ、以て開港を慶賀せり。内外の商賈は、未だ來て賣買に従事するに至らずと雖、人氣は今や一般に引立たり。蓋し此頃各藩軍備に巨貨を擲ち、財政終に支へざるに至るや、藩札を發行して民間の通貨を増加し、さなきだに不穩の世の常として、物價の騰貴を免かれざるに、通貨の膨脹一層其力を強めれば、物價の名目的騰貴は愈よ甚しく、農商共に收入する通貨の増加を喜び、且つ通俗年代記に記せる、所謂諸神天降りし折柄なれば、各地の人民は、世態の前途に改善の希望を置き、兵庫神戸の住民は『いぢやないか』の流行語を生じ、當時亂舞狂歌の痴態に日を送りき。殊に荒涼寂漠たる神戸村の東部海濱には、廣壯なる和洋折衷の運上所を建設せられ、硝子板を以て張りたる幾多の障子の日光を反射して輝々たる色彩を放つを見て、人民舉つて之を珍奇となし『ビードロ』の家と稱し

て遠近に傳ひ、老幼相率ゐて來觀し「いぢやないか」と唱ふ、其狀眞に泰平の世の民なりき。

(補)諸神天降るとは、各地に天照皇太神宮、其他の神符の散布されたるを云ふ。抑も此神符散布の事は、其初め徳川幕府を倒し、王政復古を遂げんと希ふ勤王の志士が、迷信深き民心の弱點に乗じ、幕府は外夷を怖れ、之に屈從せんと欲すれども、日本は八百萬神の守護する神國たり、神統を繼せ給へる天子の親政とならば、稜威嚴かなる神護あるべきは明かにして、外夷決して怖るゝに足らず、今世の穩かならず、内憂外患並ひ臻り、物價高騰して庶民生計に苦む所以のものは、正に是れ神怒に出づ、今にも王政復古となり、天子萬機を親裁し、幕府の批政を改めば、世態一變、萬民鼓腹の世の中たるべしと觀念せしめ、以て實力乏しく、威信重からず、久しく敬して遠けられし朝廷に民心を收攬し、倒幕の目的を達する素地を爲さんと欲し、神國、天子、神護の三思想を連結せしめんと謀りしに出でし者ならん。

此策たるや、甚だ兒戯に類すと雖も、其實日本は神國なりと云へること、國民二千年來の自負なり。而して天子は神孫にして、神罰の嚴かなるを稱するは、多數國民の信念なりとす。故に今圖らずも、神符の、屋上若くは庭前等に降り居るを見ては、神護は我家に示現ありしと稱し、甲唱へ乙和し、兵庫切戸町のみやの如き、神符三百餘種降下せりと騒ぎ、甚だしきに至ては、神札の天よりテラ／＼降り來るを見たりと傳ふ。而して神符の降りたる家にては、鏡餅を供ひ、神酒を捧げ、親戚故舊を集

めて祝賀の筵を開き、然らざる者は坐るに憂色あり、此憂色あるを見るや、一夜窃かに神符を取て其家の屋上、又は庭松の梢に懸く、家人朝たに之を瞥見して叫ぶなり、神符降り、神符降り、家眷隣人相和して曰く、神符降り、神符降り、此に於て一日の祝宴は開かれ、神官は招きを受け、て期せざるの收入を得、以謂らく「いぢやないか」と。流行此に至ては、儲者の如き、神官の如き、好事者、薄命者、皆一朝にして神符の散布者と變ず、諸神降下の盛んなる、亦何ぞ怪まん。

○第十七節、幕吏奔竄、兵神の地無政治となる。此時に方り、將軍慶喜は大政を返上せり、維新の大號令は發せらる、今や幕府直轄の民は、王政治下の民たらんとす、而して勤王黨の首魁たる薩長藩士は、朝廷の命を以て來て兵神の地を支配すとの風説は走り來る。去れば神符に世態の改善を豫期せる人民は、益「いぢやないか」と稱し、特に兵庫神戸には、西國諸藩の本陣なる者多く、而して西國諸藩は勤王黨其多きに居れば、民心は、早く幕府を離れて京師に嚮へり。然るに奉行柴田剛中を始め、幕府の官吏等は、將軍にして政權を返上したる上は、何時江戸へ引揚の命下るも知るべからずとなし、最早其任務に鞅掌することを爲さず。代官手代、奉行附別隊組兵士等は、不安と私欲とに其職を顧みず、跋扈陸梁、毫も人民保安に意を留めず、寧ろ無頼の惡徒にして、浪士と自稱する者と共に市中を横行し、民家に入て財物を掠め、商店に就て物品を奪ひ、甚だしきは白晝人の門戸を破り、恰も押借強盜に類する惡所行を爲し、就中神戸の住民は、其暴掠を蒙ふること甚だし。此に於て年寄役吉田七

郎兵衛、高濱太右衛門、舟井長兵衛等、藤田泰藏(長崎より移住したる人なり)と、別隊組兵卒等の暴行防止の策を協議し、十二月二十一日英國軍艦入港の趣を聞知し居れば、乃ち兵卒等に偽り告て曰く、薩藩士小松帶刀、長藩士伊藤俊介、木戸準一郎等、京師御用にて軍艦に乗じ、將に日ならずして來港すべく、既に御用宿手當所調方の命に接手せりと、然れども彼等は輒く之を信せざるに似たりき。已にして二十日、英國軍艦は、果して黒煙を揚げて入港せり、此に於て彼等以為く、土民の言果して眞なりしと、周章狼狽、各、身を脱して逃竄し、奉行柴田剛中、代官齋藤洪督等、亦倉皇として遁逃す。剛中の逃るゝや其身を驛駕籠に投じ、其外部を覆ふに藎を以てし、一見恰も商家の船荷の如く擬装し、人をして海岸に搬出せしめ、船に乗じて去れりと云ふ。蓋し當時は人々頗る殺伐の氣風に變じ、人命を見ること犬猫の如くなりしかば、今幕府に反抗する薩長兩藩士來ると聞て痛く恐怖し、其身の幕吏たるを以て斯く怯懦なる安全策を謀りたる者なるべし。此に於て兵庫神戸の地方は、今や幕吏の隻影を認めず、開港地警衛の兵士亦均しく去て、全く無統治の境と變じたり、乃ち各家各人、自から衛り以て新施治者の來るを待つ。

○第十八節、備前藩兵英人を斃す、神戸騒然。已にして慶應三年は暮れて、四年の正月を迎ふ、此月三日は伏見鳥羽に於て、朝暮の一大激戦を開き、砲煙漠々、彈雨浪々、吶喊叫號、生死を争ふ大活劇を演出したるの日なり。此報に接するや、巷途の風説は噂々として起り、人心恟々、頗る不安の

感を抱き、窃に避難の用意を爲す者あり。斯くて數日、西國諸藩の兵士にして上京する者、京阪諸藩邸の使臣にして、情報を本國に齎す者等、日夜繼續、驛傳の公用極めて多忙なり。此月十一日備前藩重臣日置忠尙(帶刀)の從兵、上京の途次兵庫に晝餉を喫し、同日午後一時の比、神戸三宮に差かゝれり、此時滞留の英人三名其行列を横斷す、蓋し彼等は此横斷背法の習慣を知らざるなり。前列の兵士之を制せんと欲し、槍を擧げて威嚇を試む、時に一人の英人、衣囊に小刀を執り、兵士に抵抗するの態度を示せり。兵士乃ち怒て其一人を斃し、尙ほ二人を傷くるや、一人海岸に走て急を碇泊の軍艦に告ぐ。時に前年來英米諸國の軍艦は灣内にあり、號嘯一過、直ちに小艇を以て救護の兵を陸上に送り、小銃を放て備前兵に挑戦す。其實戰準備の快速なる、觀る者驚かざるはなし。不時の變事に俄然たる砲聲を聞き、住民多く驚愕して其度を失ひ、老幼東西に叫奔し、闔閭騒然たり。此際備前兵は、生田に屯す、今外人の挑戦に會ふと雖も、寡少の兵士素より應戦すべきにあらず、倉皇として摩耶山道を越えて退却したり。然れども英米三國の軍艦は、戰闘準備を整ひ、陸上には市中に木柵を構ひ、騎馬を放て巡邏戒嚴し、出入の者を神戸兩口の柵門に監視し、兵士及び佩刀者の通行を止め、加之、港内碇泊の諸藩西洋形船艦は悉く之を抑留し、以て一時占領の狀を爲す。住民は窃に家財を近村に運び、老幼を遠隔の農家に托する等、此日薄暮に至て殊に騒然を極む。

○第十九節、長藩兵士來る、生島谷奇禍を買ふ。偶々此夜十時過、長州藩兵三百餘人、舟に乗じ

て大阪より到る、蓋し京阪の地已に鎮定し、兵庫警衛の命を蒙る者たり。此時英米二國の兵は、備前藩兵大舉し來ると誤認し、將に發砲する所あらんとす。長兵其然らざるを告ぐ、彼れ信せず、長兵怒て其無禮を懲さんと主張する者あるに至り、住民は兵燹の禍に罹らんことを恐れ、騷擾更に一層を加ふ。長兵の隊長井戸小太郎は、長藩本陣高崎彌五平方より、同藩の定紋を印したる高張提灯一對を取り來らしめ、之を掲げて長藩兵士たるを證し、尙ほ彌五平宅に於て英國士官と談す、長谷川爲治通辨たり。此に至て外人は備前藩兵たらざるを諒す、然れども論辯數次、英米二國人は、斷じて此地の占領を解くを肯んせず、長兵は已むを得ずして與平野村禪昌寺に退きて宿衛し、即夜兵庫其他の警衛に従事し、以て非常を戒めたり。今長兵來て市中を取締るや、惴々として二句を無統治の中に過したる住民は、少しく安堵の思を爲し、人々愁眉を開き再び『いぢやないか』を唱ふるに至る。此時に方り既に幕吏を忌みたる住民は、長兵に聊頼すること頗る厚く、隨て幕府の命により、居留地工事を負擔したる生島四郎太夫、及び幕府の命を以て新設道路工事を負擔せる石井村庄屋谷勘兵衛に對し快よからざるの感を抱き、荐りに風説を放て曰く、四郎太夫は幕府の工資金巨額を預り居れり、勘兵衛は大阪奉行所より、土木工資金を預り居れりと、此風説遂に長兵の聞く所となり、二人奇禍に罹らんとし、て纒に免かる。當時戰勝の餘勢を帯びたる兵士の取締は、苛察嚴肅ならざりしと雖も、而かも能く其目的を達し、市中の良民、全く其枕を高ふして寝ねたりと云ふ。

(補)當時新政府は、政費支辨の方法未だ立ちたるに非ず、依て幕府及び其臣僚に屬する、領地金穀を沒取するに急なりき。今生島及び谷が、幕府の金品を有すと聞ぐや、十二日生島を捕縛して鞠尋せり、生島服せず。長兵即ち生島の家に就て搜索を試む、其際一條の麻繩井中に垂下するあり、之を検するに多額の硬貨なり、兵士之を以て生島を詰れば、乃ち曰く、私財のみと。然れども軍法的鞠尋は、豈に仔細に其真偽を検覈するを爲さんや、刎頸將に日あらんとす。已にして十四日伊藤俊介來港す、專崎彌五平は久しく其知遇を受く、彌五平生島の平生を述べ、以て只管助命を請ふ、許されず。加之、谷勘兵衛亦明日を以て就縛すべきを告げらる。因て其夜勘兵衛を訪ひ、隱匿の金品あるや否やを問ふ。勘兵衛は樸實の風ある者、其身將に拿捕せられんとすと聞て大に恐れ、彌五平に語るに巨細の實情を以てし、工事支拂殘餘の數百金を出して他なきを誓ひ、以て彌五平の救護を求む。生島の如き、谷の如き、皆一郷の民望なり、彌五平之を救解せんと欲し、更に俊介に就て救命を請ふこと切なり、二人乃ち幸に免かる。生島は此際現在金を沒收せられ、後年に至り、伊藤博文を以て嘆願し、政府より三萬圓を下賜せられぬ。谷勘兵衛は代官所の命を以て、苑原郡石屋川より、高羽村に至る西國往還の土工事を負擔せしなり。初め兵庫開港の事定るや、西國往還道路をして、大阪より姫路まで官道を變ずるの議あり。蓋し行旅をして、開港地を經過せしめざらんとするに出づ、慶應三年七月二十三日舊幕府閣老より、之を大阪代官齋藤六藏へ達す、六藏は九月勘定役松

野銑十郎と相議し、大阪より住吉村迄は舊道を用ひ、同村より路を山間に取り、播州大藏谷に達し、復た官道に出るの間凡八里強の道路を修築せんとす。其道路に石橋十七個所を架し、田畑潰地反別凡五町三畝餘にして、而して其間驛遞所を設るもの三箇所、經費合計三萬六千八百八十九兩永二百文を豫算とし、大阪代官所より沿道各藩へ照會し、普請役町田嘉藤太、齋藤六藏附屬多久謹吾の二名此役を董督す。此時石屋川より高羽の間、少しく線路を變更する事ありて、勘兵衛は其工事負擔を命せられしなり。勘兵衛は十月七日工事に着手し、十二月七日竣工す、費金一萬九千十兩なりき。而して此工事は、住吉村外六個村より工事を助けたり、勘兵衛の工事金云々を風説せらるゝは之が爲めとす。尙ほ此新設官道成就せば、幕府に於ては兵庫の驛遞を廢し、住吉外二驛を興すの意なりしも、其議を果さず。又田畑潰地の處分も了らずして瓦解せり。明治元年に至り、八部、菟原兩郡の境界、生田川東堤より神戸山麓に沿ふて、兵庫相生町に出る道路を設けたれば、該道は全く不用に歸す、依て其後沿道諸村をして、潰地を起し返さしめたりと云ふ。

○第二十節、東久世使節兵庫に來る。 朝廷に於ては、正月十日徳川慶喜征討の令を、京師三條・荒神口の二橋に掲げ、征討府を建て、嘉彰親王を大總督となし、諸侯に申令するに、兵を率ゐて入勤すべきを以てし、三道東征の師は、各其部署を定めて錦旗を東風に翻さんとす。此時に當り、關東に於ては、譜代恩顧の諸侯に軍令を頒ち、京師の新政府、關東の舊新府は、今や日本を半斷して、雌雄

を干戈に決せんと欲するなり。而して新政府に於ては、此時未だ諸外國に對し、日本の主權者たる事を宣示せざるが故に、東征の師を進むるに於ては、此復古の旨を中外に宣布せざるべからず。此に於て新政府の參與兼軍事參謀兼外國事務取調掛東久世通禎を以て使臣となし、諸外國使臣に國書を交與せしむ。通禎乃ち十四日を以て兵庫に來り、繪屋右近右衛門方に館す。蓋し是より先き各國の使臣は、大阪居館を去て神戸に退き居たれば也。翌五日佛國全權公使ロッシュ。英國特派全權公使兼總領事パークス。伊國特派全權公使トゥール。普國代理公使ブランド。蘭國公務代理總領事ブロック。米國辦理公使フアンケルボルク六人を神戸運上所(現今の東税關)に會せしめ、國書を附與して舊約を訂す、通禎は此日衣冠儼然公卿の扮裝なり。其國書に曰く、

日本國天皇、告諸外國帝王及其臣人、嚮者將軍徳川慶喜、請歸政權也、制允之、内外政事親裁之、乃曰、従前條約、雖用大君名稱、自今而後、當換以天皇稱、而諸國交際之儀、專命有司等、各國公使諒知斯旨、

慶應四年正月十日

御

諱

是れ天皇の、外に對する親政の始め也。此日通禎は、英國公使と三宮英人殺傷事件の交渉談議を開く、英國公使は當時國情の殺氣彌蔓せる狀景を知悉す、故に敢て難題の提議を爲さず、只本犯者を嚴罰して、將來の鑑戒と爲し、政府は須らく謝情を明かにするの處決あるべしと爲し、即日穩かに神戸の占

領を解き、上陸の兵士を引き、拘留の諸船舶を解放せり。

(補)英人殺傷事件は同月二十一日審理を遂げて稟准を経、本犯者日置忠尙の臣瀧善三郎正信を國法に照して自刃せしめ、政府は追て各國へ謝狀を贈るべき旨を通牒し、各國公使亦異議を挾まず。二月九日英國官人二名、伊藤俊介外一名立會の上、兵庫永福寺に於て正信を屠腹せしめたり。

正信自刃の現場を目撃したる者の談に據れば、正信の風采甚だ卑からず、既に自刃の席に臨むも、聊か悪びれたる態度なく、神色自若、日本武士の死に潔さを示すに足る者あらんとす。然るに將に其刃を執らんとするに先ち、備前藩臣其耳朶に就きて何事をか囁くや、正信俄に顔色を變じ、戰慄殆んど見るに堪はず、伊藤等僧手を促し、未だ其腹に刃を俾まざるに首刎ね、以て其醜狀を掩ふたりと云ふ。想ふに正信は、末期に及ぶも尙は助命の沙汰あるを期したるに、今其然る能はざるを密告せられ、此怯情に陥りたる者にあらざるなきか。然れども『さのふ見し夢は今さらひさかへて神戸の浦に名をや残さむ』と辭世の一句を留めたるを見れば、目撃者の言、未だ輒く信すべからざるに似たり。

○第二十一節、兵庫事務局の設置。東久世通禧と共に、參與岩下佐治右衛門(方平)、同寺島陶藏(宗則)、徵士伊藤俊介(博文)、同中島作太郎(信行)、同岩下清之丞、同喜多村慶次は來る、孰れも當代傑出の名士なり。正月十五日兵庫島上町諸問屋會所を以て假事務局と定め、將に新政の施行に従は

んとす。已にして同十九日事務局を兵庫切戸町幕府大阪奉行所屬勤番所なる公廨に移し、兵庫市中、村々取締、及び公事訴訟等總て申出べき旨を公示す。然るに此時幕府の官吏は、前月を以て遁逃し、地方一般無政治無規則に變じ、百般の事務は盡く創始に屬し、施設の急を要するもの、其方面頗る多岐に亘り、殆んど着手の前後緩急を決するに苦む。此に於て先づ從來の名主、年寄を召喚し、施政の秩序定りて、吏員の任命決する迄は、一に舊來の儀、名主、年寄公務に携はるべきを命せらる。

(補)兵庫津は、大阪町奉行所支配に屬し、公事訴訟は勿論、人別、營業等に關する重大なる政務は、奉行所直接に干與する者にして、兵庫名主は、奉行所に屬し、名主の下に年寄あり、在住の代官は、専ら田畑、宅地等土地に關する事務を管理し、代官手代數名之に従屬す、代官の下に屬する所役人には、庄屋あり、之を地方庄屋と云ふ、庄屋の下には亦庄屋附年寄あり。而して庄屋は世襲なれども、名主は普通選舉の制に據れり、即ち名主は投票多數の撰に由て定る。投票法は、家持一人一票を投じ、年寄役の投票は、一票にして普通町民の十票に對し、名主の投じたる一票は、三十票と匹敵す。名主は三名ありて、北濱、南濱、岡方の三部より出づ。一部の名主を撰定するに當ては、其部の町民と、他二部の名主の投票に定まる也。而して三部中より撰出されたる名主は、各、月番を以て事務を取る。故に撰定は三部各別なりと雖も、其當番に方りては、三部一圓の名主たる資格を有す。



名主の職任は、恰も行政官の如く、庄屋は會計官の如し。名主と庄屋の下に在る年寄は、宛然其町民の代表者たるに似たりき。兵庫名主は肩衣を着し、佩刀一本を許され、苗字は稱すること能はざれども、屋號を頭書と爲すの權あり、一般町民は屋號たりども、頭書に爲すこと能はず、僅に肩書と爲すを得るのみ。斯くて當番名主は、日々勤番所に出勤し、同心の上席、與力若者の下席に坐し、失踪、出火等、奉行所を煩はすに足らざる行政細務を執り行ふ。維新間際に於ける庄屋は、井上八郎右衛門と稱し、名主は神田兵右衛門死亡して安田總兵衛之を襲ぎ、藤田善右衛門、北風莊右衛門との三名なりき。後に北風の後を松井吉右衛門襲ぎ、安田の後を神田兵右衛門（前代兵右衛門の嗣子養子にて今の水道委員長）次ぐ、已にして維新となり兵庫市中事務多端の故を以て名主三名を増員し南條新九郎、北風丈助、生駒治左衛門其選に當る、即ち兵庫名主六名となれる也。而して名主選舉は、維新以後の如く、卑劣無耻なる競争等は更に之れなく、概ね其地の舊家、或は財産ありて、自然衆望を得たるもの當選するの風なりしなり。

因みに維新前後に於ける、兵庫近接各村の庄屋及び年寄の姓名を歴舉すれば、即ち左の如くなり。  
 「走水村」年寄 船井長四郎、「二ツ茶屋村」年寄 高濱太右衛門、吉田七郎兵衛、船井長兵衛、「神戸村」庄屋 生島四郎太夫、年寄 中西市助、竹中平右衛門、八田善四郎、「生田宮村」庄屋 後神秀運、「生田村」庄屋 梅田吉左衛門、「小野新田」庄屋 倍田孝十郎、「中村」缺、「脇濱村」年寄 金谷

利兵衛、「夢野村」庄屋 平松太兵衛、年寄 久保七左衛門、「鳥原村」庄屋 西倉四良左衛門、年寄 谷口文左衛門、「石井村」庄屋 谷勘兵衛、「奥平野村」庄屋 森本菊次郎、年寄 村田平左衛門、(片桐領)、杉本久右衛門(島山領)、「荒田村」庄屋 滑川新右衛門、年寄 滑川勘三郎、「坂本村」庄屋 住野齋助、年寄 住田光造、「宇治野村」庄屋 瀬鴻莊右衛門、年寄 小西理右衛門、「花隈村」庄屋 村上五郎兵衛、年寄 三條彌右衛門、井上源右衛門、「中宮村」庄屋 塚本伊左衛門、「城ケ口村」年寄 山口半兵衛、「北野村」庄屋 藤田清左衛門、「熊内村」庄屋 山西小左衛門、「中尾村」未詳  
 「筒井村」庄屋 植田灸右衛門、「瀧寺村」庄屋 鷺尾愛右衛門(東下村兼帯)。

○第二十二節、兵庫鎮臺設置、岩下等神戸の施政に着手す。而して神戸は居留地所在の地なり、兵庫津と稱、事情を異にし、單に舊來の秩序を回復し、村民の保安を維持するのみを以て足れりとすべからず。前年十二月七日開港以來、外人既に來て居留する者あり。然るに天下の風雲險惡にして、開港は其名のみに過ぎず。已にして京阪の兵禍となり、三宮英人殺傷事件となり、内外商賈の取引は未だ起らざるなり。故に外人の保護、賣買開始の準備は、此地に於ける焦眉の急に迫り居たり。此に於て岩下、伊藤、寺島、中島等は専ら神戸方面の施設に傾意す。然るに此時官吏として任命すべき者なく、事務の開始亦如何とも爲すべきなし。依て兵庫同様先づ各町村の舊例を攝受し、庄屋、年寄をして依然公務を扱はしめ、尙ほ且つ開港事務に補助の力を致すべきを命じたり。正月十九日以來旬餘日

問は、佩刀を許されたる名主年寄等は、外務掛の指揮を奉じ、健げに百般の施設に鞅掌したりき。是より先き十七日、京師太政官に於ては、政體を定めて三職(總裁、議定、總督)、七科(神祇、内國、外國、海陸軍、會計、刑法、制度)に分ち、各科に總督を置き、其下に參事を任用し、以て事務の分掌を爲さしむ。參與は孰れも各藩出身の俊英にして、新政の考案は、概して此等の人々より出づ。此に於て東久世通禧は、外國事務掛總督に任せられ、參與岩下佐治右衛門は外務掛となり、以て兵庫開港の事務を督す。此時討幕の官軍は、已に三道より進發し、大總督有栖川宮は、錦旗節刀を拜受して大阪に出で、軍國の狀形、此に至て成りたれば、此月二十一日、通禧は六國公使に書を致し、東征の師興りたるを以て、軍器兵仗を輸入し、徳川慶喜及び其臣屬の兵力を助くべからすと告げ、其翌二十二日兵庫鎮臺を置かるゝの命ありて、通禧は之が都督に任せらる。

(補)新政府は、諸外國公使に此告知を爲したりと雖も、徳川慶喜は、既に前年十二月三日、外國使臣に對し、國內變故ありと雖も、政務の局には依然責任を負ふべしと告げ置きたれば、各國公使は、俄に幕府を逆賊とせず、彼等協議の上、同月二十五日局外中立を布告したれども、其實英國人は、竊に新政府に武器類を販賣し、佛蘭西國人は、舊政府の徒に軍用品を供給せり。

○第二十三節、兵庫裁判所、内外兩局分る。外國事務掛たる佐治右衛門は、二十四日兵庫取締の命を受く。而して參與寺島陶藏亦外國事務掛となり、二十五日徵士伊藤俊介も參與外國事務掛の任命

に接せり。當時岩下、寺島、伊藤、中島、喜多村等の職責は、一に便宜上より事務を擔當し、法規の以て明確ならしむる者あるなし。斯かる間に前日散逸せし、代官手代等の歸降する者あり、官吏志望者の集り來るあり、依て各其技能と經歷とに由て任用し、兵庫事務局に於ては、二十四日秦繼一郎等を民政御用掛(後に司農方と改稱す、是れ地方官吏任命の始め也)と爲し、以て民政事務の取扱順序等を正す。運上所事務は、是より先き已に十九日を以て御用掛を設け、事務局用達としては、兵庫の豪商北風莊右衛門を任用(此後兵庫の畠山助右衛門亦用達となる、畠山は薩藩の本陣を勤めたる者、用達二人は各五人扶持を給せらる)し、着々施政の緒に就けり。已にして二月二日、太政官に於て復た又職制の變更あり、曩の三職七科を八局と爲し、神祇以下の各局に督、正權輔、正權判事の職を置き、東久世通禧は外國事務局正輔に任せられ、岩下、寺島、伊藤は外務事務局判事を拜命す。而して新職制に據れば、外國事務局は、外國交際、條約、貿易、拓地、育民の事を督する中央官衙たり。然れども未だ地方官々制の創定なきが故に、開港地たる兵庫神戸は、専ら外務官の施政に委任さる。當時の官制は、事實を目前に扣ひ、以て分類を定むるの傾きありて、今日政治學上の分類を以て見れば、支離滅裂にして、實際と職制との背反するは、殆んど想像の外に出る者ありしなり。同六日兵庫鎮臺は、兵庫裁判所と改り、通禧亦之が總督たり。此時に至り、庶政稍、其順序を得て、内務は寺島、喜多村、重もに其任に當り、外務は伊藤中島専ら其局面に従事し、兵庫裁判所全般の大綱は、東久世及び岩下

の操縦する所となる。然れども内外兩局は、名實相ひ協はざる區別にして、寧ろ内務局は兵庫津及び  
 其他沒收領地の處分事務を司り、外務局は、全く神戸地方百般の政務を擧げて管轄と爲せり。

○第二十四節、兵庫西宮驛傳御用に苦む。内外事務局の繁忙を極むる時に方り、兵庫津に於て最  
 も繁勞に苦みたるは、宿傳驛馬の公用なりし。抑も山陽、山陰、西海、南海の要衝に當る兵庫、西宮  
 は、戎馬倭德の時期となりたる以來、此傳馬御用の煩勞と失費に苦みたること甚だしき也。兵庫鎮臺  
 は二月二日、人馬の繼立繁雜を加ふるに隨ひ、遞傳の迅速を缺かんことを恐れ、此公用に當るべき總  
 代三人を申付けぬ。然るに當時京師に於ては、西南諸侯の上京を命じ、諸侯の戎馬にして陸に由るも  
 のは専ら兵庫、西宮を通過し、御用の繁きこと言語に絶す。西宮の如きは其費に堪はずとして先づ閉  
 驛し、以て賃錢を増さんことを請ふに至る。其際差出したる願書の大要を見れば、驛傳の經歷と、當  
 時の狀況とを察するに足るものあり、曰く、

文化年度出願に及び大阪御奉行所より銀十二貫目御代官所より百十九兩毎年御下賜近年通行甚だ繁  
 く人馬繼立夥敷物價高直雇賃等維持致し難く宿役掛は三四ヶ年前他借して勤續せり昨冬以來京都御  
 用諸藩様晝夜御用品駕籠其費用に堪はず元來御用狀御先觸等繼送り諸入用は人家へ三分五厘他は石  
 割なるに累年宿入用相嵩み高持田地を棄置持主無之の高五百石も總作するに至る明和年度以來定助  
 一郷とて武庫郡菟原郡の内三十三村へ二千八百人尙ほ加助郷と唱へ武庫郡川邊郡の内六十九村へ千人

都合三千八百人なるに當時は一ヶ月にても不足一ヶ年の人足は六萬より十一萬の繼立あり依ては馬  
 助郷と稱し三十三村より新たに人足七千二百人六十九村より九千人の助けを願度候村々より人足差  
 配方肝煎日々兩三人間屋場へ詰め御定二十五人二十五匹不足は雇上げとし且四割増の人馬賃錢と  
 爲し兵庫の津迄火急二貫五百文夜二貫五百文馬一匹四貫文とし辰二月より酉正月迄此増賃を請ふ  
 云々

傳馬二十五匹の飼立料、當時一匹二石七斗、合計六十七石五斗、銀十五貫目宛を宛要せしなり。去れ  
 ば公務として服役したる此驛傳法は、人民に取て決して輕き負擔に非ず。西宮より此出願あるや、二  
 月十四日を以て、西宮兵庫ともに賃銀六割増を許可せられ、五月に至りては、京都及び諸國の往復御  
 用狀は、一々賃銀を支拂ふの達出でたり。然るに六月に及ぶも、兵庫に於て取繼ぐべき、太政官宛な  
 る各地の無賃遞傳物は、其數尙ほ尠なしとせず。兵庫裁判所は之を太政官に申報せしより、太政官に  
 於ては、七月十日以後、無賃の公用狀類は、傳達せずして留置せしむる旨各地方に布達す、而して新  
 政府が、早くも新設の必要に着眼したるは、交通機關の發達に在りたれ共、創設の驛遞司は、未だ新  
 案を立てるに能はず、尙ほ姑くは舊慣に遵ふの外なく、僅に繼立助郷の組替を命じ、兵庫驛附屬村高  
 五萬八千五百七十四石餘、西宮附屬村高五萬百五十四石餘とし、依然人馬繼立を爲さしめたり。已に  
 して十月、兵庫浦方は、助郷免除を出願して曰く「兵庫津地子方は總高の内宿役浦役と相分れ浦役中

尼ヶ崎領となり日々役船を出して公用に充たるに其後戸田左門領分となり水主米を納めて代船料とし明和年中幕府御料となりても尙ほ依然として年々米九十三石五斗外口米二石八斗五合を銀にて上納せり近時外國船當浦へ來り臨時浦方役船にて疲弊を極む然るに今亦驛遞助役は是れ二重の御用に服する者なり云々」と、然れども助役免除の命に接せず（浦方助役免除の請願は、其後三回に及び、明治三年二月に至り始めて聞届けらる、然れども彼の水主米は依然として一種の課税として存続したり）、而して此宿驛傳馬の方法は、陸地運搬の唯一機關として繼續せり。

○第二十五節、人民市中に踊る。兵庫事務局設置早々の發令としては、外國人に對し、無禮の所行を加ふるを禁じ、外國人若し不法の行爲を日本人に爲さば、直ちに役所に申出べしと命じたり。蓋し當路者の此配慮は、内外人交渉紛議を惹起し、些事より大事を誘發せんことを氣遣ふたる者なりと雖も、前日幕府を責むるに、鎖港攘夷を以てせる朝廷の官衙より、外人尊重の禁令出でたるを見し人民中には、奇異の感を抱きし者なきにわらず、殊に兵庫神戸の地方人は、最初開港地となりて外人に直接するを欲せず、幕府が和親通商を主持するを見て、京師の鎖港攘夷を謳歌せし者たり、故に此當時一部の人民は大勢の變換を尙ほ覺らず、頑迷なる思想を以て、戀舊の感を起し、鎖港攘夷に倒されたる幕府を慕ふて、新來の施治者を輕んずるの風あり。神戸運上所開局せられて、散髮の伊藤俊介が、庶般の命令を爲すや、呼びて坊頭奉行と掉號し、坊頭奉行の命令も、吾等は奉せざるべからざるかと

云ふ者あるに至る。遂に或る人、俊介に諷して結髮せしむ。然れども一般多數の人民は、幕吏暴掠を逞ふしたるの後、今官軍來りて警衛に従ひ、薩長藩士施治の局に當りたれば、朝幕の確執など其所以如何を知らず、只世態改善、土地繁昌すべしと喜び「いぢやないか」「いぢやないか」と唱へ、不安の景勢より救ひ出されたる民心は、今は安愉の思ひを爲し、狂歌亂舞、官吏兵士の威嚴を憚らざるに至れり。遂に事務局は「市中其外家業を捨婦女小兒群集躍り歩行或は警備陣門に立入り猥りケ間敷義自今以後堅く可レ禁之」と達するに至りき。

○第二十六節、幕府の掲榜を撤去す。此時に方り、兵庫神戸の市中取締は、未だ細察の警察法あるにわらず。然れども外人護衛の目的なる兵士の警固は、充分保安の目的を達し得たり。二十六日幕府の掲榜を廢撤して、新政を告げ、二月十七日に至ては、訴訟規則を定めて發布（金銀出入、返濟滯訴訟は、裏書を授けて原被の示談解訴を奨勵するの方針を取り、日延和解等に關しては、各村庄屋に聞濟等の權を與へ、以て事務の煩を省く）し、又役向休日を一六と定むる等、亦以て公務に秩序の立てるを見る。

（補）幕府の掲榜を廢撤したるは、新政を告るに在り、兵庫裁判所に於ては、廢撤後三月に至り、更に太政官の名を以て、高札を建つ、其一標に曰く、

定

- 一人たるもの五倫の道を正くすべき事
- 一 鰥寡孤獨廢疾のものを憫むべき事
- 一人を殺し家を焼き財を盗む等の惡業あるまじき事

慶應四年三月

太 政 官

是れ固より尋常の訓諭のみ、又時勢は法三章を以て治むる能はざるは勿論なりと雖も、掲榜の慣例は已に久し、王者の政は、一に道義に存するを知らしめんと欲するなり。其二標に曰く、

定

何事によらずよからざる事に大勢申合せ候をとうとうなへとうしてしいてねがひ事くわだつるをとうとうといひあるひは申合せ居町居村をたちのき候をとうさんと申す堅く御法度たり若右類の義これあらば早々其筋の役所へ申出べし御はふび下さるべき事

慶應四年三月

太 政 官

信賞必罰の旨を示し、世上騒がしき風潮に驅り入れられ、動もすれば自暴自棄して、浮浪無宿の徒横行せんことを恐る、破壊の時代に於て已むべからざるの注意なり。其三標に曰く、

定

- 一切支丹邪宗門之義は是迄御禁制之通固く可相守事

一 邪宗門之義は固く禁止候事

慶應四年三月

太 政 官

此切支丹邪宗門なる邪の一字に就ては、外人の苦情を喚起し、其後、邪の一字を削除して、單に切支丹と爲せり。以上の三標は、永年揭示せしめし者にして、其時々之布達は、時々掲ぐ、其一札に曰く、

覺

- 一 (前略)自今以後猥りに外國人を殺害し或は不心得の所業等致し候者は朝命に悖り御國難を醸成し候而已ならず一旦御交際被仰出候各國に對し自國の御威信も不立次第云々

慶應四年三月

太 政 官

幕府十幾年來、外國交際に於て抱持したる精神は、今や太政官の名を以て告示さるゝに至る。其二札に曰く、

覺

王政御一新に付而は速に天下御平定萬民安堵に至り諸民其所を得候様御煩慮被爲在候に付此折柄天下浮浪之者有之候様にては不<sub>二</sub>相濟<sub>一</sub>候自然今日之形勢を窺ひ猥りに士民ども本國を脱走いたし候儀堅く被<sub>二</sub>差留<sub>一</sub>候云々皇國之御爲又は主家之爲筋等存込建議いたし候者は言路を開き公正

の心を以て其趣旨を盡させ依願太政官代へも可申出被仰候事

慶應四年三月

太 政 官

言路公開は、眞に維新革命の成願せし原たり、故に明治政治建設の最初に於ては、此本領行はれたり。而かも僅に三四年にして有司專制となり、民權勃興の素因を爲したりき。

○第二十七節、神戸運上所の開局。

外務局に於ては、正月二十八日外國船改役等を任命し、二月五日伊藤俊介の名を以て、各國領事に通牒して曰く、

一筆致啓上候然ば明五日より運上所相立夫々役向の者出勤爲仕商法無障礙爲取計可申候間此段貴國商人へ御觸渡可被下候税銀等は約條書税則に隨ひ可相納候様申付置候に付此段御承知可被下候爲其如此御座候以上

此に於て神戸運上所を開き、外務掛を兵庫事務局より此に移らしめ、内外貿易の稅務を主管する本局となし、復た西の町海岸に於て一局を新設し、本局を東運上所と稱し、新設の一局を西運上所要と唱ふ。西運上所要は商家を購ひ、假に修繕を加へたるに過ぎず。翌六日輸出入荷物改役を定め、同月十七日一般に布達して曰く、

神戸港に於て外國人より諸品買取候節は總て運上所へ届出免許を受候上引取候様被仰付若し犯法者於有之は急度嚴罰可申付最も金高五十兩以下の品物は届出候に不及此旨相心得爲可申

#### 兼て觸渡置候事

但當地住居の者は不及申他所より罷越候者たりとも同様相心得らるべき事

抑も此違令は、唯に關稅徵收の爲めに發せし者にあらざるは、五十兩以下の買取品は届出に及ばずと云へるを以て明かなり。是れ幕府が、長崎の和蘭及び支那貿易に於て、通商額に制限を加へたる例に倣ひ、制限貿易たらしめんと欲せしに出づ。然れども貿易の額に制限を加ふるは、全く官貿易にして内外國民貿易にあらず。此に於て四月二十一日に至り、更に一令を發して曰く、

神戸開港場に於て日本商人共外國商人と交易賣買可爲勝手一事最犯條約面致密商候者於有之は罪科可申付事

即ち賣買は、無制限の自由を許されたるなり。而して密商取締としては、船改役荷改所の設備あり、特に五厘金徵收の一事ありて、密賣買の嚴重なる豫防法となれり。所謂五厘金なる者は、神戸港の公費を補助せんが爲め、賣込引取の貿易金高五厘を徵收せし者たり、尙ほ其沿革は、別に詳述する所あらんとす。

○第二十八節、運上所前灣の浚渫、其沿革。是より先き運上所開設の通牒あるや、外人は運上所前灣の浚渫を請ふ。運上所前灣は、神戸港海門東方の極所たり、元神戶村の船入場にして、舊幕府の海軍營所を置たる船渠の地なり。灣内は、東西凡そ六十二間七分、南北七十二間半、灣口南北百八十間、

總て石垣を以て之を繞らす。南の南沙洲の突出する所を借庫の地とす、外人居留地の東渠は、此灣内に注げるなり。此故に流出する所の砂石は、皆灣内に填淤し、且つ暴潮は灣口より砂石を簸揚し、船路之が爲めに梗塞して甚だ便ならざるなり。依て二月十九日工事請負入札の旨を公示す、其仕様書に曰く、

- 一 橋より外干潮平均深五尺一體掘取入堀の口右同斷に掘取候事
- 一 五百石積船荷積の儘海岸迄相着候事
- 一 右淺瀬の坪數相調請負の事
- 一 堀内有之候杭不殘取除の事

右仕様にて何程に請負候哉早々取調入札可仕候

超て二十一日、入札を開票して工事を委託し、五月二十四日に至て工を竣る、其工費の詳かなることを知らず、此より後同一浚鑿土工の起ること屢なりき。

(沿)神戸船入場、已に運上所用地となりたれば、神戸町民よりは、船入場の代地を附與せんことを請ひ、灣の東方沮澤の地を下附せられて、新たに船入場を設け、翌二年四月神戸町年寄、書を縣廳に出し、新設船入場成就の上は、運上所船入口より、橋下を通船せしめられんことを請ひ、許可ありて、民費の修築を爲す。同年八月復た運上所前灣浚鑿の事あり、貧院人夫を役し、灣内の積砂を

浚疏し、同三年八月十二日(西曆千八百七十年九月七日)英國領事より、外國貿易會社の書を縣廳に移して曰く「外人居留地東手の入江は港口より一半は水道より砂流來り漸々淺くなりて船舶出入に困難に付之を浚鑿せられんことを請ふ」と、此に於て縣廳は、十三日承諾の旨を英國領事に回答す、此時に方り、民政部に於て、英國人ウキノルを用ひ、兵庫福原町海濱へ川浚蒸氣器械を設置せり、因て縣廳にては土木司官員と相議し、該器を以て灣内の疎浚を爲さんとし、同年九月十一日始めて着手し、同十月五日に至て止む、此役土木權少佐友澤某工を督し、費金百八十兩餘を要す、然るに浚疏尙淺く、灣内復た填塞し、荷船出入毎に膠して進まず、此に於て英國人等之を領事館に訴へて止まず、乃ち同年十二月三日英國領事、復た縣廳に迫る。然れども天時已に沍寒に屬せるを以て、翌年に延期す、依て四年春工事請負を投票に附せしに、神戸大手町淡路吉十郎へ、合金二百二十四兩二分二朱にて落札せり、其費金は之を外國收税金の内より仕拂ふこととし、大藏省の許可を得て二月土工に着手し、四月九日竣工す。然るに灣内隨て浚へば隨て塞り、各國商人等仍は以て足れりとせず、物議止む時なし。此に於て遂に居留地の東渠を移して、直ちに海に注がしめ、砂石の流出を防がんとし、五月十七日大阪出張所大藏省へ上申の上、工事に着手す。此役や、神戸村の船入場を毀ち、其石を取り用ゆ、因て大藏省へ稟請の上、手當として九百六十八兩二分永二百三十二文を神戸上組へ下附す、此外要せし費金七百九十三兩二分永二百十文なりし。

明治五年六月復た灣口を浚疏せんとす、因て同月二十五日之を大藏省へ稟申す、此時費金三百十七兩二分永百六十八文五分を要し、兵庫新町場中町通二丁目樽屋吉藏の請負所、七月に至て竣工す。爾後、灣内の土工年として興らざるは無く、而して浚疏遂に其效を奏せず、比年唯經費を増すのみ、既に明治四年海岸築造の時に方て、砂礫を以て木檻に入れ、之を灣口突出の所に填塞し、風濤を扞止し、以て土砂の灣口に簾入するを防ぐと雖も、東南風の猛烈なるが爲めに、遂に石檻を崩壊し、土砂灣内に竊入せり。此に於て明治六年三月遂に石垣を増築し、洋中激浪の衝突を防がんと欲す。此月八日書を大藏省へ出し、七月工事終る、費す所貳千五拾八圓六拾七錢五厘。此時亦灣内砂石填塞するを以て、外國人より苦情あり、七月二日税關より縣廳へ浚濼工事の照會あり、依て八月五日大藏省へ申牒し、同十五日許可を得て浚濼す、此時亦參百七拾五圓六錢參厘を要したりき。

○第二十九節、福原遊廓設置、其沿革。既に貿易開始の達令ありて、兵革の懸念は東方に去り、開港地前途の繁盛なるべきは、何人も想像する所となれり。最初開港地たるを希望せざりし人民も、短日月の間に於て思想は一變し、神戸の人心、漸く活氣を帯びて、此寂寥たる地に演劇場の建設を出願する者あり、遊廓設置を請ふ者あり、神戸の前途は、他日兵庫津を凌がんとするの兆候早くも此時に於て萌したり。劇場の出願者は、神戸の所謂顔役と稱する布引の重吉なりき、其劇場の名を布引座と稱す。遊廓設置の出願者總代は藤田泰藏なりき、神戸運上所は二月十九日を以て布達して曰く、

今般御開港に付相生町於て濱手ニ遊女屋差許相成候に付ては取締方一層嚴重に相立不申ては難相成筋に付是まで淫賣女同様の所業致候者は一切不<sub>ニ</sub>相成候條其旨屹度相心得改て遊女屋渡世致度との義に候は、遊女人別相糺し帳面に記るし取締頭取へ申通じ渡世可<sub>レ</sub>致者也

蓋神戸の地方は、往日より、『ちやら』と稱し又は惣嫁と呼べる賣淫婦妙ならず、自今内外人、漸次輻輳せんとするに方り、遊廓の設置を許可する者は、一には公娼を以て密賣淫を根絶せしめ、一には痴情の紛争を避けんと欲するなり。斯くて設置されたる遊廓を福原と稱す、福原遷都の故事に因みて選べる佳名なり。

(沿)福原遊廓は、現今の東川崎町、御用邸近傍の一部を畫して設けたり、土工事竣り、新築成りて、全く開業したるは元年十一月の交なりとす。妓樓は大舗と云へるに大寶樓あり、家號を兵庫屋と呼ぶ、阪本屋と稱するは中店なりき、其他は二十餘軒積りの陋矮なる長屋建にして、恰も今日の勸商場の如く、娼妓を列坐せしめて嫖客を牽く。

廓風は一に江戸の吉原遊廓に則り、宇治野川に向ふて大門を構ひ、其傍らに會所を設けて取締の事務所となし、廓内は車馬の通行を許さず、夜警の如きも、消防夫をして印法被の勇ましき扮装を爲さしめ、鐵棒鏢々夜を徹するが如き、全く吉原を學びたり。蓋し吉原の廓内事情に曉通する者を雇ふて顧問と爲し、以て一切の計畫を爲せしに由る。



廓内には、妓樓の外、南京茶屋と稱するあり、重もに支那人遊興の取持を爲せり。藝妓は檢番所を設け、其數三十餘名、取締頗る嚴重にして、色を嚮くを禁じたれば、達藝の者其多きに居りぬ、客の遊興を助くる間、線香一本の花代は一貫文なりき。其頃兵庫柳原に名媛甚だ多く、是れ亦檢番所を設け、福原藝妓と盛衰を競ふたり。廓會所の費用支辨の爲め、娼妓(當時遊女と稱す)一人には、一箇月一步二朱の賦金を課す、娼妓の數は凡そ二百七八十名ありしと云ふ。廓地は海邊浪打際まで埋築せし者にて、專崎彌五平、島屋久次郎の兩人地主たり。遊女揚代金は、洋人一弗、日本人一分の定めなり。

開廓以後貿易の繁盛に伴ひ、神戸の人口日に月に増加したれば、客足甚だ繁く、明治二年の頃は人氣頗る活潑にて、廓内夜として喧嘩口論を絶たず、其賑はしかりしこと豫想の外に出でたりと。明治四年鐵道布設の爲めに、遊廓移轉を命せられ、人跡を絶むたる湊川堤防の東手、西國街道の北手數町を離れたる荒涼の地に代地を得て、六月十七日より續々新廓原に移りぬ、是れ即ち現今の廓原なり。當時街路宅地の土工費は貿易商人の五厘金三千圓を借入れて充用す、妓樓の移轉費としては大小樓平均二十五兩を支給されしと云ふ。開廓以來僅に二歳餘、此移轉の命に接したる事として、樓主は孰れも其損害を啣たざるはなく、阪本屋長右衛門の如きは、逃亡したりと噂さるるに至る。已にして新廓原に家屋を建築するもの四十餘戸、忽として田圃の間に花街を見る、此時娼妓の數は

三百四五十名、廓内は舊廓原に比せば寧ろ華麗の觀あり、町名を仲の町、裏通及び京町と稱し、其後十五軒續の長屋樓二列新築されて、京町の稱を呼ぶものなく、俗に三十軒と云ふ。娼妓揚代金は此頃上等二步、中等一步二朱、下等一步、最下等二朱の四等に分ち、一夜買切と云へるは二兩を要せしとかや。遊女は賦金一步宛を縣廳勸業課に納め、門出と稱して外出の時は、一朱を納むるの規則なり。抱娼妓の前借金は、一ヶ年二十兩位、小舖娼妓は十兩前後、偶々三十兩の前借金を諾されたる者は、三十兩遊女と呼ばれて、評判高かりしと云ふ。

新遊廓僅に成りて一年半、樓主は尙ほ移轉新築等に投じたる費用の負債、山の如き明治五年の九月、遊女解放の令は出でぬ、此に於て各樓主は、單に其營業を失ふのみならず、娼妓の前借金は勿論、旅費なき者には旅費を給し、其郷里に歸らしむべきの命なれば、蠢々として嘆願等の協議を開きたりと雖も、其布令の嚴重なる、限るに十日を以てせしかば、樓主等如何とも爲すべきの猶豫なく、妓樓總代は抱娼妓を伴ふて縣廳に赴き、所謂年期證文と本人とを、縣官の面前にて其引取人に渡したり、今や一時不夜城の觀ありし福原新花街は、柳影凄然たる巷衢と變じ、各樓戸を鎖して亦昨日の觀を留めず。

是より後三箇月を経て、貸席營業許可となる。然りと雖も各樓主は、半死の殘骸、僅に蘇生したるが如く、曩に移轉と新築とに負債を重ね、續て娼妓解放の不運を以てし、資力已に盡きて到底舊觀に

復せしむる能はず、廓中二十餘戸は辛ふじて開業したれども、當時公娼の存廢は、世論囂々たりしを以て、疑懼逡巡、加ふるに外國貿易漸次不振の傾を生じ、前日の活氣を回復すべくも非ず。明治八年に及んでは、一般不景氣にして登樓の客足を減じ、營業の持續頗る困難なるに際し、縣令神田孝平は兵神兩市夜々賣姪婦街衢に出没するの多きを見て、風俗を害すること甚だしきものと爲し、之を防止するに妓樓を偏隅の地に置かんよりは、寧ろ市中に散在せしむるに如かずとの意見を以て、市内到る處に貸席營業を許可したり。此に於てか三宮、元町、榮町等、妓樓を開くもの續々たり。斯かれば福原の花街は、到底嫖客を引付ける能はずして廢業閉店相續くに至り、滿街僅かに七樓を殘すのみ、蓋し衰亡淪滅の極に達したるの秋とす。福原遊廓創設の當初より此日に至る迄、廓會所取締たる藤田泰藏の如きは、廓の不運漸々たるより、遂には廓務一切を放擲して、飾磨縣姫路梅ヶ窪に去り、一小遊廓を設開して餘喘を維持せり。此に於て福原の席主は、取締一名を互選し、藤田に代て廓務を處理せしむ、當時の状況は、眞に餘喘奄々と稱すべきの有様なりき。斯くて明治十年に至り、西南の戰役起るや、辨天濱專崎彌五平方に運輸局(御用邸の位地)を置かれ、軍人役夫の來集頗る多く、戰地に向はんとして碇泊する將官下士卒に至る迄、生前の名残を一夜の娛樂に留めんとにや、巫山雲雨の一夢を結ぶに十金尙ほ高しとせず、遊興に盡底を拂て惜まざる有様なりしかば、萎靡せる福原に甘露降りて、解語の花も其艶を増し、樓主の懷中漸く春暖の往來するありて、稍、花

街の基礎を固め得たり。爾後明治十六七年は再び不景氣の恐慌に打れしと雖も、漸次景氣回復すると共に、縣令森岡昌純は、市内に散在する娼樓を取拂はしめ、之を福原の隣地稻荷新地の一部に纏めしより、此に鳥歌ひ花咲ふの福原花街となりて、紅樓翠閣續々建造され、絃歌歡聲四季共に絶ゆるなし、降て日清戰役に於ても、利潤甚だ多かりしが、同二十九年八月三十日覆盆の降雨は忽ち湊川の出水となり、汨々たる濁流遂に遊廓上手の堤防を決壊し、廓街全く河身と變じて、汎漠暴漲、軒漂ひ柱流れて向ひ近付べからず、廓内有名の眞田樓、愉快樓、勢陽樓、就中松浦樓の如きは、被害最も甚だしく、悲惨の狀景筆すべからず。此水難に死するもの幾十名、負傷者幾百名に達す、之が爲めに休業すること殆んど三旬、其損害は十萬餘圓に出づ。

新福原へ移轉の明治四年以降に於ても、藝妓檢番は舊の如し。明治十年に至り渡邊正吉なる者、一の檢番を設けて新檢と云ひ、從來の檢番を呼で舊檢と稱す、蓋し新檢は藝妓にして賣淫するの聞あり、各妓樓に於て招聘を禁じたる者を糾合したるなり、故に福檢藝妓は貸席に、新檢藝妓は料理店に於て遊客に侍す。

洋人の妾に就ては此に附記し置くべき事あり、明治の初年は洋人の妾に就て別段取締法の規定なかりしも、明治七年娼妓賦金を定め、月税一人二圓を徴するに至りし時、洋妾も月幾何の給料を得て洋人に侍する者なれば、一種の娼妓なりと爲し此類の婦女は凡て娼妓に加籍せしめ、福原廓會所を

じて取締らしむる事を爲し、假りに兵庫屋(娼樓中第一の大樓)の抱娼妓として鑑札を附與し、月税二圓を徴したり、其數三十餘名なりき。明治八年洋妾の課税は廢止となりて、洋妾たるを耻ざるの風習を馴致し、以て今に至る。

○第三十節、神戸四圍の關門、警衛沿革、新街道を開鑿す。已にして神戸は、内外人ともに漸く集り來らんとする氣運となりたれば、外人保護の必要上、三月三日より神戸、二ツ茶屋、走水三村に於ては、官吏及び警衛兵士の外、止宿することを禁せられ、兵庫之が爲めに賑ふ。當時神戸の周圍には、居留外人保護の爲めに、幕府の建設したる柵門十四箇所あり、而して今亦貿易荷改の必要ありて、民費建設の柵門三箇所を増し、都て十七箇所を以て三村を圍繞するに至る。就中關門と稱し、特に嚴重の警固ありたるは、福原前(遊廓地前面)、二ツ茶屋村市場町(宇治川關門と唱へ、西國本街道神戸の入口にして、現今尙は關門の稱あり)、生田鳥井前(居留地入口に當る)の三箇所なり。長兵に尋で薩兵來り、此等の諸柵門を守る。當に三村内に外人の止宿を禁じたるのみならず、三月三日以後は、生田神社前より關門内の通行を制止し、行旅をして勉めて神戸市街の道路に出でざらしむるに至りしより、其不便言ふべからざる者あり。此に於て神戸村生島四郎太夫の建議を容れ、生田社前より北方山手に昇り、西に到て宇治野川の畔に出るの新道を開き、四月一日に至て成る。

(補)新道は、元と農商往來の小徑ありて、斷へて亦連る、所謂間道野路なり、之を幹線となして以て新たに幅四尺の路を開き接続せしめし也。路線は、兵庫相生町宇治野川の西に起り、再度山路より宇治野、花隈、城ヶ口、北野、諸村の地を過ぎて生田に達す、長亘千七百四十二間餘(新道六百十九間、舊道の在る所九百九十八間、田圃を截り開くこと百二十五間)市中の道路に比すれば迂曲するを以て、其間の道程凡六百間遠し、西國往還の新路と稱す。然るに幅員狹隘、頗る運輸の便を缺く、二年二月遂に再修の舉あり、九百十七兩餘を以て之が修繕に着手す。此に於て幅員三間と爲り、粗ぼ官道の規模を爲す。其後五年四月山麓に於て、道路八條を開き、雜居地内の新市街大達縦横相通す、此に至て本道路は不用に屬せり、依て神戸町民より拂下を出願し、其不用道敷八百六十二坪を四百五拾四圓餘にて(九年一月)賣却したり。現今四宮下、高島別莊下を西に通ずる道路は其跡形の一部なり。

然るに新街道成るや、花隈村より神戸に通ずる一小徑あり、仍て亦此處に關門(現今元町二丁目字高橋の地、理髮店の在る邊)を設く、此等の關門は、孰れも兵士の警衛する所にして、内外貿易は此間に於て行はるゝ者たり。恰も陣中に酒保を開けるに髣髴たりしならんか。

(補)警衛の兵士は、寺院或は民家に屯在し、其部署を定めて非常を戒めたり。最初長兵四百餘名、次に薩兵士亦來る、正月十九日以後、兵庫は徳島藩の警衛となりたれば、薩長兩藩の兵は専ら神戸警衛となり、宇治野川關門は薩兵の受持なりき。兵庫市兵隊編成後は、徳島兵薩兵に代はる、而し

て薩長兩藩兵は四月を以て去り、同月十四日津山藩兵來る、其數二小隊、五月徳島兵は其常役を免せられ、神戸は一に津山兵の警固に屬す。已にして市中取締捕亡方と、津山藩兵の間に紛議を生じ、藩兵の警衛を免せんとするに至りたれば、同藩に於ては其隊長を處罰し、以て其任に留まりたり。明治二年一月、諸國既に平定に歸し、世上漸く鎮靜したれば、中央政府は總て無用の關門を撤去せしめ、特り開港地關門のみ外國人保護の爲めに存すべきを命ず、故に神戸に於ける關門は、尙ほ依然として監守せり。同年四月和歌山藩津山兵に代はる、八月九日岸和田藩兵又來り、和歌山兵は三年八月十六日迄勤続す。岸和田兵は最初北野村に在陣し、三年三月二十八日以後、元幕府操練所の設置地にして、當時兵部省屬地の一部を請ふて假陣營を設け、以て居留地の警護に當り、明治四年十一月に至て去る。

關門の出入は、明治二年四月以後に至り、佩劔者は兵庫縣廳の印鑑札を携帯せざれば門内に入ることを許さず。其鑑札は竪二寸五分、横二寸位の木牌にして、表面兵庫縣廳の四文字を烙印し、「一人」の二文字を黒書せり、故に外來者にして神戸市中を見物する者は、神戸在住者に此木牌を借るを常とす。明治四年一月以後、一旦鎮靜に歸したる天下の形勢は、廢藩置縣後の施政に不満を招く者多く、浮浪の徒、所在暴舉を企るに至り、居留地の警固を再び嚴重ならしむるの必要を生じ、兵庫縣廳は、事情を兵部省に具上し、同年一月十八日、和歌山藩兵二小隊をして、關門番所及び見張所を

設置して衛守せしむ。和歌山兵は、神戸西本町舊英學校跡に宿營し、召集點呼等に吹角を用ひ、生田前關門、新道關門及び小見張所七ヶ所は、小隊長杉村某の一隊にて預り、西國街道關門、外國人墓道關門、福原前關門、市場町關門、病院下大見張所其他小見張所海岸取締は、小隊長橋本某受持たり、此一隊は最初善福寺に屯在し、其後禪昌寺に移る。同年七月より晝夜共に門扉を開き、牛馬車の出入を許して貿易荷物輸送の便宜を謀りたるに、荷改上往々不都合を生じ、遂に再び晝夜の開扉を廢止し、午後四時以後は、貿易荷物通過を禁止したり。同年十月に至て居留地警備を解き、關門番所を盡く取拂ひ、神戸の街衢、始めて通過の自由を見たり。

○第三十一節、兵庫市兵隊、其沿革。抑も當時軍隊警衛の必要は、萬國親交の思想未だ普からず、動もすれば外人を夷狄と呼び、危害を加ふるを辭せざる殺伐の氣風ありて、紛議交渉の生せんことを慮りたるに出づ。故に神戸雜居地の如きは、外國人保護を以て主眼とせり。然れども外侮を防がんが爲めには、國防兵備の已むべからざること勿論にして、全國皆兵の思想は、早く當時に於て萌し居たり。殊に長藩に於て、幕府の征長軍に抗せんが爲め、會て民兵を編成し、其成績は頗る良好なりしより、戦闘は強ち士族特占の技能ならざるを實驗し、兵制確立の主義としては、徵兵法に據るべしとの議論は、有識者間の定論なりき。去れば岩下、寺島等は、率先して此主義を實行せんと欲し、三月三日兵庫津の名主北風莊右衛門、南條新九郎、北風丈助の三人を招き、懇ろに口達して曰く、

今般王政一新の際未だ兵制も相ひ立たず然るに當港は別して皇城に接近の場所なるが故に速に護兵を備へんと欲す依て一般兵制の確定する迄各地に率先して市兵を募り一には海岸の防禦に當り一には市中保安の警備と爲さんと欲す是れ報國の一端にして市民の名譽なるべし云々  
此に於て名主等謹で其命を奉じ、直ちに市中身元確かなる壯丁五十名を募集し、市兵編成に着手せり。乃ち北風莊右衛門を司令官に任じ、薩藩士小倉宗九郎、竹狹重次郎を教官と爲し、英式銃陣を練習せしめ、日々市街を巡邏警備する事となる。兵庫警衛の任に當れる徳島藩兵をして、専ら神戸警衛に當らしめたるは、此市兵の組織成れるが爲めなりき。

(補)市兵隊は、元年四月大阪鎮臺長官醍醐忠順の所屬となり、更に徵兵増員の命ありて、一百人を増募し、北風莊右衛門は司令教佐に、南條新九郎、北風丈助は小隊長に任せられ、全兵百五十名を二隊に分ち、交互警護の任に當る。同月十三日忠順の兵庫を巡視するや、市兵をして和田岬に對抗操練を演習せしめ、須磨を経て長田神社へ行軍し、同社に於て隊中へ酒錢及び詠歌を分賜さる。同年八月英國公子の來朝ありて、乗艦の兵庫に繫泊中、陸地海岸の警衛は此市兵に命せられぬ。出艦後市兵隊は、金六千匹の慰勞を受く。神戸港に於て津山藩兵の捕亡方と紛議を生じ、一時藩兵の警衛を止めたる際の如きは、市兵の一隊、神戸の警衛を勉む。明治二年四月全國兵制の改正ありて、府縣に於て編成したる兵隊は、悉皆廢止の命出るに及んで兵庫市兵も亦解隊せり。兵庫市兵隊の銃

器彈藥其他の諸經費は、都て自辨なりしなり。

○第三十二節、楠社の造營、其沿革。市兵隊を組織して、國家の用に充てんと欲する時節、如何にして一般人民奉公の念を喚起せんかと思ひ至るは、寔に自然の心的理勢なり。此に於てか四月三日、楠公墓碑の所在地に、左の高札の掲げらるゝを見たり。

大政更始の折柄表忠之盛典被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>行天下之忠臣孝子を勸獎被<sub>レ</sub>遊候に付而は楠贈正三位中將正成精忠節義其功烈萬世に輝真に千歳之一人臣子之龜鑑に候故に今般神號を追諡し社増造營被<sub>レ</sub>遊度思召に候依<sub>レ</sub>之金千兩御寄附被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候事

但正行以下一族之者等鞠躬盡力其功勞不<sub>レ</sub>少段追賞被<sub>レ</sub>合祀可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之旨被<sub>レ</sub>仰告候事

月 日 兵庫 裁判 所

抑も此高札の掲げらるゝに至りし所以は三月中東久世通稱、岩下佐次右衛門、姫路城授受の爲め彼地に在り、時に兵馬倥偬の際なりしと雖も、未だ威信の重からざる京師の新政府に人心を葵向せしむは、勤王の一義を鼓吹するの必要なるを談じ、城中筆を執て楠中將諡號、並びに殿宇を造營すべきの建議草案を興し、偶々通稱は横濱赴任の命ありたれば、其草案を懷にして東上し、該地より建白の手續に及びたり。斯くて四月三日書を岩下に贈て曰く、

一先達而建白候楠公神號並造營の事願之通被<sub>レ</sub>思召候附ては神社繪神圖面祇官へ早々可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>差出

被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候

一神號の儀は大楠靈之社内評有<sub>レ</sub>之候清應社の神號の例を以て勅使御差立可<sub>二</sub>成相<sub>一</sub>候  
右之通御座候間其筋へ通達早々取掛候様御願仕候事

月 日

東久世中將

岩下佐次右衛門殿

蓋し此時尾張藩よりも亦建言し、水戸藩等は自ら造營に着手せんと請ふ、允されざりしを以て後更に  
木材等を献するの舉ありき、今高札として揭示されたる者は、即ち太政官の達なりしなり。故に兵庫  
裁判所は附記して曰へり、

別紙之通楠社造營被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候に付ては天下有志の者手傳致度儀申出候人は御差許に相成候間於<sub>二</sub>其  
地<sub>一</sub>程能く可<sub>二</sub>取計<sub>一</sub>様被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候事

勤王を以て前幕を遂げたる政府は、素より此舉なかるべからず。而して楠公墳墓所在の地は、土井大  
炊頭の所領坂本村地内に屬す、依て換地の上、同村を兵庫裁判所の所管となし、兵庫の北風莊右衛門  
外三名に楠社造營御用掛兼務を命じ、社地の査定等を爲さしめ、明治五年八月に至て社殿造營の工全  
く成る。

(沿)明治二年五月七日祭典執行の爲め、權判事平田延胤着港、營繕司權判事永元佐兵衛と會合して、

廟所の左側畝地を以て祭站の地と定め、其二十三日假りに神殿を營みて落成す。同二十五日祭典を  
行ひ、此日和歌山、岸和田兩藩の兵隊之を警衛す。翌三年五月二十五日亦前年の如く祭典あり、西  
京より神祇官參向し、又土木司及び用度司等出張して神殿を設け、祭典の場とす、警備隊前年の如  
し、兵庫縣官吏等七兩餘の献金を爲す。同六月社増造營の事は兵庫縣へ委托の命あり、仍て楠社々  
増造營の地所を測量す、

所用反別一町九反二畝十步餘

楠社敷地

外 反別七反八畝七步餘

楠社敷地に縣廳への往來場  
に付道で官員居住宅の見込

太政官よりは前年沙汰ありし御寄附の名稱妥當ならざるを以て、更に營繕料として金三千圓下附の  
命なり、府縣宮堂上諸官員亦献金す。

明治四年正月楠社造營掛の官員を置き、社地平均着手の順序を定む、其要領に曰く、

- 一 社前大道縣門通り道より湊川迄幅六間通道割之事
- 一 各地平均兵庫神戸兩市中へ砂持可<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>見込就ては先右大道を先とし踏堅め引續新地へ取掛  
之事

一 湊川より砂持運に就ては同川堤内外登降の足場取建候事

一 砂取方出水の模様等其場所能心得候者に無<sub>レ</sub>之候ては利害に關係致候間差配方は兵庫津へ申

付銀取人足は日々出人足の内可取扱事

- 一 社内地形三段並に四方垣堀積り方其筋の者へ申付積書副取受方の事
- 一 右出来の上兵庫神戸賦合砂持人足町割日順を以て出方の事

寄附金の件に付、神祇官へ照會せし各府縣知事及び官吏等にて、總計金八千九百四拾九兩貳朱銀貳貫八拾貳文一分の献金あり。同年二月神戸、兵庫及び近接の諸村より夫役を出し、土砂を社内に運搬す、日夜、舞踏雜踏を極む。因て縣廳にては「楠社地平均寄進砂持之義は家の主、日毎奔走致候ては生活難ニ相附ニ者迄押て再三爲ニ差出下々及ニ迷惑候由甚以て不謂に候條素より銘々志次第の義に付不當の事候て不ニ相成ニ候且砂持之義今二十三日より來二十七日迄日數五日間にて被レ止候條可レ得ニ其意ニ者也」と達するに至る。五月一日楠社を以て、湊川より宇治野川間、全町村の産土神と定む。同六日攝州西成郡會根崎村渡邊新右衛門を以て、等外三等出仕造營掛とす、楠中將へ由緒あるを以てなり、同二十五日祭典執行。

明治五年四月二十九日楠公鎮座により、社號を湊川神社と賜ふ、曰く、

今般楠社鎮座に付自今湊川神社と改稱候條此旨爲ニ心得ニ相達候事

但社格の儀は別格官幣社に被レ列候事

同月七日午後一時楠社上棟の式を行ふ、蓋し土木の工未だ終らずと云へども、祭典近きに在れば也。

同二十五日祭典により、四辻正三位(式部寮出仕)吉田大掌典等參向あり、同二十四日楠社鎮座の式を行ひ、二十五日祭典を行はせらる。而して神社奉仕の爲め、清水誠之進(廣嚴寺住職たりしが、辰年楠社造營の擧起りてより還俗)上山閑(同寺楠公墓碑傍茶所に住居の墓守)を神官等外三等(月給三圓)とし、境内取締とす。

此年七月、聖上西巡の歸途當港に着御、同八日を以て湊川神社へ臨御を達せられしが、風雨猛烈なりしを以て御延引被ニ仰出、待從番長堤正誼を勅使として幣帛を神前に奉せしむ、九月二十三日神社造營全く落成す。社壇は元祿年中水戸中納言光國建築する所の石碑の西南隅に卜す、此時風雨を防ぐ爲に設けたる屋宇、既に朽腐せるを以て柵垣を建設す。同六月縣廳上木の湊川神社献備録に據れば、消費二萬四千六拾九圓五錢四厘、尙ほ大判一、小判三、外丁銀小玉取交せ百二十二匁五分と、殘金凡四千九百圓あり。

爾後毎年五月二十五日、公の戦死を遂げたる日を例祭日として今に至る。神輿は市内各所に渡御し、神事にあづかる者の中には、菊水の徽章ある挿物せし騎馬武者數十、轡をならべて供奉しまつる等、坐るにそのかみのしのばれて、轉た嗟嘆に勝ぬざるものあり。

明治二十七八年外國に事あるに際しては、出征軍隊の休息所と定められ、忠勇無二の軍人共、日夜社前に相集ひて國家の安全、武運の長久を祈りき。現今本社拜殿以下建物十七棟あり孰も壯嚴美麗

を極め、社側の林泉は風致に富む。境内茶舗、遊技場、軒を列ね、夜間は露店を出す者多く、殊に春より夏にかけて其數六七百に及ぶ。

明治六年二月二十七日鹿兒島縣士族折田年秀宮司に任せられ、同八日神原實猶禰宜に任ず、五月二日同縣士族郡山無德權宮司に任じ、九月七日岡山縣士族楠正家を權禰宜に任ず。

○第三十三節、明親學館を起す、其沿革。建設の時代は、破壊の時代なり。人心相ひ率ゐて舊慣を無視し、秩序を破りて進まんとするは、是れ此時代に於ける自然の勢ひ也。此に於てか破壊の現象に對し、建設の思想は發揮され、破壊は建設となり、建設は破壊となり、發作並進、以て人事の進歩を見る。今王政一新、内外交親等に刺激されたる無教育の人民は、俄に封建時代の壓迫を脱したれば、氣風自から昂發の反動を生じ、動もすれば羈束すべからざるに至らんとする傾きあり。特に兵庫に於ては、市兵の編成ありて、血氣の輩は、曾て己等が花は櫻に人は武士と教へられ、久しく羨望したる武士に取立られたるが如き感を抱き、舉止稍、荒々しからんとするを發ふ。此に於て苟に禮讓訓化の必要に着眼する者あり、岩間屋兵右衛門の如き、蓋し亦其一人か。彼は四月を以て、一篇の願書を呈して曰く、

今般御改正御一新に就ては當初御裁判所御取開に相成り夫々厚く御世話被爲在且朝廷時々の御布告乍恐拜誦難有仕合に奉存候然る處當津の義は商人而已にて兎角禮讓等辨知仕候者少く自然

と風儀も不<sub>レ</sub>宜多年苦心仕居候處此度町兵御取立に就ては津内御取締の御一助にも可<sub>三</sub>相成<sub>二</sub>乍併尙又禮讓等の辨も無<sub>レ</sub>之ては龜暴の輩も出來候はんも難<sub>レ</sub>計乍見越<sub>二</sub>心痛仕候於<sub>三</sub>當地<sub>一</sub>學校御取建被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊當地は勿論在方迄も廣く御教育相成候は、自然舊習も一洗可<sub>レ</sub>仕歎尙又外國御交際の折柄御國辱相讓候様御座候ては甚以て嘆は敷旁右様御教導等出來候は、自然と御趣意を相辨候場合にも立至可<sub>レ</sub>申哉と奉<sub>レ</sub>存候に付何卒前件學校取立の儀御許容被<sub>三</sub>成下<sub>二</sub>候様奉<sub>三</sub>願上<sub>二</sub>候尤も御聞濟被<sub>レ</sub>爲<sub>三</sub>成下<sub>二</sub>候上は、夫是同志者申合せ手續仕候様盡力仕度奉<sub>レ</sub>存候右之段宜敷御採用被<sub>三</sub>成下<sub>二</sub>候は、難<sub>レ</sub>有仕合奉<sub>レ</sub>存候以上

慶應四辰年四月 日

兵庫 出在家町

岩間屋兵右衛門

右奉<sub>三</sub>願上<sub>二</sub>候義は於<sub>三</sub>私共<sub>二</sub>も同様志願の事件に付俱に奥書を以て奉<sub>三</sub>懇願<sub>二</sub>候尤も先代兵右衛門義は名主役私共同様相勤候者に付前願の通御採用被<sub>レ</sub>爲<sub>三</sub>成下<sub>二</sub>候は、重疊難<sub>レ</sub>有仕合奉<sub>レ</sub>存候以上

名主 安田 總兵衛

同 北風 莊右衛門

兵庫裁判所は此建白を容れ、兵右衛門の篤志を賞するに、苗字佩刀を許し、幕府の曾て設けたる函館物産會所を學館と爲し、兵庫學校を設立するに決す。兵右衛門は學館教頭として、姫路の儒者菅野狷



介を推薦し、此時兵庫裁判所は、兵庫縣と改稱したれば、縣廳より狷介に五人口米を給與する事とし、六月十三日始めて開講す。狷介は白華と號し、摘藻に嫻へり。然れども其造詣する所は、寧ろ經義に存す。性質狷介、頗る古風の儒なりき。學生常に三四十名の間を出入し、二七の講日官吏亦講席に列し、以て學風の振興を獎勵す。

(沿)兵庫は、古來純然たる商業地なるを以て、學事の點に於ては頗る缺如たり。津中幾多の寺小屋的教授所(京屋佐右衛門と云へるは前代より師匠にて名高く算數家には淀某最も有力なりき)ありと雖も、其師多くは淺學無識にして、縦に習字音信文及び最下級の算數を教授し得るのみ、一郷に風化を興ふるが如き儒者先生の存せざること、神戸其他の諸村と異なるなきなり。詩を作るよりは田を作れの俚諺は、亦此郷にも唱へられ、漢法醫師中に於ては、經書歴史の句讀を授るに不足なき學力を有するものなきにあらざれども、而かも就て學ぶ者なく、讀書と商業とは、決して相ひ容るべきにあらざると信せられしなり。

兵庫學校設立せられて既に開講す、而かも未だ發規其他の設備は全たからず。八月函館物産會所より、切戸町齋縣廳に移轉し、九月租稅方官吏高橋徹之進、多久謹吾の二人兵庫學校掛を命せられ、教頭狷介は、嶺名を撰びて明親館と云ふ。神田兵右衛門、荒木彌太郎、喜多屋甚七、神田甚兵衛、伊勢屋源之助、石屋茂兵衛、同次左衛門、荒物屋傳四郎、中屋源兵衛、明石屋彦市、神田眞三郎、柴

屋重次郎の十二名、姓を冒すを許されて、幹事を命せらる。而して授讀教師としては、津中に十名を撰び、佩刀を許す、其人々は眞島一郎、松尾乾同、正井大輔、藤田宏節、若林慎太郎、廣見多聞、京屋佐右衛門、同眞道、本城共祐、安藤元三郎、西山宏平是れ也、是れ皆多くは醫師にして、商家より撰出されたるは、京屋長五郎一人のみ。長五郎は干鯛商金生重兵衛の長男にして、廣瀬旭窓の門弟として、漢學を修む。才氣横溢、詩文亦拙ならず。授讀として在任中、湊川滴餘二部を著し、楠公を夢中の活人に擬し、大に勤王の眞義を諷諭し、伊藤博文の矚目する所となりて、愛顧を受く、然れ共彼れ既に讀書の人、店前銖錙を争ふを欲せず、且つ資性放逸なり、後遂に商業を捨て、東京に奔りて鐵道局に奉仕す。明治十年の頃會て兵庫名主たりし藤田善右衛門死し、後嗣の家難あり、彼は其母方の縁族を以て善右衛門の後を繼ぎ、爾來神戸兵庫の公共事業に方て、盡力尠なからざりき。明親館の維持は、縣札五千圓を借用し、之を人民に融通して利子を收め、其一步五拾圓の經常月費を以て支持したり。斯くて明治三年四月十六日兵右衛門は幹事長となり、大に明親館の維持法を講せんとす。然れども學生の員數依然として四十名を出でず、學風甚だ振はずして苦慮の折柄、同年十一月二十六日菅野白華は、其教頭の任を辭して去る。兵右衛門は名主藤田善右衛門等と共に、御影村加納治兵衛、西宮町江野平左衛門と謀り、汎く縣下の有志に學校基金を募り、利子を以て經費支辨の維持法を設く。當時募金の額は壹萬五拾兩二分壹朱にして、其社中の人々の姓名は

左の如くなりき。

英原郡神田村若林兵衛(金五兩)大石村樹形久太郎外三名(金五拾參兩)新在家村柴田長右衛門外二名(金貳拾四兩貳分)東明村柴田  
 又四郎(金參兩)石屋村木村彦兵衛外三名(金七拾八兩)御影村嘉納治兵衛外十二名(金參百貳拾五兩貳分)住吉村吉田喜平治外二名  
 (金拾參兩)魚崎村市郎右衛門外二名(金八拾兩)青木村山形忠左衛門外一名(金拾八兩)深江村庄屋久左衛門外七名(金九兩貳分)  
 武庫郡森具村庄屋宗左衛門外二名(金四兩貳分)打出村(金八兩)越水村(金五兩)中村(金參圓)神尾村(金參圓)高木村(金壹兩貳分)上  
 大市村(金壹兩)下大市村(金壹兩)上ヶ原新田(金參兩)惣林寺新田(金參兩)越木岩村庄屋兵右衛門外一名(金參兩貳分)獅子ヶ口村  
 右衛門外八名(金拾兩)西宮田富彦左衛門外七十七名(金五百五拾八兩)今津村惣尾松三郎外二十三名(金參百五兩)鳴尾村長馬牛右衛  
 門外五名(金七拾兩)兵庫名主藤田善右衛門(金七拾五兩)南條新九郎(金參拾五兩)北風丈助(金七拾五兩)松井吉左衛門(金參拾五兩)  
 生駒治左衛門(金參拾五兩)兵庫名主兼學館幹事長神田兵右衛門(金五百兩)同庄屋井上八郎右衛門(金拾四兩貳分)同年寄森田牛兵衛  
 (金貳拾兩)中川伴兵衛(金貳拾兩)新本彌三郎(金拾五兩)金谷清次郎(金五兩)宮北仁左衛門(金拾五兩)岡本要助(金貳拾五兩)學館幹  
 事田中源兵衛(金八拾參兩)藤岡彌兵衛(金參拾五兩)梅本久左衛門(七兩貳分)宮北仁右衛門(金拾貳兩貳分)島丸藤左衛門(金拾貳兩  
 貳分)廣岡清兵衛(金拾參兩貳分貳朱)青木利兵衛(金拾兩)宮下宗左衛門(金拾六兩貳分貳朱)村上安次郎(金八兩貳分)松本宗左衛門  
 (金拾兩)辰己忠兵衛(金貳拾兩)池長吉左衛門(金拾兩貳分貳朱)岡田利兵衛(金六兩貳分)岡田德兵衛(金六兩貳分)杉山清左衛門(金  
 拾七兩貳分)吉田七次郎(金拾貳兩貳分)川田與左衛門(金拾五兩)長坂新兵衛(金拾兩)吉岡利兵衛(金拾參兩貳分)長谷川保兵衛(金  
 五拾兩)内田茂左衛門(金參拾兩)澤田清介(金參拾七兩貳分)喜多伊兵衛(金參拾七兩貳分)幸來嘉兵衛(金貳拾兩)井上藤介(金拾八兩  
 參分)植勝善兵衛(金參拾兩)川西善左衛門(金五拾兩)小林七三郎(金拾五兩)春中嘉兵衛(金拾五兩)高野權右衛門(金貳拾兩)魚澄忠  
 左衛門(金五拾兩)森本佐右衛門(金貳拾五兩)田村金兵衛(金貳拾五兩)得田德兵衛(金六兩貳分)熊野庄左衛門(金六兩貳分)前田德左  
 衛門(金五拾兩)橋田治右衛門(金六兩貳分)西田彌七(金六兩貳分)鹽田三平(金五拾兩)荒木彌三郎(金八拾參兩)前田源之助(金八拾參兩)  
 利三郎(金貳拾五兩)岡田久次郎(金拾貳兩貳分)學館幹事小曾根甚七(金八拾五兩)荒木彌三郎(金八拾參兩)前田源之助(金八拾參兩)  
 森茂喜知(金八拾參兩)兵庫縣用達北風莊右衛門(金七百兩)同高山助右衛門(金參拾兩)元兵庫南組名主安田惣兵衛(金五拾兩)元學館  
 幹事英四郎左衛門(金八拾參兩)兵庫縣用達島六兵衛外九名(金百六拾兩)相生町辻兵衛外十九名(金百五拾兩)江川町丸尾定介外七名  
 (金百拾兩)木戸町山本彌兵衛外二名(金貳百貳拾九兩)木場町駒崎彌兵衛外三名(金六拾貳兩貳分)小物屋町荒井平兵衛外八名(金四  
 百四拾五兩)北仲町石尾喜兵衛外七名(金九拾五兩)南仲町武貞ゆく外四名(金八拾五兩)磯之町柏木庄兵衛外一名(金參百五拾兩)魚

棚町生駒治兵衛外八名(金四百參拾七兩)鹽屋町細辻子町岸本佐兵衛外四名(金參拾七兩貳分)南邊瀬川町吉川平介外二人(金百拾兩)  
 新町車田五兵衛外十二人(金百九拾九兩貳分貳朱)東柳原町佃佐兵衛外四名(金九拾九兩貳分貳朱)西柳原町高谷幸右衛門外七名(金  
 九拾參兩貳分)神明町小廣町武治兵衛外八名(金九拾兩)北邊瀬川町播磨屋じう外三名(金八拾兩)門口町喜多善平外九名(金五拾參兩  
 貳分貳朱)三川口町赤城彌兵衛外五名(金貳拾兩參分)永澤町中村彌兵衛外十三名(金四拾參兩貳分參朱)西宮内町武田傳四郎外七人  
 (金八拾參兩貳分)鹿屋町平岡しか外四名(金四拾五兩)切戸町大和屋利八外三名(金五拾五兩)富屋町喜多儀介外三名(金五拾參兩)佐  
 比江新地荒井彌兵衛外二名(金參拾六兩貳朱)島上町熊崎長左衛門外七名(金貳百兩)松屋町安邦金右衛門外四名(金四百五拾兩)匠町  
 喜多仁平外四名(金七拾五兩)暇治屋町植田長兵衛外五名(金百兩)宮前町水渡す外十二名(金貳百兩)宮内町三浦牛兵衛外三名(金  
 四拾九兩參分)北宮内町谷田りく外二名(金七拾五兩)川崎町田中ふじ外十一名(金參百參拾兩)東出町桃木武兵衛外二十九名(金五  
 百八拾七兩)出在家町神田甚兵衛外一名(金貳百六拾兩)和田崎町本田太藏外九名(金八拾七兩)新在家町三好佐左衛門外七名(金貳  
 百六拾八兩參分)今出在家町平松治兵衛外三名(金參拾參兩貳分)兵庫岡組(金六百拾兩)

斯くて募集したる此出金は社中へ貸渡し、毎月一分の利息を毎年二季に集め、三ヶ年間利殖の利子  
 五千兩を學館維持本資と爲し、元金壹萬五拾兩餘は、三ヶ年後に元出金者に戻すの仕組たり。而し  
 て館費金五千兩を備ふる後は之を町會所に預け、毎月末利子を受取り、其月の館費を支拂ひ、餘金  
 は亦町會所に預く、毎年十二月に至り、一ヶ年の精算を爲し、備付金高に餘剰の分は、社中へ割戻  
 す事と定め、精算簿は兩通を製し、一通は縣廳、一通は社中に達示するの用に供す。此責任には兵  
 庫名主藤田善右衛門、南條新九郎、北風丈介、松井吉右衛門、生駒治左衛門、學館幹事長神田兵右  
 衛門、御影村加納治兵衛、西宮町江野平左衛門、及び補助としては兵庫學館幹事小曾根甚七、森茂  
 喜知、前田源之助、荒木彌三郎、田中源兵衛、諸井粘右衛門、磯田彦藏、藤田榮次郎之に當る。

此方法成るや、縣廳に於ては之を大藏省に上申して賞詞を請ひ、四年九月社中は賞詞の榮に預る。此時に方り、時勢の必要は、最早漢學のみを以て足れりとせず、寧ろ英語の商用語として學ばざるを得ざるを解せり。縣令神田孝平亦洋學講習を勸奨す、依て五年三月文部省へ上申し、佛人リュ、トロンクハを雇ふて教師と爲す、月給圓銀七十五枚。トロンクハは英蘭兩語を使用し、亦能く日本語に通ず。同月二十三日より明親館を兵庫町會所に移し、以て英語研究を始む。已にして四月新たに學制の發布あり、各地の郷學校は、此新學制に則り、上稟設立すべきの命ありて、別に縣廳に於て設立したる神戸洋學校は、上稟を経由すべき事となりたれば、神田縣令は此兩校を合併し、兵庫學校として存置せんと欲し、學校用度は一萬石に付一石五斗の外、市内有志の負擔と爲して維持すべき旨をば大木文部卿へ上申し、トロンクハを雇繼ぎて月百圓を給す、六年三月に至り、更に雇繼を爲さんとして文部省に上申する所あり、然るに文部省の達旨に曰く、

其縣に於て此迄私費を以て相開候英學校其儘據之置且同校雇入外國教師の儀去壬申十月一日伺出然るに右學校の儀は學制御頒布以來全國の諸學校一旦相廢し候に付官學は勿論私學と雖も始の旨趣を以て第三十號第三十四號布達の通可伺出旨相違し致し教師延期の義は更始の趣意不立學校へ雇入候義は無之筈に付今日まで不及沙汰候然るに既に七ヶ月を経其旨不立出今日又候教師延期而已申出當省の許可も無之外國人雇入置候は如何の次第に候哉主任の者心得取

調至急可申出仍而願書一應及返却候也

明治六年五月三十一日

文部省

此時に方り如何せん、學校維持資金も充分ならず、就て學ぶもの亦四五十名に過ぎずして、新學制に則り難き事情ありしかば、六月トロンクハの雇を解き更に上申して曰く、

先般兵庫學校從前の儘据置の義相伺候節更始の趣旨相立可伺出旨御指令相成候に就ては早速取調伺可出の處兎角保護資金の目途相成がたく因循今日に至り兼て御規則並に御指令の次第も有之候處尙亦今般御殿達有之旁追て右目途確然相立候迄一旦廢止致候此段御届申上候也

明治六年六月二十四日

兵庫縣權參事 高橋信美

兵庫縣參事 岡村義昌

兵庫縣令 神田孝平

文部省三等出仕田中不二齋殿

此際開辦社中に於ては、良好の結果を他日に期し、明治四年六月を以て法記を頒ちて曰く、

一 社中の者の子孫を始め、貧窮無産のものたりとも、普く明親館へ導き、一人の無學文盲のものなからしめんことを要す。

一 家貧にして社へ入ること能はざるも、後、宿志を立て、社に入らんことを願ふ者は、意の儘なる

べし。

一 社中のものは、修身齊家の實效を表し、以て衆人の龜鑑となるべきは勿論なりと雖も、若し教示に悖り、社中の規則に背くことあらば、除名し且つ罰すべし。

一 社中の金は社中の貯蓄する所と雖も、縣廳の總轄する所なり、社中に於て、擅に出納することを得ず。

一 社法を設くる所以は、社中協力の誠心を以て、諸民をして奮發せしめ、和漢古今の情體を知り、西洋究理に及ぼし、得業修育性情を磨かしめ、始めて上慮の忝さを知らしめん素志なり。

斯かれば明親館は、社中の義塾と爲して其發達を豫期せし者なりしに、惜哉、萬事を中央政權の下に統括せんとすの精神より割り出さるゝ時代とて、新學制の發布に依りて此の有望なる學館も、終に夭折の運命を免かるゝこと能はざりし也。

(補)一歳福澤諭吉歸省の途次、縣令神田孝平を訪ふ、孝平、諭吉を伴ふて明親館に臨む、同館には姫路藩より讓受たる漢籍頗る多く、長持三竿に及ぶ。諭吉之を瞥見して兵右衛門に謂て曰く、何ぞ蠶兒の飼料を蓄ふること多きやと。兵右衛門苦笑して曰く、賣却するも二束三文のみ、故に保存せりと。諭吉慨然放語して曰く、咄々、二束三文頗る好評價なり、二束一文尙は速に售らん哉と。當時の人、其奇言に驚く。此際兵右衛門等發起して、兵庫常盤花壇に大饗宴を開く、招待を受ける者縣

令始め當時官民知名の諸士數十名、兵庫空前の盛宴なりしと云ふ。

○第三十四節、神戸病院建つ、村民莊右衛門敷地を献す。 民間人士の教育に着眼するの日に於て、有司は衛生の必要を確知せり。萬般創設の日に於て、此等の事業に配意せしこと、今日より思ふに誠に用意の周到ありしを感せずんばならず。外務局は、元年四月二十七日森龍玄、遠藤謹助を以て病院掛と爲し、以て神戸港に一の病院を設け、普く人民の疾病を救治せんと欲す、而して病院建設費用は、廣く之を有志の義捐に仰がんと欲せり。當時病院掛が、購金録に序したる文に曰く、

病院は人命を保助し人種を蕃殖し貧民の病で醫藥を得ざる者を救助する道なれば國家に缺くべからざる要務なり今茲に神戸に於て官許を請け一院を設け貴賤の區別なく有病者は來て治療を得さしめ貧民には醫藥を施し聊か救助の一端となさん事を欲す我と志を同する者不<sub>レ</sub>管<sub>二</sub>多少<sub>一</sub>納金あらん事を希望する者なり

此に於て、岡田利兵衛、吉田七次郎、井上藤助、田中治助、磯田彦次、榎本市郎右衛門、宮北仁左衛門、大和屋平助、大和屋彌三兵衛(以上兵庫)、木村與兵衛、船井長四郎(以上神戸)、其他西宮及び播磨等の者に、募金周旋掛を命じ、建設の地を八郡宇治野村に相す。宇治野村は、内外人雜居地に屬するを以て、往々に兵庫裁判所の申請を許され、土井大炊頭より上地となりて、兵庫裁判所の管轄に入る所、而して病院敷地の所有者は、同村庄屋百姓莊右衛門たり。莊右衛門乃ち其地を献せんことを

請ふて曰く。

今般病院御取建に付私所持仕候字長町上々田一反二畝九步並に字上町上々田五畝二十五步反別合一反八畝四步御用地に相成時の直合を以て御買上げ又は貸上候歟我々共勝手宜敷方にて承知可仕旨被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>畏候然る處病院御取建の御趣意の程荒々拜聞仕候得ば萬民の疾病御救助に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>御建置<sub>レ</sub>候儀御仁惠の程不<sub>レ</sub>輕奉<sub>レ</sub>恐服<sub>レ</sub>候誠<sub>レ</sub>に奉<sub>レ</sub>恐入<sub>レ</sub>候得共聊爲<sub>レ</sub>報<sub>レ</sub>御國恩<sub>レ</sub>右地所奉<sub>レ</sub>獻上<sub>レ</sub>度奉<sub>レ</sub>存候間何卒格別之御賢慮を以て御開届被<sub>レ</sub>成下<sub>レ</sub>候は、廣大の御慈難<sub>レ</sub>有仕合に奉<sub>レ</sub>存候以上敷地已に決したれば、閏四月十日荒涼たる田圃の間に、突として假病院は建築され、御用掛森龍玄、専ら庶般の計畫に盡力す、此舉資金七千九百四拾六兩を得たり、其内有志の寄附に係る者三千八百兩餘、八月に至て龍玄本病院建設工事を監督し、翌明治二年正月天羽大造を御用掛とし同三月竣工の式を舉ぐ、翌四月米國醫師ウエトルを傭聘して、創めて治療を施すに至り、龍玄は病院取締として庶務を總括せり、斯くて後年に至り、微毒病院、種痘所、醫學校及び藥學校等を胚胎せし神戸病院の設立を見る、其沿革は別項に於て記述すべし

(補)莊右衛門は、姓を瀬鴻と稱し、代々農を以て業とす。文久三年宇治野村領主土井大炊頭の命を以て、同村の里正となり、維新の際人心朝暮の歸嚮に迷ふて危懼するに方り、卒先して伊藤博文の命を奉じ、公務に幹旋する所少なからず。開港の當初、屠牛者なきは、外人の最も困難せし所、且其

當時肉類を外人へ販賣する者、長兵の爲めに忽ち捕縛さるべしとの風説行はる。此に於て風呂ヶ谷の穢多等屠牛を肯んせず、外人頗る苦み、外務局に訴ふ。伊藤乃ち庄右衛門に命じて穢多を諭さしめ、以て外人の食料を供給し得たりと云ふ。今病院敷地献納の擧の如き、亦以て早く順逆の歸適を知りたるを證すべし。此際彼は帶刀姓を冒すを許さる、其賞狀に曰く、

攝津國八部郡宇治野村

莊 右 衛 門

右今般病院御取建に付其方所持地御買上の積に候處右は萬民御救助の御趣意の程厚く相辨へ地所無代上納相願候段奇特の至に付爲<sub>レ</sub>御褒賞<sub>レ</sub>苗字帶刀御免被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候事

戊辰五月二十二日

後年伊藤博文は、往日に於ける莊右衛門の篤志を追想し、親しく揮毫して賞する所あり、其書に曰く。

維新之初、余知<sub>レ</sub>兵庫縣、庶政百端屬<sub>レ</sub>創設<sub>レ</sub>而衛生一事亦爲<sub>レ</sub>急務<sub>レ</sub>乃新相<sub>レ</sub>地、建<sub>レ</sub>病院、宇治野村里正瀬鴻莊右衛門、來請<sub>レ</sub>獻<sub>レ</sub>其地一段八畝四步<sub>レ</sub>以先<sub>レ</sub>之、當時雖<sub>レ</sub>政權歸<sub>レ</sub>朝廷、然東北未<sub>レ</sub>奏<sub>レ</sub>戡定<sub>レ</sub>人心疑懼、部民之黠者、動造<sub>レ</sub>流言、妨<sub>レ</sub>得新政<sub>レ</sub>而瀬鴻氏卒先排<sub>レ</sub>衆議<sub>レ</sub>力<sub>レ</sub>義捐、余嘗賞<sub>レ</sub>其志、今復錄<sub>レ</sub>其善行、以更與<sub>レ</sub>之。

明治三十年二月

大勳位侯爵 伊藤博文

病院建築の當時は、職人社會の舊慣、尙ほ依然として慣例を守り、各町村各家出入大工等自から一定して、各自漫りに他人の營業區域内に入ること能はず、工手間は一日二夕五分と云へる公稱價を存し、物價の高下、時期の繁閑に伴ふて、所謂酒手なる者に増減を施し、以て公稱工手間の實際的生計に不適合なるをば調和するの仕組たり。斯かれば今宇治野村に、病院建設さるゝに方り、其建設は、洋醫を備聘し、西洋治術を施さんと欲する者なれば、其建物も亦洋風に模擬せんと欲す、然るに此地を營業區域となせる、當時の大工棟梁は、洋館建築の圖取方式を解せず、此に於て棟梁二三を集めて議し、遂に將に横濱に赴きて、錐形を實驗し來らんとす。會ま一人の大工、已に横濱に於て洋風家屋築造に従事せる者あり、此に於て圖取設計を定め、建築に着手することを得たり。已にして工事は抄取り、元年閏四月十日を以て、假病院上棟の式を行ふ。然るに其後一夜偶々暴風あり、建物之が爲めに壞る、蓋し未熟の施工、其當を得ざるの點ありし者なるべし。終に再び起工し、明治二年四月二十日新築落成して本病院の開業を成就したり。

○第三十五節、雜居の許可、外務局町會所に移る。時の形勢は、未だ兵士の警衛を要するの時に方り、外國商人の來港する者漸く加はりぬ。然るに此時、外國人居留地は、曩日幕府の兵庫奉行に於て、纔に鍍鑿高塹の土工に着手したるに過ぎず、未だ以て居館商舖を建築すべきにあらざるなり。外

人已むことを得ずして民家に僑居す。三月三日英佛蘭の三國公使、京師入朝の事あり、此際三國公使等は、當路有司に向て居留地工事成の迷惑を訴ふ。此に於て新政府は、餘義なく内外人の雜居を許可するに決し、命を兵庫裁判所に傳ふ。因て同月七日伊藤俊介の名を以て、各國領事に通牒して曰く、一筆致啓上候然者今日以後當港に於て日本人より外國人へ相對にて地面或は家屋を賃し或は其家屋を買請候上者取除自普請を致し候義可爲三勝手次第右境界等は生田川西は宇治川北は山邊南は海岸を限る事にて既に去る三日京師において佛英蘭三ヶ國公使と談合いたし候趣を以て申進候儀に御座候最千八百六十七年五月附條約に依り設候居留場並居留地より西の方海岸幅十六間四尺の地所を往來のため相除可申且右場所において積置有之候材木は勿論外國人より取建候假住居も其國々の岡士へ相達候得者追々引拂可申就而者右の境界内の地面或は家屋を賃渡候示談をいたし候者有之候は、雙方の國吏に届書調印を請猶居留地へ書面後日之證據をいたし可申候尤外國人より町内入用之出費且つ日本政府に可納地租は日本人同様差出可申候右之段可得三貴意一如斯御座候以上

應應四年三月七日

伊藤俊介 花押

某國岡士

某様

此月十四日今上皇帝には百官を率ゐて紫宸殿に臨ませ給ひ、天神地祇を祭り、此に國是を定めて天地

に五事を替はせられ、臣民と與に治を爲すの大本を建てさせ給ふたり。然れども未だ中央、地方兩政廳の政權に關する官制は成らず、兵庫裁判所の名稱權限尙ほ依然たり。斯くて十九日兵庫裁判所總督通辭は、寺島判事と共に俄に横濱裁判所に轉任し、兵庫は大阪裁判所總督薩摩忠順兼攝の命出で、岩下判事は大阪兵庫兼任となり、兵庫に於ける專任判事は、伊藤俊介一人となる。是より先き十四日東運上所外務掛は、事務所辨の都合を以て、徵稅事務の外、神戸總會所(現今神戸小學校敷地)に移りて取扱ふ事となり、伊藤俊介は、神戸の富豪橋本藤左衛門の別荘、橋本花壇(現今料理店吟松亭なり、邸内翁齋亭々たる古松ありて、天籟を弄す、故に吟松亭の稱古く存したりと云ふ)に在て、日々外務局へ通勤せり。

○第三十六節、内外商賈の正常なる貿易開始さる。此時に至り、内外商賈の取引稍、行はれんとするに至り四月八日海岸へ假波止場を設け、運上所假波止場との二箇所の外、荷物の陸揚船積を許さず、以て密商豫防の取締と爲せり。同十九日に至り俊介は、神戸開港地に於ける、外國事務一切を擧げて、處理すべきの命を蒙りぬ。俊敏にして秩序的創設の思慮に富みたる技倆は、是より將さに大に伸びんとす。外務局内には、書記訴訟掛を設けたり、地所借屋掛も任じたり、運上所收稅掛、免狀掛、市中取締、盜賊改役等亦定る。同二十八日六十名の外務掛を、運上所、假運上所、米國領事館前、及び宇治野川尻等に出務せしめ、以て實際に於て事務を執らしめたり。閏四月朔日に至り、四箇所の波止

場を定め、外國人荷物陸揚、及び船積規則を頒ちて曰く、

於<sub>三</sub>當港<sub>二</sub>外國人普及便利の爲め荷物陸揚船積規則明二日より左の通居留地全調迄の内相定置候事

第一 運上所前波止場を第一、假運上所前波止場を第二、米國岡士館前波止場を第三、宇治野川尻波止場を第四と相定置候事

第二 第一第二の波止場に於て改濟の荷物は便利に隨ひ第三第四の波止場より船積差支無<sub>レ</sub>之事

第三 日本他の開港場にて稅不<sub>レ</sub>濟の荷物は第一又は第二の波止場にて納稅可<sub>レ</sub>致候事

第四 日本他の開港場にて稅濟の品は右四箇所波止場の内何れにても陸揚差支無<sub>レ</sub>之事

第五 右第二第三第四規則に隨ひ荷物船積陸揚の免狀は第一第二の波止場前運上所にて可<sub>ニ</sub>申受<sub>ニ</sub>事

第六 右の法則を犯し候節は荷物取揚可<sub>レ</sub>申候事

翌二日書を各國領事に致し、之を其國民に布告せんことを報じ、同十一日西本町海岸車屋勢三郎の家屋を以て、第四波止場の荷改所と爲し、此規則に據て取締を爲さんとす。此際米國帆船「デスパッチ」船主ジョンズなる者、免狀なき荷物を輸入して、船改役の差押ふる所となる。彼は米國領事へ届出を經ずして、直に船中の荷物を差押ふるが如きは、是れ米國の國旗に對し不敬を加へたる者なりと主張し、配下乗組水主等の損害、洋銀三萬枚を請取らんとの紛議を生じたりき。此事や規則執行の行き違ひなれば、同月二十九日に至りて紛議の落着を告ぐ。今や神戸港に於て、製茶其他の取引は假令巨額

にわらずと雖も、而かも實際に於て開始せられたり。

○第三十七節、手眞似の商賣、最初來住の外商。是より先き内外人の賣買は、皆無なりしと云ふにわらず。然れども其貿易たるや、外商は諸侯を華主と爲して、船舶武器類を賣込まんと欲する者多く、而して諸侯の之を買ふや、其領内の産物を以て彼に與ふること、彼の土州藩が船舶及び兵器の代償として、土産の樟腦を以てせし類尠なからざりき。一般内商に至ては、未だ貿易と見るべき取引は開かざりしなり。間々大阪京都の商家より、手代を派して雜貨の賣込を爲せしと雖も、其額少許にして云ふに足らず、纔に風呂敷に賣品を包みて負ひ來り、敢て商店を設くる事を爲さず、之を路傍、若くは海濱の砂地に陳列し、以て外人の望みに應ず。當時洋語を解する内商は、全く絶無にして、單に手まねを以て賣買を實行したり。而して洋銀一弗に對する日本貨幣の價格は、一步銀三個の定めなれば、物品の價格を定むるに方ては、常に指もて幾個の數を指せるなり。外商に於ても、未だ店舗を開くの便を得しもの甚だ少なく、物品は積載の儘船中に置き、内商の求めあれば、船中より直ちに取て授受するの有様なりし。斯かる幼稚の賣買なれば、取引極めて閑隙にして、居留の外商は、徒然に苦めるの狀あり。此に於て彼等は、兵庫神戸の市中を漫步し、骨董若くは玩具を購ふ者あり、或は敏捷に戲技する小猿を求めて、言語の通せざるが爲め、小猿其技を演せざるに失望し、此貿易は失敗せりと戲はむれつゝ、規律立たる貿易の開始を待てり。

(補)外商にして、最も早く神戸大阪間に賣買を開きたるは、英國人ヒョースの如き其人なり、彼は慶應三年の末、大阪居留地に來りて、各藩へ軍器兵仗の賣込を試み、神戸貿易開始の發令あるや、直に神戸に來り、洋反物及び雜貨を輸入せり。英商にてホッパ(現今の榮町六丁目に於て坂本彌太郎家屋僑居)モリアン、ハイノマン(現今の居留地前海岸三丁目四番館住居)、ガラバー(現今の海岸六丁目郵船會社前住居)、米商會にては、亞米利加一番(現今の郵船會社の地小島清三郎所在地)、亞米利加三番(現今の元町四丁目濱田篤三郎邸)、亞米利加六番(現今の海岸六丁目に於て小島要助持家僑居)獨商にては、グチョー(元町一丁目借宅)、キユリッフル(元町に於て深澤富右衛門裏手借宅)、テキストル(最初生田前生島貸家僑居、現今神戸警察署前に方る、其當時七八軒の長家同地に在り)、其他ケース(テレシク商館の前代、現今の海岸茶業組合事務所の位置住居)、アデリアン(現今の海岸二丁目三光舎の地に住居)、尙ほフィッシュヤ、フリキ、エハス、ブローン、ゼヨセフ等は、早く來住したる商賣なり。然れども外商の漸く多きを加へたるは元年八月以後に在り、支那商人は、重もに長崎より來り、此頃既に十二名の多きに至る、孰れも廣東、寧波、福建人とす。

○第三十八節、關東の形勢、神戸貿易を助長せしむ。神戸港に於て、比較的早く内外貿易開かれたる所以に就ては、當時關東の形勢を述べざるべからず。是より先き討幕の官軍は、正月十五日京師を出發して東に向ふ。大總督は、總裁有栖川熾仁親王にして、西郷隆盛、林通顯は參謀たり。東海



道先鋒兼鎮撫使は、少將橋本實梁にして、柳原前光を副と爲し、木梨精一郎は參謀たり。東山道先鋒兼鎮撫使は、太夫岩倉具定にして、岩倉具經を副と爲し、板垣退助は參謀たり。北陸道先鋒兼鎮撫使は、三位高倉永佑にして、太夫四條隆平を副と爲し、小林兼吉、津田山三郎は參謀たり。海軍總督は、總裁聖護院宮嘉仁親王にして、島田左馬吉、曾我祐準は參謀たり。別に九條道孝を與羽鎮撫使總督と爲し、總裁澤爲量を副總督に、副總督醍醐忠敬の參謀せる一軍あり。軍氣肅々、到る處都邑を降して進む。江戸に於ては、榎本鎌次郎(武揚)、津田真一郎(眞道)、大鳥圭介(純彰)、西周助(周)等主戰論を取り、佛國雇陸軍教師等、亦戰を勸告すと雖も、衆議區々にして決する所なし。將軍慶喜亦内亂に乗じて、外國の干涉來らんことを憂ひ、王師に抗するに意なきなり。此時に方り、幕府の老中皆其職を辭し、解體の勢ひ收拾すべからず。乃ち勝義邦を以て陸軍總裁と爲すや、彼は素より平和論者たり、群議を排して、慶喜恭順の意を官軍に致すに努め、東海、東山、北陸の三道諸侯に移牒して、王師に抗するの不可を説きぬ。去れば三道の諸侯は、皆其門を開て官軍を迎ひ、將に合して官軍は恰も無人の境を行くが如く、東山道に於て甲府の城主柳原政教が、幕府新選組隊長近藤勇と共に、勝沼驛に抗戦したれども、忽ち之を破り、東海道の官軍は、有栖川總督の駿府に達せし頃は、先鋒已に江戸の南二里弱の高輪に迫る。此時慶喜は、恭順罪を謝して上野に退き、輪王寺宮公現(後北白川宮能久親王)、使者を駿河なる大總督府に送りて、慶喜の爲めに哀訴し、靜寛院宮(故家茂將軍御臺所和宮)、亦慶喜

の爲めに請ふ所あり、皆聽かれず。義邦は、徳川二百六十年の社稷の爲めに、深く憂ふる所あり、書を官軍の參謀西郷隆盛に送り、江戸進撃を緩むるを請はんと欲し、唯此重大なる使命を託する者なきに悲む。時に旗下の士山岡鐵太郎、自から進んで其任を請ひ、三月九日駿府に達し、隆盛に面接して寛典の處分を請ふ。鐵太郎が官軍の陣營を過るや、毎ねに馬上に在て、朝敵徳川慶喜の臣山岡鐵太郎、大總督府に行使すと大呼す、其膽氣想ふべし。隆盛と面談するに至て、陳情滔々、傍ら人なきに似たり。隆盛其勇氣を愛し、自から救解の勞に當らんことを諾す。已にして隆盛の高輪に来るや、義邦其陣中に隆盛を訪ひ、更に手を携へて芝愛宕山に上りて論談す、實に三道の官軍、江戸合撃と定めたる三月十五日の前夜なりき。隆盛乃ち村田新八、中村半次郎(後桐野利秋)に進軍の令を止めしめ、自から總督府に走て寛大處分の允准に斡旋す。斯かる間に一週日を過し、同月二十三日官軍海軍先鋒大原重徳横濱に在り、其參謀島岡右衛門に命を含め、夜竊に義邦の邸に就き、幕府の軍艦を率ゐて歸降すべきを説かしむ。二十七日義邦は、單身横濱の敵軍中に赴き、重徳に謁し、鬩牆の非を論じ、且つ朝廷の幕府に對する處置奈何に依り、軍艦の如きは謹んで朝廷に獻せんのみ、今に於て主君の軍艦を盗み、降を請ふが如きは義邦の爲す能はざる所なりと、重徳心自から耻ぢ、兵士に護衛せしめて還らしむ。而して幕府の軍艦回陽以下八艦は、榎本鎌次郎之を率ゐて品川灣に在り、號令一發、砲門の火蓋は、切て放たるゝの準備を整へて待構ふるなり。關東に於ける形勢は斯の如く切迫の危機に臨みたれ

ば、人心恟々として、江戸市中は宛も亂麻の如し。横濱居留外人は、婦女を長崎に避難せしめんとする者等ありて、内外商賈の取引は、殆んど休止の姿となる。而かも平和の戦争たる商業に従事する外商は、徒然袖手する事を爲さず、西方の稍、沈靜なるに乗じて、神戸に輸贏を争はんとして來れり、神戸貿易は、之が爲めに早められぬ。神戸外務局に於ては、此際外人の保護、忽かせに爲し難きと、既に取引開始されしを以て、取締の必要上より、四月十日以後は、居留地入口毎に、警固番所に多數の人を配置し、商用外の者は、漫りに神戸に入ることを禁じたれば、前日まで出入したる開港場見物人等は、遽然として其數を減じたり。斯くの如く警固を嚴重ならしめたるは、寔に已むべからざる必要に出しなり。同月十一日の事なりき、佩刀者兩人居留地を徘徊し、一外人に衝突して、將に腰間の秋水を閃めかさんとす、外人乃ち短銃を執て浪士に擬し、僅に珍事に至らざりし實例もあり。故に外人等は、短銃を持するにあらざれば、決して外出する勿れと誦告するに至り、彼等の間に、短銃競漕會を起さんとの議あるや、多數の居留外人は、此議に與みせず、不穩の今日、吾々は銃器を所持するを最も必要となす、然るに假令銃器を有するも、使用の術に慣熟せざれば、何の用をか爲さん、短銃競漕の會を起さんよりは、寧ろ「ライフル」銃射的會を計畫するに若かずと論ずるに至りき。此頃英國軍艦「セルペンント」、「スチラー」、「サラミス」、「マセー」の如き。米國軍艦「ヒスカタキュー」、「オナイタ」、「ハルトホルド」、「ロトチー」の如き。佛國軍艦「ドブリークス」其他「オライクス」、「ウエルケ

ン」、「コックチマヘル」など稱する各艦は、大阪神戸横濱の間に往來し、尙ほ鍋島藩に於て「アデアリアン」商館の蒸汽船「ラーサー」號を雇ふて、兵士の運搬を爲す等の類妙しとせず、就中横濱より來る船艦は、針小棒大の報を齎らし、此月二十六日の夕刻、婦人小兒二百五十餘人を乗て、神戸に寄港したる「ヘルマン」號の如きは、會津藩其外凡そ二十萬五千の兵を率ゐて江戸を固め、徳川慶喜の海軍も、亦海軍奉行、軍艦七艘に將として會津の應援を爲さんが爲めに、江戸海に在り、大戰の起るは、既に昨今の間に在りと傳ふ。斯かれば神戸港の賣買も、比較的平穩に開かれ居たるに拘はらず、内外の人心、何となく不安の情なき能はざるなり。

○第三十九節、神戸雜居地の取締、當時の氣風。然れども此人心不安の間に於て、貿易已に行はるゝに至り、今は五大洲の人民一所に會して、小世界を形造れるなり。見ゆも要し、體裁も亦注意すべき神戸となれり。特に衛生の點よりして清潔を貴ばざるべからず、此に於て花隈村喜左衛門をして、居留地一同の掃除方を請負はしめ、雜居地たる神戸市街の掃除は、東の方鯉川より、二ツ茶屋村境まで、神戸村をして、神戸村境より宇治野川迄、二ツ茶屋村をして、走水村一圓は同村をして請負はしめぬ。而かも閭村の常として、住民の衛生に注意し、清潔法に心を用ゆるが如きは、其人甚だ妙なかりき。當時の道路は、修繕甚だ不充分にして、西、走水より東、神戸に及べる市街の兩側人家の檐下には、單に土地を低めたる儘なる一條の溝ありて、而かも破損に任せれば、降雨一たび至れば、泥水

忽ち往來に溢流す、此等の取締は、甚だ煩はしく、又市中取締の最も面倒を感せるは、下等勞働者の所行なりしが如し、此頃勞力の需用漸く大に起らんとして、土方人足、仲仕、奴僕の類、漸次其數を加ふるに隨ひ、不謹慎なる惡弊は日に増長し、而して人心今は不安より一變して殺伐となり、再變して慍悍不羈の氣風となりたる者なれば、最初は外人を薄氣味悪るく感じたる者、今は却て輕侮するの有様となり、無頼の勞働者は、泥酔して外國人僑居の住宅に立入り、或は往來に外人を罵詈する者あり、又外人の召使となり、猥りに外人の所持品を盗みて賣却する等、不正の所爲を働ける者を生じ、外國事務局は、市中取締役をして晝夜市中の巡回を勉めしめ、保安の事務に於ては、頗る心志を勞せざるを得ざりき。此に於て大阪外務局よりは、大阪與力十五名、同心十五名を神戸在勤として派遣し以て一般警察の任務に當らしめ、尙ほ神戸外務局は、船改役をして市中取締を兼勤せしめたり。

○第四十節、神阪間に汽船の運搬を開かる、和船回漕の慣例。貿易の開かるゝと共に、最も不備を感じたるは、交通運輸の機關なり。此に於て海上の運搬は、早くも従來の菱垣船、樽船、猪牙船に加ふるに、汽船の航行を以てせんとする者出で來り、元年四月汽船「ストーンチ」は、日々午前八時に大阪に奔り、午後五時大阪より來る。其目的とする所は、全く一般の旅客と、普通の貨物積載にありて私人營利の計畫に出づ。又大阪連上所々屬の汽船浪華丸は、同月より大阪横濱間の飛脚船となり、四偶を青、黄、赤、黒に染め爲せる旗章を翻し、官民の別なく乗船せしめ、公私の貨物をも運搬せり。

然れども此航海は、公用を主とせる者なれば、一般の旅客、貨物は便乗を許さるゝに過ぎず。此便乗を請ふものは、總て大阪内平野町江戸屋平右衛門、松屋町津の國屋重右衛門の周旋を仰ぎたり。浪華丸の運轉事務は、雇英人の司る所、而して薩人肥後七右衛門なる者、船中取締として乗組み居たり。一般の旅客、普通の貨物が、汽船に由て兵庫大阪及び大阪横濱間に回漕せられたるは、蓋し此時を以て嚆矢と爲すなるべし。

(補)和船回漕は、菱垣船と唱ふる千石以上の航海船、兵神間に數十艘あり。又樽船と稱し、灘酒を江戸に回漕せる船抄なからず、而して内海には猪牙船を用ひたり。回漕の方法は、商權全く大阪商人に掌握され居たる事とて、中國、四國、九州の物産は、一旦大阪商人に賣渡され、大阪より猪牙船にて回漕し來り、神戸兵庫に來て之を菱垣船に移し、以て各地へ回漕せり。神戸に於ては、樽船の回漕重なるものにて、雜貨は少額なり。殊に米雜穀及び肥料賣買は、兵庫商人の扱ふ所、頗る巨額なりしかば、回漕業者亦尠なきにあらざりしも、神戸に於ては、鳥井、八田の二店のみなりしかや、然れども菱垣、樽船ともに兵庫に碇泊せずして、神戸に繫留するを常とす、而して兵庫回漕問屋にては、新治、鹽利、片野喜助、前田利兵衛等は重なる者たり。幕府に於て、北海道拓殖を企てたる以來は、菱垣船は、兵庫より同地に航海する者あり、之を北海道通船と稱し、此船に乗れる水夫は「ハマチ」と唱へ、例せば千石積の船へ、千二百石を積み來るの習慣なり、其二百石の荷物は、

水夫の資本にて買ひ來る者にて、此船着港する時は、荷主は千石の代金を拂ひ、九百五十石を請取り其他は「切出」と稱し、水夫の利得とせり。此「ホマチ」、「切出」の利益を水夫に與ふるは、荷物を鄭重に扱はしむると、不正を防ぐの目的にて、荷主は此寛大の習慣を作り出せるなり。江戸通ひの菱垣船は、種々の戻荷を積み歸るを例と爲せども、樽船は空船にて歸航する者なり、間々關東雜穀等を積載し來りし事あり。

○第四十一節、賣込引取品其類少なし。已にして内商の引取を爲さんとする者、日に其數を加ふや、外商は輸入品の價を俄に高め、内商は其機を察して一時賣買に手を控ゆるなど、稍、商戰の駈引を見るに至る。内外商買共に以爲く、八九月の候に至らば目覺ましき取引あるべしと、而して其見込は共に的中したりき。輸入物に於ては、最初毛織物類、縮緬類最も嗜好に適し、需用多かりしと雖も、已にして價格の騰貴するや、引取人漸く少なく、黒さわい、毛織へんし、土耳其赤木綿、及び木綿糸の好況を呈したり輸出品の重なるものは、生糸及び茶の二種にして、當時生糸の相場は、百斤につきて中品四百參拾兩より四百四拾兩迄、同上品五百兩より五百參拾兩迄、飯田上品六百兩より六百拾兩迄、越前五百兩より五百貳拾兩の間にあり、一個月二百個位の手合あり。茶は百斤に付、並茶拾兩より拾貳兩、中茶拾七兩より拾七兩貳參分。上茶は參拾貳兩より參拾參兩を出入す。外商は下等茶を排斥して上茶を買入れ、新茶出るも、下等茶に望みなしと語り、内商をして上茶の輸送を勉めしめんと

す。生糸と茶の外に、彼等の望みたるは煙草と生蠟にして、生蠟は、百斤に付十二兩一步位を最下價格と爲し、十三兩位を最高價格と爲せしが如し。然れども出港少額にして二萬斤前後の取引あれば、最早内商は品切を唱ふるの姿なり。是を元年四月頃に於ける神戸港の商況とす。此頃の荷主は、世態の前途を氣遣ふて、外商の何時引揚げ歸國するやも知れず、外商にして歸國せば、物價の下落は免かれざるべしとの不安を抱き、賣惜みの氣合なかりしより、外商も賣込商も、共に利益する所少ならず、特に茶貿易に於ては、當時十六貫目掛大秤を使用したれば、賣込商が出目に利する所頗る大いなりしと云ふ。

○第四十二節、霖雨數ば至る、居留地工事の着手。大戦の後に、大水ありとは必ずさむらざれども、此頃霖雨莽りに至り、特に四月二十六日の夜の如きは、覆盆の暴雨來て諸川増水し、兵庫の湊川、神戸の生田川の如きも亦濁流汨々たり、之が爲めに、當時米國假領事館前面に於ける砂濱の如きは、水害を蒙ること甚だしく、其際、造營僅に成れる「テキシトル」商會の如きは、濁水浸入して軒下の通路は往復すべからず。外國人墓地なる生田川東堤下の地は、水流砂礫を洗ふて新葬の死體を曝さんと氣遣はる。外人墓々として日本役所の注意を迫るの有様なり。

(補)外國人墓地は、居留地の東、生田川の堤防に沿ふたる地なり。開港の當初、幕府の許可する所、地は菟原郡小野新田、脇濱兩村に屬す。明治二年十月に至り、兵庫縣廳は小野新田の方、木畑反別

一反四畝十歩、此金二十五兩三分永四十九文六分(反に付金十八兩の割合)、脇濱村の分、松木立反別一反八畝十歩、此金三十二兩三分永二百四十九文六分、林反別七反三畝十六歩、此金百三十二兩一分永百十文(同上割合)を元所有者に給與す、斯くて地域二千二百六坪を畫し、四圍に柵塙を設けぬ、經費は總て外國居留民に課せず、且つ地租を免じて永世之を貸與す。

因みに記す、清國人墓地は、宇治野村の山部に在り、明治三年六月、六百坪の地を、當時在留支那人は咸記、詳記、廣源興、同孚泰、義和安、東安泰、德昌、同泰、源昌、源泰等に貸與す。支那人は此時六十兩の地代を納め、租賦村入費は毎年十一月米三斗四升八合宛を納る。其後明治六年五月に至り、縣廳に於ては、同所に於て百四十坪の地を百四拾壹圓にて人民より購入し、之を濱波總官張德澄、廣東總管鄭雪濤、福建總管王元辰へ七拾壹圓を以て讓與す、租賦村入費は年々十一月參圓を課するの約なり。明治六年十二月に至り、租稅寮へ具狀し、無稅貸與に引直さんと欲したれども、同八年一月七日、租稅寮より追て違する迄、従前の儘との指令ありき。

此頃已に生糸煙草其他の取引は行ると雖も、倉庫等の設け全たからざるより、砂濱に於て看貫等を實行する有様なるに、斯く降雨數ば至て其便を妨げれば、居留地未成の苦情は噴々として高唱さるゝに至りぬ。此に於て外務局は、閏四月十一日、先づ居留地南邊に當る鯉川以東の海岸石垣を築造し、以て海岸通の道路を擬定し、尙ほ普請用違島屋久次郎をして、居留地地均工事を設計せしめ、同月十

六日久次郎は設計書を呈出し、五月二十日を以て工事を始め、神戸村及び近村人民等は、各畚鍤を執て砂土運搬の役を助くること九日間、今此に至るまで人工を施されざりし神戸の海岸は、將さに面目一變の端を開かんとす。

(補)居留地地均設計は久次郎の呈出せし所左の如くなりき

- 一 居留地西墓所西下水筋古川の路南南北百六間の間立坪一坪宛持込み候得ば凡地形平均に相成申候此立坪百六坪
- 一 同墓際にて凡十間四方高一尺三寸位より自然に平均候得ば平均六寸にて宜敷候義に奉存候此立坪十坪
- 一 同川の東手は先づ御請負の内より平均仕候
- 一 中の下水際西手古川折回り百四十三間此立坪一坪半宛持込候得ば平均に相成申候此立坪二百二十四坪半
- 一 同西手底見百八十間平均一坪宛持込候得者凡平均相成申候此坪百八十坪にて宜敷奉存候
- 一 同溝東手底見長二百間幅五間高一合宛同四十間古川埋立一坪半宛同幅三間にて七間は池に相ひ成申候
- 百五十三間の坪七十六坪半、四十間の坪六十坪、七間の坪三十五坪

一 東貨長家前生田往還際十間四方高一尺餘此立坪十六坪六合  
合立坪七百四十八坪六合此荷敷一萬六千五百個

此土砂運上所前に持上げ有之候土砂運候間干潮の節は西の岸に埋有之候土砂取可申候道法平均三町半に御座候間宜敷奉願上候以上

○第四十三節、兵庫縣設置、伊藤俊介知事に任す。此當時關東に於ては、勝安房守義邦官軍の參謀西郷隆盛の信義に訴へて、慶喜待罪の衷情を總督府に納れ、四月四日官軍の先鋒柳原前光勅使の命を受け、隆盛等五名の參謀を率ゐて江戸城に入り、慶喜の處分及び城池明渡の命を傳ふ。然るに處分書中、幕内の臣僚に於て命を奉じ難しとする條項あり、之が爲めに往復交渉、漸く同月十一日に至て江戸城の授受を終り、上野に於て謹慎待命中なりし慶喜は、兵士に護衛せられて水戸に退きたり。是より先き徳川氏の恭順を唱ふるに及び、松平容保は松平定敬を伴ふて、本國會津に退去し、城池を修繕し、軍備を整ひ、官軍を邀ふるに怠りなく、奥羽常總の諸藩、亦會津を助けて官軍に抗するの態度を取れり。此に於て今江戸城明渡に不平なる徒は、頻りに東北に向て走るもの日に數百人、幕府歩兵奉行大島圭介、二千の歩兵を率ゐて下總市川に據り、幕府撤兵頭福田八郎右衛門(道直)、亦其兵千五百を率ゐて上總の木更津に走る。而して新撰組隊長近藤勇も、甲州より退て常總の間に横行し、結城藩主水野勝知之に應ず。是より宇津宮の戦争となり、關宿の戦争となり、官軍利あらず、東軍の勢ひ頗

る猖獗なり。總督府乃ち薩、長、因、土及大垣五藩に命じて赴援せしめ、同二十三日官軍大舉宇津宮を攻め、一勝一敗、大島等遂に日光に走りて守る。已にして官軍の之を攻るや、東軍地利の便ならざるを察して會津に投ず。是より前二十一日、大總督宮江戸城に入りて總督府を奠め、府下の靜謐を保たんが爲めに、市内鎮撫の任を田安頼慶、大久保一翁及び勝安房守に命ず。此時徳川の遺臣にして、上野に屯在する彰義隊なる者あり。皆徳川社稷の存亡を氣遣ふ者にして、朝廷の處置奈何に依ては、上野宮公現親王を擁して、即位の禮を行はしめ、曾て足利家北朝擁立の故事を襲はんと欲す。官軍江戸市中に入るに及んで、衝突屢ばなり。官軍の參謀隆盛、官兵を制して纔に未だ砲煙府内に揚らずと雖も、佐賀藩士江藤新平の如きは、彰義隊の跋扈横行、白晝人を市街に斬るの亡状を目撃して、奮憤の情に堪ゆず、晝夜兼行、京師に至て狀を奏す。京師に於ては、同月二十七日長藩士大村益次郎を軍防事務局判事に任じ、直に東下して大總督を輔けしめ、尋で三條實美を大監察使に任じ、東下して關東の軍を處せしめんとす。關東の狀勢斯の如き時に方り、京師太政官に於ては、復た又閏四月二十一日を以て官制を改革し、三職八局を廢し、議政、神祇、會計、軍務、外國、刑法の七官を設け、之と同時に地方政廳を分けて、府、藩、縣の三治と爲し、府縣には知事を置き、藩は姑く其舊に依り、中央政府の體形を確定すると同時に、地方制度亦漸く其緒に就かんとせり。此に於て五月二十七日兵庫裁判所は兵庫縣と改稱し、伊藤俊介は兵庫縣知事に任せられ、東條慶治、中島作太郎は兵庫縣判事を拜

命し、兵庫切戸町なる兵庫裁判所假事務局は此に於て縣廳となる。

○第四十四節、縣廳新築の議起る、兵庫の反對。然るに假事務局は、元來大阪幕府奉行所附屬の勤番所たるに過ぎざれば、建造狹隘、構造亦執務に便ならざる者あり。自今兵庫縣廳として、内外の政務を總括する官廳と爲すに足らず。殊に兵庫は運上所及び居留地に隔絶し、不便と浪費とを免かれざるものあり、此に於てか新廳舎建築の議は起れり。此時兵庫の人民は、縣廳移轉の議ありと聞くや以爲く、兵庫開港と稱し、兵庫縣と云ふ、而して縣廳を兵庫以外に轉ずるは頗る名實に反するを覺ふと。乃ち名主年寄等屢ば集會協議して、新廳舎建築の地を、兵庫に相することを請はんと欲す。蓋し兵庫市中は慶應二三年の頃より、街道通過の行旅繁く、貿易開けて以來、宿泊滯留者甚だ多きを致し、内外船舶の碇泊等増加して、市中の利潤増加せしこと大なり。今前途の繁昌殷賑を想ふに、縣廳を此に置かんこと、最も得策たるを知れば也。然れども移轉反對の至當なる口實を看出す能はず、徒らに焦慮するのみ。是より先き内外人雜居地を定めたる際、兵庫裁判所は、太政官内國事務局に稟請し、櫻井遠江守領生田宮村(四十三石六斗六升)、坂本村(二百九十一石二斗一升六合)片桐飯三郎知行北野村(十七石三斗七升五合)、土井大炊頭領宇治野村(百七十三石三斗六升五合)を沒收又は代地の約を以て上地せしめ、而して坂本村は兵庫神戸の中央に位し、東は雜居地の西疆たる宇治野村に接し、地形高濶、田圃四方に拓け、頗る新廳舎敷地を選ぶに適當せり、且つ既に此村内に屬する一部の地を畫し、

補社造營の豫期あり。其西隣地は隆然たる丘陵を負ひ、形勝甚だ佳なるものあり、遂に新廳舎を此地に設くるに決す。  
(補)此役や河合榕之助、岡野謹一郎を以て土木一切の事を督せしむ。六月十二日木工古屋喜平次外一名に達して曰く、

- 兵庫南仲町
- 古屋喜平次
- 同東柳原町
- 山本佐兵衛

右者兵庫御役宅御普請大工棟梁申付候間大和屋新助一同申合入念相仕立早々成功相成候様可致尤總棟梁の儀は島屋久次郎へ申付候間委細の儀は同人へ可談事  
六月十二日

時に坂本村地所平準の土工を、投票を以て負擔せしめんとす。平野村忠右衛門金七百六拾兩を以て落札し、十三日を以て晴天三十日限成工の請書を差出す。同二十五日該土工成るを告ぐ、因て同月初めて工事を興し、斧始の式を行ふ。此に於て兵庫高濱の内、地所四百坪強を以て木材を蓄ふる所と爲し、菟原郡筒井村の林樹を伐らしめ、以て此に置く。同年七月朔日工匠其他賃金を定めんと請ふ、

曰く、

- 一日一人に付作料金壹分壹朱づゝ、  
大工 木挽 同仲屋仕
- 一同 金壹分貳朱づゝ、  
石工 左官 家根
- 一同 金參朱づゝ、  
右 肝 煎
- 一同 錢壹貫五百文  
手 土 方 人 足 傳
- 一同 御手當金貳分づゝ、  
大 工 棟 梁

右者此度御役所御普請職方其外御手當貸銀書面之通御下被爲成候様仕度此段御聞濟の程御願申上候以上

辰七月朔日

大工棟梁  
新 助  
喜 平 次  
佐 兵 衛

御普請御役所

右之通職方一統より願出候に付御聞濟被爲成下候は、難有仕合奉存候以上

辰七月朔日

島 屋 久 次 郎

此月木匠大和屋新助等、新築經費豫算書を出す、曰く、

- 一二百二十四坪 疊坪四百四十八坪
- 一四百七十八坪 御金庫並ニ懸接間落
- 一一百五十坪二分五厘 下板三間、椽、障
- 此坪數合八百六十一坪二分五厘 外廻り建家庭溜り所此外、假半
- 凡見込御入用高の通 建家神戶御役所内に在之古立物
- 引用

- 一金五千六百六拾七兩貳步 材木代一坪に付六兩見込
- 一金六千七百貳拾八兩貳步貳朱永參拾壹文 大工手間一坪に付
- 一金參千參百九拾壹兩貳朱 二十五人七兩參分壹朱
- 一金千貳百九拾壹兩參分貳朱 手傳手間一坪に付
- 一金五百參拾八兩壹步 疊 建 具 類
- 一金千七百貳拾貳兩貳分 家根手間代呂物代共
- 凡金合貳萬千貳百八兩壹分壹朱永參拾壹文 左官手間代呂物代共

右之通凡金高に相成候尤地所並に石方の向は前書御入費積書之外に御座候以上

辰七月九日

棟梁方 大 和 屋 新 助  
喜 平 次



佐兵衛

御普請方御役所

同年八月六日地均し手當金貳百兩を増與す。始め六月既に投票を以て費金を定むると雖も、該地自ら丘陵を爲し、土質準備にして鏝平するに甚だ難し、因て營繕掛より具狀の上、許可を得て之を下附す。同年九月十一月周囲の牆壁を築かんとす、營繕掛具狀す。縣廳は其請を容れ、之を許可して其費を調査せしめ請書を徴す、

一金千百五兩也

但一間に付金四兩壹分替

右は坂本村御役所周り土煉堀二百六十間の間御仕法書通り聊無相違出來可仕は勿論成丈入念丈夫に築上げ候尤日限の儀も出精相勵皆出來可仕候仍て奉差上候一札如件

慶應四辰九月十二日

島屋久次郎

棟梁新助

同喜平次

同佐兵衛

御普請御役所

同十五日廳堂稍や成るを告ぐ、同十七日縣廳舍全く落成す、營繕掛の上陳に曰く、

明十七日御役所上棟仕候間此段御届申上候以上

河合裕之助

岡野謙一郎

新廳に屬する地坪は、總て五千四百八十坪五合五夕にして、内建坪七百九十五坪とす、席を敷く者四百八十疊、四圍女塙を圍らすと二百六十間、結構は從來の日本形にして、同年十一月土木工事全く竣工、因て營繕掛より建築經費精算書を出す、

一金貳百五拾參兩貳分

棟梁御手當

一金八拾參兩壹分永百八拾七文五分

繪圖師同斷

一金貳百參拾五兩參分永百貳拾五文

大工肝煎同斷

一金四千四拾九兩參分永九拾文九分七厘五毛

大工賃金

一金千百貳拾貳兩貳分永百四拾參文五分

木挽同斷

一金七拾壹兩貳分

手傳肝煎御手當

一金千六百貳拾壹兩壹分永貳百貳拾文五分五厘

手傳賃金

一金四百五拾九兩參分永百八拾九文七分五厘

仲仕同斷

一金四百貳拾八兩壹分永貳百參拾文貳分

土方同斷

錢貳百八拾貳文 此永參拾文

地平均御入用

一金九百六拾五兩貳分

裁判所分

內

金九百六拾兩

下方腰掛分

金五兩貳分

右肝煎御手當

一金貳拾六兩貳分

御普請小屋御入用

一金四百九拾壹兩貳分永百貳拾五文

繩俵代

一金參百四拾兩貳分永百七拾六文壹分

左官一式御入用

錢百七拾七文 此永拾八文四分

小買物代

一金千四百四拾八兩壹分永拾四文七分

小使門番手當

一金百五拾六兩參分永百八拾四文壹分

屋根葺一式御入用

內金貳拾七兩參分

石垣築造其外右同斷

錢參百拾文 此永參拾貳文參分

一金六百貳拾八兩永百四拾六文

刃金土代

一金四千七百五拾六兩壹分永貳百五文壹分

土塀築造御入用

一金六拾兩

棟上付同斷

一金千百五兩

瓦代葺手間共右同斷

一金八拾兩

疊代

一金百貳拾六兩

兵庫御圍材木引取運賃

一金千五百六拾壹兩永貳百參拾壹文貳分

瓦船場より御普請場迄同斷

一金四百五拾六兩永貳拾文四分

釘金物代

一金七千參百四拾五兩永四拾七文六分

地行杭打御入用

錢貳百八拾文 此永貳拾九文貳分

建具一式右同斷

一金貳拾參兩永百五拾八文六分

釘金物代

一金六拾七兩參分永百八拾七文五分

地行杭打御入用

錢六百元 此永六拾貳文五分

建具一式右同斷

一金千四百七拾八兩壹分永貳拾壹文七分

釘金物代

一金百四拾壹兩貳分永貳百參拾八文九分

地行杭打御入用

一金千貳拾貳兩參分永百貳拾五文

建具一式右同斷

一金參拾五兩永百貳拾五文 御庭前取片付右同斷  
 一金拾兩貳分永參拾參文參分 御普請場泊番費  
 一金百四拾七兩貳分 井戸堀並側代共御入用  
 合金參萬參千八百六拾兩參分永四拾貳文六分五厘

内

金五千百貳拾六兩永百七拾壹文七分

臨時御普請内譯略す

差引

金貳萬八千七百參拾四兩貳分永百貳拾壹文參分五厘

御裁判所御普請被仰出候分御入用に御座候

右者常御裁判所御普請御入用仕譯書面の通御座候以上

河合 榕之助

岡野 謹一郎

新廳舎建築に着手せんと欲する頃、假縣廳たる兵庫切戸町勤番所は、既に頽破の場所ありて、修繕を施さるべからず。然れども新廳舎の建築は、急設工事と爲し、大工棟頭大和屋新助、古屋喜平次、山本屋佐兵衛等、期日を定めて従事する者なるを以て、假縣廳の修繕を見合せ、七月四日以後は一時兵庫湊町あらしの花壇を以て假事務所と爲したりき。

○第四十五節、明治元年の兵庫縣管轄高、其沿革。此時に方り、兵庫縣の管轄は、總高七萬九千一百三十八石八斗七升四合二勺なりき。初め東久世等の兵庫に来るや、元年正月十六日廣江孝介等を播磨國に派遣し、一橋、田安、會津三藩の領地を改め、其著ふる所の金穀を検せしめぬ。已にして二月兵庫裁判所の設置さるゝに方り、兵庫、神戸並に其近接幕府直轄の諸村と、播州加東、加西、神東諸郡の村々にして、代官齋藤六藏の支配に屬せし幕府領を所轄と爲し、此月二十四日に至り播津、播磨、河内三國內に於ける幕府領地は、總て兵庫裁判所の管轄と定りて、此に始めて管轄區域成れり。即ち攝津國の内、百九十八村、高五萬一千八百三十五石一斗七合三勺、河内國の内、茨田郡内九村、高千五百八十八石九斗三升二合、播磨國美囊、加東、印南、多可、揖西の五郡の内六十三村、高一萬〇九百三十九石一斗九升二合四勺三才、及び預所播磨國神東、加西、飾西、多可、兵庫五郡の内百〇一村高二萬三千七百七十八石五斗一升六合總高八萬八千四百四十一石七斗四升七合九勺九才なりしなり。同六月に至り、尼ヶ崎藩櫻井遠江守領地、攝津國八部郡内生田宮村(四十二石六斗六升)、坂本村(二百九十一石八斗一升六合)、古河藩土井大炊頭領地八部郡宇治野村(百七十三石三斗六升五合)共に所轄内に入る。蓋し此三村は雜居地域中に在り、殊に楠社造營豫定の地に屬するを以て、太政官に稟請する所たり。同七月小堀數馬の上知地攝州有馬郡の内二村、八部郡の内一村、高九百五十七石三斗五升五合五勺を大阪府より交附され、九月十九日播州美囊、加東、加西、三郡内に於ける元會津藩領

四十七村、高一萬〇七百五十三石八斗一升六合八勺亦所轄に收むるを請ふて許さる。同月八郡郡内片桐振三郎知行所北野村高二十七石三斗七升五合を所管に入る。前掲の管轄總石高は斯の如くして成れるなり。明治元年に於ける兵庫縣なるものは、斯かるものなりき。

(沿)明治二年八月十三日、阿部基之助領地、播州加東郡の内二十村、高五千八百四十七石三五四を所轄とす。同十五日攝津國西成郡山口村(豐崎縣治所)へ官吏を派し、豐崎縣廢止に付、其官地を收む。同九月豐崎縣合併地の内高十三萬千七百〇九石五八九九八一、攝津國住吉、東成、西成の三郡高七萬〇三百八十九石二六八一を大阪府に交附す、其接近地たるを以てなり。同十二月、中下太夫の名稱廢せられ、宮堂上家領、中下太夫以下の知行所、社寺領、攝津國高三萬五千九百五十二石五七四播磨國高三萬二千七百二十五石三三八四は本縣所管となり、總計高十七萬八千二百七十八石五二九八三、之を明治二年の所轄地と爲す。

明治三年三月十七日、一橋藩領、播磨國印南、揖東、飾西、加東四郡の内三十村、高一萬一千六百九十九石九一一、攝津國川邊、島下、豐島の内五十六村、高一萬四千七百四十七石二四九二三、四月十三日、田安藩領、攝津國川邊、島下、有馬三郡の内二十八村、高九千八百四十九石四三九六、八月生野縣と管地交換の議を建て允裁を得て、播州赤粟、揖東、神東、佐用、赤穂、神西六郡の内百十一村、高九萬〇九百五十八石五三六九を生野縣へ交付し、之に換ふるに同國多可、加西二郡の

内八十村高三萬六千〇九十四石八四三三を本縣に收む。十月二十七日飯野藩領、攝津國豐島、川邊、能勢、有馬四郡の内三十三村、高一萬〇二百八十七石〇六一三、及び淡路國に於て稻田九郎兵衛知所を所轄とす。十一月二日生野縣交換地授受始て畢る、本縣の管する所、總て二十一萬四千二百五十七石三二一三六(淡路稻田知所は、授與未だ卒らず、依て算入せず)、之を明治三年本縣の所轄地と爲す。

明治四年三月、龍野藩領地、播州飾西郡の内三村、高一千七百八十三石二二三本縣所管となる。始め明治三年十一月十七日龍野藩領地、播州揖東、赤穂、佐用、飾西内の村々、本縣に屬すべきの命ありと雖も、生野縣に付するの允當なるを具申し圖書を返上す、此に至て此命あり。四月二日高槻藩大州藩領地攝津國島下、島上、能勢、川邊の内百二十八村、高二萬八千八百三十石三六〇五五、七月淡路國津名郡の内四十三村(稻田知行所)徳島藩より收む。九月十日播州多可郡喜多村の内、除地天満社領、福聚寺領、伊勢講田等、高五石三三三二を三草縣より收む。十月十六日、丸龜藩領、播州揖西郡の内二十二村、高九千二百五十五石三九七三、外に反高二十三町二七五、朱印除地百五十二石四七九四、大繩場十八町九二〇二、反高四反五一四五本所へ收めたり。十一月府縣廢置の令あり、攝津八郡、菟原、武庫、川邊、有馬の五郡は本縣の所轄となり。十二月二十三日尼ヶ崎縣分轄地、播磨國多可、赤穂、赤穂三郡の内五十村、高一萬三千八百八十七石四七一を收む。此時管地分合授受

に際し、所轄未だ定らず。而して宮、華族、社寺領、上知地にして本縣へ收むるもの、攝津に於て高五千八百七十二石八五七二、播州に於て高四百八十二石三八三なりき。

明治五年一月十三日、篠山縣管地、攝津國武庫郡の内三村の高七百七十三石七八八七、同十六日、半原縣管地、攝津國有馬郡の内六村、川邊郡の内三村、高二千三百八十八石一五八五、同十九日攝津國豐島、島上、島下、能勢四郡の内高六萬七千二百五十三石三五九五八を大阪府へ交附し、同日麻田縣管地、攝津國川邊郡の内十六村、高四千七百七十三石〇〇三を本縣所轄に收む。同二十一日、小泉縣管地、攝津國川邊郡の内二村、高八百五十三石九七七七を收む。同日播磨國美藝、加東、加西、神東、飾西、揖西、多可、印南八郡の内、高十萬二千八百六十四石五九三二を飾磨縣に交付す。二月五日、淺尾縣管地、攝津國八部郡の内一村、高三百七十八石八二九三を收む。同十月尼ヶ崎縣管地、攝津國四郡(菟原、武庫、川邊、有馬)の内八十五村、高三萬八千六百五十一石〇四四一を收む。同十八日、四年十一月本縣に收むる播州三郡の内五十村の地を飾磨縣に交付す。三月十七日三田縣管地、攝津國有馬郡の内五十三村、高三萬一千八百〇三石三五五一を收む。此に至て本縣管する所、攝津國八部、菟原、武庫、川邊、有馬五郡全く所管となり、總高七萬〇五百六十一石〇八一八と爲る。明治九年八月二十一日、飾磨縣、豐岡縣、名東縣の廢止ありて、播磨國、但馬國、淡路國及丹波國の内水上、多紀三郡本縣管轄となりぬ。

○第四十六節、奥羽平定す、兵庫縣政秩序を見る。兵庫縣治の漸く秩序を得たるの頃、奥羽地方の鎮定を告げて、天下の大勢亦安如たるを見たり。既に記せしが如く、官軍大總督の宮江戸城に入ると雖も、三千弱の彰義隊は上野に屯營し、動もすれば上野寛永寺宮公現を奉じて暴發せんとし、其勢ひ頗る猖獗を極む。此に於て、東下の軍防事務局判事大村益次郎の江戸に着するや、總督府に建議し、五月一日田安、大久保、勝の市中取締を罷め、同月十五日彰義隊を擊攘して、江戸附近を平定す。而して此當時奥羽鎮撫の總督九條道孝、副總督澤爲量は奥羽に在り、東北諸藩を督して會藩を討たんと欲すれども、仙臺藩主伊達慶邦、米澤藩主上杉齊憲等、専ら會藩主松平容保の爲めに救解する所あらんと欲し、奥羽の諸藩に檄を傳ひ、連署して會藩宥罪の書を總督に捧ぐ、已にして其書の却けらるゝや、憤然として怒り、斯かる無情の處置、蓋し朝旨にあらず、朝威を負ふて私情を逞ふする一二藩士の爲す所のみ、朝廷に對して抗戦するは不可なるを知ると雖も、奸賊を討て懲すは開戦も亦已むべきにあらずと爲し、官軍參謀世良砥徳を福島に殺し、總督九條道孝を仙臺に幽閉し、遂に仙臺、米澤の二藩盟主と爲り、南部、二本松等二十五藩の盟約成て、長岡、若松、新發田又之に加はり、薩長諸藩と抗戦するに決す。官軍乃ち越後口、奥州口より進軍し、是より各地に勝敗ありと雖も、東軍競はず、遂に八月二十三日以後は、會津城孤立して官軍の圍みを受け、籠城三十餘日、九月二十二日容保は其子喜徳と共に降を請ひ、奥羽全く平く。京師に於ては、八月二十七日天皇即位の大禮を紫宸殿に行はせ給

ふ、聖算十七、大禮古典に基き、大旗等の制を改め、中世以降用ふる所の唐制禮服を廢し、其二十八日車駕東行の期を布告し、九月八日一世一元の制を立て、明治と改元し、詔して大逆、故殺及び犯情赦し難き者を除くの外、凡て罪一等を減す、已にして九月二十日車駕京師を發し、輔相岩倉具視、議定中山忠能、外國官知事伊達宗城、刑法官副知事池田章政等之に従ひ、十月十三日東京に入り、江戸城を以て皇城と爲し、改めて東京城と稱し、諸道の總督皆凱旋す。唯榎本鎌次郎孤軍を以て、尙は函館五稜廓に據るあるのみ。

(補)榎本は、八月十九日軍艦及び運送船八隻を奪ふて品川灣を去りたる以來、會津を脱走したる敗將大鳥圭介等に會し、十月二十日回天、開陽、神速、蟠龍、千代田、高雄の六艦を率ゐて、南蝦夷鰲木港に入る。延議は擬するに海盜を以てし、之を天下に布告し、糧食を興ふるを禁ず。榎本等の北海に入るや、函館府知事清水谷公考、龜田の五稜廓に在り、兵を出して之を防ぐ。榎本等、之を破りて五稜廓に據る。總督府に於ては、長藩以下の兵出羽に在る者をして征討せしめて勝たず。時既に冬にして積雪結氷、交戦に苦む、依て姑く解氷を待つに決し、其爲す所に委す。榎本等は、函館、江刺、松前を占領し、假りに首長を公撰して、總裁榎本鎌次郎、海軍都督荒井郁之助、陸軍都督大鳥圭介、函館奉行永井尙志と定め、五稜廓を本營と爲し、松前、江刺、函館に分署を設け、函館在留各國使臣及び英佛二國の軍艦々將に應接し、港内の事務を裁決する旨を告ぐ。此時外人は、

孤軍政府に抗するの不得策なる旨を忠告し、政府と調停すべきを勸む。榎本乃ち其厚意を謝し、徳川氏の一族を奉じて蝦夷の地を開拓し、永く北門の干城たらんことを請ふの書を裁し、之を政府に傳達せしむ。艦將横濱に至り、此書を上奏すと雖も、政府許さず。明治二年三月官軍大舉して函館東軍を討たんが爲めに海陸均しく進み、屢ば東軍の詭計に惱まざる。激戦數回、海陸兩軍の勝敗ありて、東軍の海軍先づ全滅し、遂に五稜廓を固守す。官軍相ひ議し、參謀中山良三、單身城中に赴き、主將榎本に見て順逆を説き降を勸む、五月十八日榎本、大鳥、荒井等、參謀黒田了助、同中山良三に就て降る。

○第四十七節、神戸移住者多し、獄舎の新設、其沿革。既に記したる新縣廳舎の新造營と共に、同一地内に假設の獄舎は建設せらる。然るに當時は、已に斷獄、捕亡の規律を得て、管内取締の方法も已に行はれ、殊に神戸の如きは、四方鳥合の族月に増加し、囚獄繫留の者亦日に多し。而して假設の獄舎は、管に狹隘なるのみならず、廳内獄舎の設置は、官衙威嚴の上に於ても妙ならずと爲し、別に坂本村に一區の民地を購入し、以て廳内假設の獄舎を移すに決す。此に於て工事に着手し、十一月九日に至て落成す。然るに新築獄舎の規模は、仍ほ甚だ狹隘にして、兵庫縣全般の獄舎と爲すに足らず、此に於て斷獄方は、更に獄舎及び守卒の公廩を建設せんことを請ふ。而して同月行政官の違ありて、始めて徒刑法施行の場合となりたれば、宇治野村の民地を購入して徒刑場を設け、看守吏の官令

を創立す。坂本村獄舎擴張工事も、亦許可ありて營造せり。是れ元年十一月の交に於ける施工たり、斯の如く土木工事起りたれば、神戸に向て應集する勞働者漸く多く、人口俄然増殖を加へて、神戸は往日の寂寥たる幽棲地にあらざらんとす。

(沿)獄署は、翌明治二年復た病檻を設け、其翌三年六月、新に又獄舎一棟を増建せんと欲するの議あり。此時に方り、脱檻の徒ありて其建築緩ふすべからず、乃ち土木を興す。然るに結構尙は完備ならず、用材數月にして腐朽し、隨て復た脱檻の憂あり。因て明治六年七月獄署に於て別檻建設の舉あり、當時政府の直轄に係る兵庫假留監廢止となりたれば、之を拂下げて改築の上、既決囚監獄と爲さんとす。九月別檻成る、同年十二月宇治野山部に地を卜し、更に監獄新築の舉あらんとし、屢ば内務省へ具狀すと雖も許可を得ず、因て同七年六月假に竹柵を其周圍に設け、纔に脱檻逃走の憂を彌縫せり。

徒刑場は、明治六年三月に至り、從來の徒刑場を懲役場と換稱すべしと布告出づ。此に於て懲役場を改造せんと欲し、同年十二月神戸山部に於て、字名古と稱する地の一區を相す、地は宇治野町に屬す、乃ち此處に新築し、坂本村の獄舎を此に移し、懲役場を其中に設けて獄舎と併せ置かんと欲し、内務省に伺を立ると雖も、其豫算多額の故を以て許可を得ず。依て更に豫算を改めて壹萬八千八百四拾貳圓餘と爲し、許可の指令に接して八年三月三日起工せり、兵庫仲町古谷喜平次、同相生町本

城新助の受負に係る。同年六月竣工の上、八月坂本村の監獄を移す、經費決算壹萬九千七百九拾八圓餘、而して此負擔は三分の一を官に於て支出し、其餘は凡て市民に課さる。此に至て宇治野村舊懲役場及び坂本村舊牢獄は、同年十一月人民へ入札拂下を爲し畢んぬ。

斯くて明治九年に至り、監獄事務は司法所々管を放れ、内務省に屬して地方長官の管する事となりたるに、此際兵庫縣の管轄は、其區域殆ど従前に倍し、加るに囚徒漸次に増加したるを以て、更に隣地を併せて獄舎を改築せり、而かも宇治野監獄の名稱は其後尙は舊に依る。明治十一年に至て、兵庫縣神戸監獄と改め、次で又之を兵庫縣監獄本署と改稱し、更に明治十九年神戸監獄と改めたり。其後囚徒の増加に隨ひ、漸く獄舎の狹隘を感じ、且つ該地は飲料水に乏しくして、其不便少なからざるより、明治二十一年度に至り、移轉改築の議案は縣會へ提出さる、然れども此年度に於ては否決せられ、其翌年度に於て議決を得、經費總額九萬七千餘圓、内金貳萬圓は國庫の補助を受け、殘額七萬七千餘圓を三ヶ年繼續支出と爲し、地を湊村の内石井村に卜し、民有地一萬二千餘坪を、一反平均四百圓を以て購ひ、明治二十四年四月工事略ぼ落成を告ぐ、此時同監獄署監房内に於て、傳染病の流行あり、依て先づ同月囚徒を新監獄に移さしめ、六月に至て全く竣工し、七月以後舊監獄署を全く此處に移したる。是より先き明治二十三年、法令改正の結果、縣廳の一課として監獄課設定の違あり、因て神戸監獄を以て之に充て、龍野其他の監獄を支署と爲せり、爾來神戸監獄は、

兵庫縣の監獄署となる。

○第四十八節、居留地成る、三十六區の競賣。六月往きに着手したる居留地海岸二重浪返し凡二百間成就せり、此日島屋久次郎、重て地均し方法を上申して曰く、

一先達て積り書差上候分は左に

墓の南手三十坪、海岸土砂百坪、運上所前八十坪、操練所東二百坪、東の高見三百坪

殘生田川々中土砂堀取の法にて

總平均立坪 七千八百八十三坪

場所へ持込の分

代銀四萬八千九拾參貫文

右の通御積り上仕候處此分三宮裏手田畑の眞土御取土の御仕方至極宜敷御思召に御座候乍併最早稻植付相濟候後に御座候へば小前百姓共年寄中より論無之候ては彼是故障申立候哉に奉存候右眞土にて持込候得ば道法平均往返二町餘程近く相成候間凡人足八千五百人許減少仕候此度御冥加砂持凡立坪にて二百坪持込候得共砂にて地平均仕候と眞土にて地平均仕候とは餘程眞土の方手間且御堀取引平均人足に二百人計餘分相掛申候間右六千五百人減少仕候外殘四萬貫文位なれば皆出來仕候最一段御減じ方仕候は云々

此に於て同月十日より、久次郎に命じて居留地地均し工事に着手せしむ、斯くて二十六日に至り此地

平均成る。神戸村田圃の眞土を取ること立坪三千百十二坪半、此面坪四千七百十六坪にして、田地を潰すこと一町五反七畝六歩なりき。此月居留地西境鯉川工事亦成りたれば、此に至て居留地外圍の溝渠六百間全く竣工を告ぐ、故に引續き東境生田川堤防の修築に従事せしめ、七月居留地々圖一幀宛を各國領事に贈りて曰く、

一筆致啓上候生田川河決の儀此節既に取掛凡三箇月の後には可成然る上は居留地水害の危機を可免且居留地中央の大道を調へ左右に溝を堀り所々往來筋の石橋を調替候事我政府より一ヶ月中に可相調且又三ヶ所荷揚場所も早々爲築可申此段及御通置候間御承知可有之候爲其如斯御座候以上

七月二十一日

中島 作次郎

伊藤 藤五 位

而して不便を感じ必要を重ね居たる居留地は、今や漸く其一部を成就し、此月二十四日東運上所に於て、一番より三十六區(別表參觀)を各國人に競賣せり、而して八月十一日に至り、更に引續き居留地大道筋兩脇小溝石橋(代金貳拾七兩參分永六拾八文五分)同九十尺道(買上金百七拾七兩貳分永百貳拾五文)の掛替と修繕との土工に従事せしむ。

○第四十九節、居留地條約、競賣地沿革、居留地町名。斯く已に三十六區を外國人に競争したれ



ば、八月二十三日居留地條約に據り、米蘭兩國領事と約して曰く、

日本政府の代理甲の組兵庫縣知事伊藤俊介と外國衆人の代理乙の組下名の各條約國領事等との間に此約定書を調達せり

神戸に於て地所賣渡取極書第九箇條に海河の石垣と掲載有之は官圖に顯はし有之且現今建築取掛有之所の居留地周圍の街道にある各溝の石垣且覆掩等の意を、合候儀判然にして右溝は居留地後手にある地所の爲め緊要の下水に付右甲の組其官府相續人に代て右溝日本政府より平常清潔且損害なき様保護可致候事

右乙の組右地所速に引受可申且賣渡狀發行可相成に付居留地内總町の溝に同様の幅を以て掛渡す橋早々成就可致様右甲の組約定致し候事

右甲の組石垣且生田川堤を保護可致約定す右は居留地に満水溢漲の儀を防ぎ堅固ならしめんが爲めなり

爲證據二千八百六十八年第十月八日我等調印致し置候也

兵庫縣知事 伊 藤 俊 介

米國領事 ティ、スコット、ステワルト

蘭國領事 アイ、イー、ホードキン

伊藤俊介貴下並ライ、スコット、ステワルト貴下の調印を證明する「ビー、シモン」の目前にて調印取替せ致し候事

乃ち此條約にて、居留地外圍の溝渠、架橋及び生田川堤防等、居留地保護の修築工事は日本政府の義務に屬し、其他の道路、溝渠は居留地行事の監督に屬する事となる。蓋し此約定は已に云へるが如く、是より先き六月十九日を以て締結したる、兵庫大阪居留地條約に基くものにて、其條約は左の如くなり。

第一 昨年の約定に依て大阪表各國人居留の爲め許せし地所羅賣日限の儀は同所日本の役人と各國岡士相談にて相定む可し尤も西洋九月一日以後ならざるを要す先般布告せし圖面可成丈用ゆ可しと雖も同所日本役人並に各國岡士不殘同意にて改むる事不苦若し改むる事有之件々羅賣日限り少く共五日前大阪に於て布告すべし

第二 兵庫に於て初て地面羅賣の高、方角並に日限日本役人と各國岡士相談にて可相成且羅賣日限より少く共五日前に日本政府に於て羅賣に差出す地面の圖を設け兵庫に於て布告致し區地の數方角且追々可開道路下水各國へ知らしむ可し地面一區の坪數は二百坪を小地とし六百坪を大地面とす道路の幅四十尺より狭き事なかるべし

第三 前件の通大阪兵庫に於て貸渡候地面元金一坪に付金二兩と相定め内金壹兩貳分地面を設る雜

費として日本政府にて取置残り二分は日本政府より積金預り方へ相渡し居留地積金として道路溝下水普請修葺常夜燈其外居留地用金とすべし且大阪並に兵庫に於て右元金より高く糶賣候益金半高右積金へ加ふる爲め日本政府にて譲るべし

第四 大阪兵庫居留地々面糶賣の儀は此箇條書に附屬する糶賣の法則に従ふべし糶賣殘の地面追て又糶らしむ可し其日限は同所日本役人と各國岡士にて相定め何れども一ヶ月前に布告すべし

第五 大阪並に兵庫に於て地稅は一ヶ年一坪に付金壹歩に相定めり此地稅の内大阪に於て金三百八拾壹兩兵庫に於て金四百拾兩壹分平常地稅高にて日本政府へ可納殘の分は居留地積金として道路下水普請常夜燈其外居留地用金と致すべし尤前金にて可相納事

第六 右積金を取設るに依り非常天災の爲め破損するの外道路普請下水溝修葺常夜燈其外居留地入費は日本政府にて關係なかるべし尤非常天災の爲め破損有之時は日本政府より差出すべき分の高雙方相談にて相定むべし

第七 此約定書に依り地面を借受け外國人より居留地積金の爲め收むべき金は先づ其岡士へ收納し岡士より積金預り方へ渡すべし居留地積金の義は同所日本役人各國岡士並に居留人行事相談にて取扱ふべし行事三人より多くすべからず各國岡士人別帳に姓名を記せし者の内より選舉すべし選舉手續勤役年限各國岡士にて定む可し

第八 追て若し大阪或は兵庫居留地取締として外國人抱入の儀を要する時は右入費として一坪に割合を出すべし尤も一坪に付金壹歩の三分の一に過べからず金高並に收納の日限の儀は同所役人と各國岡士及び前件居留人行事相談にて年日相定む可し

第九 日本政府入費にて兩方居留地石垣上陸場を修葺致し且上陸場最寄の海岸の海河を浚ひ干潮たりども差支無之様致す可し

是れ外國官東久世中將、肥前侍従と各國公使間に締結せし所なり、居留外人亦此條約に遵ひ「ガラハ」商會「マケンテ」、「シミツヘーケル」商會「ブランドンボルグ」及び「アスピナルコルニス」商會「ハイナメ」の三人を居留地行事に撰定して、積金の處分を爲さしむる事となし、爾後彼等居留外人は、直接に工人を使備し、積立金を以て居留地内、道路、溝渠の修葺等を施行す、是を以て彼等直接施工の順序其他は詳かなることを得ず。

(沿)明治二年二月一日居留地の地券狀を發行す、今第一番の地券狀を掲ぐ、其他は之に準すべき也。

兵庫港神戸外國人居留地地券狀

一金千六百九拾參兩壹歩

請

取

地代金拂方此書附を以て證據と爲すべし

日本政府代人伊藤俊介より「アスピナルコロチス」商會又は相續の子孫或他の讓受人等在神戸外國人

居留地の公けの繪圖面上に第一番並縦横坪數五百二十一坪と悉敷書載たる地面を貸渡候節地面に付ての規則左の通

第一 右「アスピナルコロチス」商會又は相續の子孫或は他の譲受人等前金にて七月十日毎年其國岡士支配人へ一坪に付金壹歩の割合を以て爲地稅二百二十一鎊千八百六十八年八月七日日本政府と各國公使と直に取極たる約定の第五箇條の通可相拂事

第二 右「アスピナルコロチス」商會又は相續の子孫或は他の譲受人年々右約定の第八ヶ條に隨て神戸外國人居留地に於て見回り番の人の給料手當等爲取立二年々岡士支配人へ地面一坪に付金壹歩の三分一或は其以下右番人入用の爲税金可相拂事

第三 右一番の地面皆坪又は切坪にても日本國と條約有之各國人民へは讓引可致條約無之國の人民へは賣渡不相成事又地面轉賣の節毎々取扱方は岡士支配人にて可取扱事右規則に不相隨「アスピナルコロチス」商會又は相續の子孫或は他の譲受人於有之は其國の岡士役所へ可届出事右規則書一通相認め一通は地主へ相渡し一通は日本役所へ控置可し

地 所 掛 印

伊 藤 俊 介 (縣印)

明治二年四月二十一日、居留地第二次の競賣を爲すこと二十五區、此時に方て、生田堤防未だ全く

堅固ならず、而して河身流砂の堆積を見る、依て川床堀浚千二百二間、水刳箒百十六ヶ所(此費金千六拾四兩壹分永百四拾九文四分)、堀根圍延長二千十五間並堤腹附嵩置(此人足千五百五十七人)の修築あり、沿河の各村各持場を定めて此役を助く、六月復た又損所を修繕し、貳百八兩壹分餘を費消す、漲溢の患、年として之れなきはなし。此に於て同三年、河身附替(別項)の舉あり。

明治三年四月十六日、居留地第三次六十區の競賣を行ふ。明治五年に至ては居留地道路、溝渠漸く整頓し、已に舊時の觀にあらず。此に於て街衢の名稱を撰む、其東西縦道の五條を、海岸通、前町、中町、北町、裏町と云ひ、南北横道八條を東町、伊藤町、江戸町、京町、浪花町、播磨町、明石町、西町と云ふ。

明治六年二月七日、居留地第四次五區の競賣を爲す。此に於て百三十六區、終に一區を残さず。而して其第一次より第四次に至れる競賣地坪數等を掲表すれば左の如し。

所在 番 號	地 坪	借 法	競 年 月	競 賣 地 價	同 百 坪 當 り	官 營 自 營 原 價	官 營 修 繕 家 稅	各 國 借 受 人 名 號
居留地 五百二十一坪	競賣地	明治元辰年七月二十四日	千六百九拾參圓貳拾五錢	參百貳拾五圓自營私繕	無	英 アスピナルコロチス		
二百二十七坪	全	全	千參百拾七圓五拾錢貳百五拾圓	全	全	米 ワ オ ル ス		

二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二
全	全	全	全	三百十八坪三合 三勺	三百十八坪三合 三勺	全	百坪	三百八十九坪六 勺
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
七百拾六圓貳拾四錢 參厘	八百參拾五圓六拾錢 七厘	九百參拾五圓九錢五 厘	全	七百五拾六圓參錢四 厘	七百七拾五圓九拾貳 錢九厘	九百	九百九拾參圓七拾五 錢	千八百四拾八圓參錢 五厘
貳百貳拾五圓	貳百六拾貳圓五拾錢	貳百九拾參圓七拾五 錢	全	貳百參拾七圓五拾錢	貳百四拾參圓七拾五 錢	參百	參百參拾壹圓貳拾五 錢	四百七拾五圓
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
關 スコツクル	英 イートン	米 ワルレン、テンソン	關 アテリアン	英 サヨサ、タレン	佛 カンドンベル	全	英 キルビ	學 キニツフレル

十一	十	九	八	七	六	五	四	三
全	全	三百六十二坪五 合	全	全	全	五百九十六坪八 合七勺	三百四十八坪七 合五勺	三百二十二坪二 合五勺
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
千八百貳拾八圓拾貳 錢五厘	貳千貳百拾四圓八拾 四錢四厘	千七百貳拾貳圓六拾 五錢六厘	千六百七拾八圓六拾 九錢八厘	千九百七拾七圓拾參 錢貳厘	千六百四拾壹圓參拾 九錢參厘	千九百參拾九圓八拾 貳錢八厘	八百七拾壹圓八拾七 錢五厘	八百六拾六圓四錢七 厘
參百貳拾五圓	參百九拾參圓七拾五 錢	參百六圓貳拾五錢	貳百拾壹圓貳拾五錢	參百參拾壹圓貳拾五 錢	貳百七拾五圓	參百貳拾五圓	貳百五拾圓	貳百六拾八圓七拾五 錢
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
英 コロケル	學 クツチヨ	關 テキストル	全 シキユルライス	米 エフアレーク	全 アテリアン	關 國商會	全 人	米 スミツヘーケル





五十七	三百五坪六勺	全	明治三年四月十六日	七百五圓四拾五錢	貳百參拾壹圓貳拾五錢	全	全	全	英 アラクモール
五十八	全	全	全	六百拾參圓九拾參錢	貳百壹圓貳拾五錢	全	全	全	英 フローン商會
五十九	全	全	全	八百八圓四拾錢九厘	貳百六拾五圓	全	全	全	英 コヘン
六十	二百七十八坪五合四勺	全	全	六百拾參圓六拾七錢九厘	貳百貳拾七圓五拾錢	全	全	全	學 ケンケイ
六十一	三百八十七坪五合	全	全	五百七拾八圓五拾九錢貳厘	貳百壹圓貳拾五錢	全	全	全	佛 レシヤ
六十二	二百二十五坪	全	全	五百七拾圓九拾參錢八厘	貳百五拾參圓七拾五錢	全	全	全	英 イトン
六十三	全	全	全	四百五拾參圓八拾錢	貳百壹圓貳拾五錢	全	全	全	佛 フンシー
六十四	二百七十五坪	全	全	六百拾壹圓八拾七錢五厘	貳百貳拾貳圓五拾錢	全	全	全	學 トメ
六十五	全	全	全	五百九拾壹圓貳拾五錢	貳百拾五圓	全	全	全	英 ハイル

六十六	全	全	明治二己年四月二十一日	五百七拾四圓六錢參厘	貳百八圓七拾五錢	全	全	全	學 セーメルツク
六十七	全	全	明治元辰年七月二十四日	五百五拾參圓四拾參錢八厘	貳百壹圓貳拾五錢	全	全	全	佛 ウイナルト
六十八	全	全	明治二己年四月二十一日	全	全	全	全	全	關 ハルトマンベシル
六十九	全	全	全	全	全	全	全	全	學 エフクロスナル
七十二	二百三十坪	全	明治三年四月十六日	八百九拾壹圓貳拾五錢	參百八拾七圓五拾錢	全	全	全	英 イトン
七十一	全	全	全	四百八拾八圓七拾五錢	貳百壹圓貳拾五錢	全	全	全	關 ホソニックル
七十二	全	全	全	五百拾七圓五拾錢	貳百貳拾五圓	全	全	全	學 シモン
七十三	百七十三坪七合五勺	全	明治二己年四月二十一日	參百四拾九圓六拾七錢貳厘	貳百壹圓貳拾五錢	全	全	全	英 トヨン、エム、スコツ
七十四	二百八十七坪五合	全	明治三年四月十六日	六百五拾圓四拾六錢九厘	貳百貳拾六圓貳拾五錢	全	全	全	英 フロン商會

八十三	八十二	八十二	八十	七十九	七十八	七十七	七十六	七十五
全	全	三百坪	全	全	二百七十五坪	全	全	合 貳百六十七坪五
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	明治二己年四月二十一日	全	全	全
八百五拾五圓貳百八拾五圓	六百參圓七拾五錢	六百八拾貳圓五拾錢	五百八拾四圓參拾七錢五厘	全	五百五拾參圓四拾參錢八厘	千五百五拾六圓九拾參錢八厘	九百參拾六圓貳拾五錢	六百八拾五拾六錢參厘
貳百八拾五圓	貳百參圓貳拾五錢	全	全	全	貳百參圓貳拾五錢	四百參拾貳圓五拾錢	參百五拾圓	貳百貳拾七圓五拾錢
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
英 ナルト商會	學 エフグロスベル	英 ハルリージュエーゼフ	英 ハ、エ、ケレ	學 イウエルソン	英 エル、ジョセフ商會	關 ヲ	英 シル	英 ゲヨンウチトルス

九十二	九十一	九十	八十九	八十八	八十七	八十六	八十五	八十四
全	二百九十五坪	全	全	二百七十五坪	全	全	三百坪	三百八十九坪六
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	明治三年四月十六日	明治六年二月十七日	明治三年四月十六日	明治二己年四月二十一日	明治三年四月十六日	全	全
六百參圓九錢六厘	七百參拾參圓八拾壹錢參厘	九百六拾貳圓五拾錢	九百貳拾八圓拾貳錢五厘	千參百七拾八圓四拾參錢八厘	六百參圓七拾五錢	千五百參圓七拾五錢	八百四拾七圓五拾錢	七百九拾貳圓七拾錢
貳百參拾七圓五拾錢	貳百四拾八圓七拾五錢	參百五拾圓	參百參拾七圓五拾錢	五百參圓貳拾五錢	貳百參圓貳拾五錢	五百參圓貳拾五錢	貳百八拾貳圓五拾錢	貳百參圓七拾五錢
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
英 ホフナルド	佛 リアル商會	學 セーウチナルフ	英 ヘンリーレーチル	關 ケ	關 スキエトスキユテン商會	英 ヘルホーソン	英 ナルト商會	英 コロウル商會



百十	百九	百八	百七	百六	百五	百四	百三	百二
全	二百七十五坪	全	全	全	全	全	三百坪	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	明治三年四月十六日	全	明治六年二月十七日	全	全	全
錢八厘	九百六拾五圓九拾參錢八厘	千五百拾五圓九拾參錢八厘	千九百拾貳圓五拾錢	貳千六百六圓貳拾五錢	貳千六百六拾貳圓五拾錢	全	貳千四百圓七	千貳百貳拾圓參拾錢參厘
錢	參百五拾壹圓貳拾五錢	五百五拾壹圓貳拾五錢	八百貳拾五圓	八百六拾八圓八拾錢	八百八拾七圓五拾錢	全	四百四拾壹圓七拾五錢	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
佛 ワイアラ ンク	英 ヘイ マン	英 フ ローン 商會	英 シ ロ ン	英 イー フイ セル 商會	英 イー シー キ ル ベ ー 商 會	全	蘭 コ ルト ハ ル ス	英 ソ ロ ン 商 會

百一	百	九十九	九十八	九十七	九十六	九十五	九十四	九十三
全	二百七十五坪	全	全	合二百六十七坪五	合四百九十八坪二	合三百七十六坪九	合三百四拾五坪	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
風	七百九拾四圓五錢參厘	八百七圓壹錢參厘	五百四拾壹圓六拾八錢八厘	六百六拾八圓七拾五錢	六百七拾貳圓九錢四厘	千貳圓六拾六錢八厘	七百七拾貳圓七拾貳錢五厘	六百九拾八圓六拾貳錢五厘
錢	貳百八拾八圓七拾五錢	貳百九拾參圓七拾五錢	貳百貳圓五拾錢	貳百五拾圓	貳百五拾壹圓貳拾五錢	貳百壹圓貳拾五錢	貳百貳圓五拾錢	貳百壹圓貳拾五錢
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
英 ヘル ホー リン	英 シ ル ン	字 ペ ン ケ イ	字 ホ ウ ン セ ン	字 レ ン ツ	英 ウ ヨ ン、 ホ フ ト メ ン	英 ウ ヨ ン、 ホ ッ ト ソ ン	字 ペ ン ケ ー	伊 マ ン チ ニ ー

居留地外の地所にして、外國人に貸與する者少なからず、明治元年四月、蘭人ボングルプロズル等

百二十七	百二十六	百二十五	百二十四	百二十三	百二十二	百二十一	百二十
四萬百七十八坪 三合一勺	百六十八坪五勺	百九十八坪六合 一勺	全	二百二十五坪	二百四十一坪六 合六勺	全	全
	全	全	全	全	全	全	全
	明治三年四月 十六日	明治六年二月十 七日	全	全	全	全	全
拾貳萬千六百四拾六 圓九拾錢五厘	六萬九千九百四拾貳 錢六厘	八百九拾陸圓七拾四 錢五厘	千九百九拾陸圓貳拾 五錢	千參百拾參圓參拾參 錢八厘	貳千四百八拾參圓五 錢七厘	貳千九百貳拾五圓	千九百拾貳圓五拾錢
	四百拾貳圓五拾錢	四百五拾圓	五百八拾參圓七拾五 錢	五百八拾參圓七拾五 錢	千貳拾七圓五拾錢	九百七拾五圓	六百參拾七圓五拾錢
	全	全	全	全	全	全	全
	全	全	全	全	全	全	全
	全	全	全	全	全	全	全
	字 キニツフル商會	字 ルーナアラノ	英 ヘーリマン	英 アロン商會	米 ハイム	英 ハル	英 ヘルホーソン

百十一	百十二	百十三	百十四	百十五	百十六	百十七	百十八	百十九
全	貳百五十五坪六 合一勺	全	四百一坪二合五 勺	三百十二坪八勺	二百五十九坪七 合一勺	百七十四坪一合 六勺	二百二十九坪一 合六勺	百三 百坪
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	明治六年二月十 七日	明治三年四月 十六日	全	全	全	全
九百貳拾八圓拾貳錢 五厘	七百九拾八圓七拾八 錢壹厘	八百五拾六圓貳拾九 錢四厘	千百參圓五拾參錢八 厘	六百參拾五圓八拾六 錢參厘	六百拾六圓八拾參錢 五厘	四百拾五圓八拾錢七 厘	七百七拾六圓貳拾八 錢	貳千 百圓七
參百參拾七圓五拾錢	參百拾貳圓五拾錢	參百參拾五圓	貳百七拾五圓	貳百參圓七拾五錢	貳百參拾七圓五拾錢	貳百參拾八圓七拾五 錢	參百參拾八圓七拾五 錢	百 圓
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
英 ハ ル ト	字 ベ ン 時 英 ロ ン ケ ー ン	全	英 ヘ ン リ ー レ ー チ ル	字 レ ン ツ	英 ヘ イ マ ン	英 ハ ル ト	英 イ ト ン	英 ミ ロ ン

を以て始めず、其數二十七區、而して海濱に屬する者は、明治六年十二月に至り、更に官より貸與する者九區あり。

其の他永代貸を稱する地所二十六區あり、明治二年二月十日、英國人ガールに、花隈村の地所二千四十九坪七合を、參百八拾四兩壹分永六拾八文八分を請取り、年期を定めず貸與したりしを以て始と爲す、永代貸は、概ね山手に屬するの地たり、人民相對の貸借は、時々變更ありしを以て今詳かならざれども、明治七年内務省の命に依り、兵庫縣廳に於て、居留地外貸地の掲表を調製せし所左の如し。

外國人へ永代貸地取調表

所在番號	地坪	借方	借期限	地租	同百坪當り	官營自營	私修繕家稅	各國借受人
山手永代 一合	二千四十九坪七合	政府より永代	明治二年二月より	五石一斗一升九合	無	自營	無	英國 ガール
二合	五百十八坪六合	全	全	未定	全	全	全	元米國 當時全 スア テアル ト
三合	六百七十二坪八合	全	全	全	全	全	全	英國 シヨ ー セ フ

四合	三百七十九坪九合	全	全	全	全	全	全	米 エ フ ア レ ッ キ
五合	千二百一十一坪八合	全	全	全	全	全	全	英國 タ ッ キ
六合	四百五十二坪	全	全	全	全	全	全	元米 當時 ウ ス エ フ エル
七合	四百四坪二合	全	全	二石七斗七升六合	全	全	全	元米國 當時 ヒ ミ コ
八合	五百十五坪	全	全	未定	全	全	全	元英 當時 ク ン チ リ ー ン
九合	二千八百一十一坪八合	全	全	十四石四斗八升一合	全	全	全	英國 ガ ー ル
十合	四百十四坪	全	全	二石一斗三升二合	全	全	全	元米 當時 ナ ハ レ ス ウ イ ギ ン ス フ
十一合	千四十二坪	全	全	未定	全	全	全	元米 當時 イ ウ エ ル ス カ ー ル
十二合	三千四百九坪一合	全	全	全	全	全	全	英國 ガ ー ル

十三 合 三百七十九坪三	十四 百十五坪一合	十五 百四十二坪八合 二勺	十六 三百十五坪六勺	十七 二千三百三十二坪 二合	十八 五百一十一坪一合	十九 四百十三坪五合	二十 三百七十一坪	二十一 五百七十坪二合
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全三月より	全四月より	全六月より	全	全十月より	全	全十二月より	明治四年正月より	全二月より
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
全	全	全	全	全	全	全	全	全
元米 チャールス イギリス 當時 ヨロビ 元英 キルリン 常時米 リウイング ストル	元英 モ 子	元英 ツ キ	元英 ム ヒ ー	元英 テ ワ ル ト	元英 ガ ー ル	元英 コ ー リ ン ス	元英 グ ー リ ン ス	元英 グ ー リ ン ス

外国人へ貸地取調表

合計 二萬千四百二十七坪	二十五 合 二百四十一坪四	二十四 六百二十一坪	二十三 千五十一坪五合	二十二 合 六百八十三坪三
全	全	全	全	全
全	全	明治六年三月より	全三月より	全
合 三十一石二斗七升八	一石六斗七升	五石一斗	全	全
全	全	全	全	全
全	全	全	全	全
全	全	全	全	全
全	全	全	全	全
元米 スミス 改英 コロン 常時英 マル シャル	元米 スミス 改英 コロン 常時英 マル シャル	元米 スミス 改英 コロン 常時英 マル シャル	元米 スミス 改英 コロン 常時英 マル シャル	元米 スミス 改英 コロン 常時英 マル シャル